

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（9 月 4 日）（水曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 7 号 令和 5 年度日置市土地開発公社決算の報告について	1 0
日程第 6 報告第 8 号 公益社団法人日置市農業公社令和 5 年度決算及び令和 6 年度事業計画の 報告について	1 0
永山市長提案理由説明	1 0
日程第 7 報告第 9 号 令和 5 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 1
日程第 8 報告第 1 0 号 令和 5 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 1
永山市長提案理由説明	1 1
日程第 9 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
日程第 1 0 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 2
永山市長提案理由説明	1 2
日程第 1 1 承認第 6 号 専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号））につき承 認を求めることについて	1 3
永山市長提案理由説明	1 3
日程第 1 2 議案第 5 2 号 財産の減額譲渡について	1 3
日程第 1 3 議案第 5 3 号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について	1 3
永山市長提案理由説明	1 4
上総務企画部長兼総務課長	1 4
山口初美さん	1 5
有島税務課長	1 6
日程第 1 4 議案第 5 4 号 被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい	

て	1 7
日程第 1 5 議案第 5 5 号 日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につ いて	1 7
永山市長提案理由説明	1 7
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 7
日程第 1 6 議案第 5 6 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）	1 8
日程第 1 7 議案第 5 7 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 8
日程第 1 8 議案第 5 8 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 8
日程第 1 9 議案第 5 9 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 9
日程第 2 0 議案第 6 0 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 9
日程第 2 1 議案第 6 1 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 9
日程第 2 2 議案第 6 2 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 9
日程第 2 3 議案第 6 3 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 9
永山市長提案理由説明	1 9
休 憩	2 1
日程第 2 4 認定第 1 号 令和 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	2 2
日程第 2 5 認定第 2 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 2
日程第 2 6 認定第 3 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2
日程第 2 7 認定第 4 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2
日程第 2 8 認定第 5 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2
日程第 2 9 認定第 6 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 2
日程第 3 0 認定第 7 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 2
日程第 3 1 認定第 8 号 令和 5 年度日置市水道事業会計決算認定について	2 2
日程第 3 2 認定第 9 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計決算認定について	2 2
永山市長提案理由説明	2 2
日程第 3 3 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	2 6

散 会	2 7
-----------	-----

第2号（9月11日）（水曜日）

開 議	3 2
日程第1 一般質問	3 2
山口初美さん	3 2
永山市長	3 2
山口初美さん	3 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 4
山口初美さん	3 4
永山市長	3 4
山口初美さん	3 4
園田企画課長	3 4
山口初美さん	3 5
馬場口こども未来課長	3 5
山口初美さん	3 5
永山市長	3 5
山口初美さん	3 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 6
山口初美さん	3 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 6
山口初美さん	3 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 6
山口初美さん	3 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 7
山口初美さん	3 7
田口産業建設部長兼建設課長	3 8
山口初美さん	3 8
田口産業建設部長兼建設課長	3 8
山口初美さん	3 8
田口産業建設部長兼建設課長	3 8
山口初美さん	3 8

	永山市長	3 8
	山口初美さん	3 8
	小園財政管財課長	3 8
	山口初美さん	3 9
	園田企画課長	3 9
	山口初美さん	3 9
	園田企画課長	4 0
	山口初美さん	4 0
	園田企画課長	4 0
	山口政夫君	4 0
	永山市長	4 1
休	憩	4 3
	山口政夫君	4 3
	園田企画課長	4 3
	山口政夫君	4 3
	園田企画課長	4 3
	山口政夫君	4 3
	上総務企画部長兼総務課長	4 3
	山口政夫君	4 3
	上総務企画部長兼総務課長	4 4
	永山市長	4 4
	山口政夫君	4 4
	上総務企画部長兼総務課長	4 5
	永山市長	4 5
	山口政夫君	4 6
	園田企画課長	4 6
	山口政夫君	4 6
	園田企画課長	4 6
	山口政夫君	4 6
	園田企画課長	4 7
	山口政夫君	4 7
	上総務企画部長兼総務課長	4 7

山口政夫君	4 7
上総務企画部長兼総務課長	4 7
山口政夫君	4 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 8
山口政夫君	4 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 8
山口政夫君	4 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 9
永山市長	4 9
山口政夫君	4 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 9
山口政夫君	4 9
上総務企画部長兼総務課長	5 0
山口政夫君	5 0
黒田澄子さん	5 0
永山市長	5 1
奥教育長	5 3
休 憩	5 3
黒田澄子さん	5 3
入佐介護保険課長	5 3
黒田澄子さん	5 4
入佐介護保険課長	5 4
黒田澄子さん	5 4
入佐介護保険課長	5 4
黒田澄子さん	5 4
入佐介護保険課長	5 4
黒田澄子さん	5 4
入佐介護保険課長	5 5
黒田澄子さん	5 5
入佐介護保険課長	5 5
黒田澄子さん	5 5
永山市長	5 6

黒田澄子さん	5 6
入佐介護保険課長	5 6
黒田澄子さん	5 7
永山市長	5 7
黒田澄子さん	5 7
入佐介護保険課長	5 8
黒田澄子さん	5 8
入佐介護保険課長	5 8
黒田澄子さん	5 8
入佐介護保険課長	5 8
黒田澄子さん	5 8
宇都健康保険課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
福田消防本部消防長	5 9
黒田澄子さん	5 9
福田消防本部消防長	5 9
黒田澄子さん	5 9
中鉢学校教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
中鉢学校教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
中鉢学校教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
中鉢学校教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
中鉢学校教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
中鉢学校教育課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
中鉢学校教育課長	6 1
黒田澄子さん	6 1
中鉢学校教育課長	6 1
黒田澄子さん	6 1
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	6 1

黒田澄子さん	6 2
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	6 2
黒田澄子さん	6 2
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	6 2
黒田澄子さん	6 2
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	6 2
黒田澄子さん	6 2
永山市長	6 2
黒田澄子さん	6 2
福元 悟君	6 3
永山市長	6 3
奥教育長	6 5
福元 悟君	6 5
田口産業建設部長兼建設課長	6 5
福元 悟君	6 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 5
福元 悟君	6 5
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 6
福元 悟君	6 6
園田企画課長	6 6
福元 悟君	6 6
田口産業建設部長兼建設課長	6 6
休 憩	6 6
福元 悟君	6 6
園田企画課長	6 7
福元 悟君	6 7
園田企画課長	6 7
福元 悟君	6 7
園田企画課長	6 7
永山市長	6 8
福元 悟君	6 8
園田企画課長	6 8

福元 悟君	6 8
園田企画課長	6 9
福元 悟君	6 9
園田企画課長	6 9
福元 悟君	6 9
園田企画課長	6 9
福元 悟君	6 9
園田企画課長	7 0
福元 悟君	7 0
永山市長	7 0
福元 悟君	7 0
永山市長	7 1
福元 悟君	7 1
永山市長	7 2
福元 悟君	7 2
奥教育長	7 2
散 会	7 2

第 3 号（9 月 1 2 日）（木曜日）

開 議	7 6
日程第 1 一般質問	7 6
佐多申至君	7 6
永山市長	7 6
佐多申至君	7 7
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 7
佐多申至君	7 7
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 7
佐多申至君	7 7
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 7
永山市長	7 7
佐多申至君	7 7
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 8

佐多申至君	7 8
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 8
佐多申至君	7 8
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 8
佐多申至君	7 8
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 8
佐多申至君	7 9
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 9
佐多申至君	7 9
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 9
佐多申至君	7 9
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 9
佐多申至君	7 9
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	7 9
佐多申至君	8 0
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 0
佐多申至君	8 0
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 0
佐多申至君	8 0
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 0
佐多申至君	8 0
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 0
佐多申至君	8 0
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 0
佐多申至君	8 0
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 1
佐多申至君	8 1
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 1
佐多申至君	8 1
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 1
佐多申至君	8 1
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 1
佐多申至君	8 1
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 1

佐多申至君	8 1
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 1
永山市長	8 2
佐多申至君	8 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 2
佐多申至君	8 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 2
佐多申至君	8 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 2
佐多申至君	8 2
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 3
佐多申至君	8 3
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 3
佐多申至君	8 3
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 3
佐多申至君	8 3
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 3
佐多申至君	8 4
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 4
佐多申至君	8 4
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 4
佐多申至君	8 4
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 4
佐多申至君	8 4
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 5
佐多申至君	8 5
永山市長	8 5
佐多申至君	8 6
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 6
佐多申至君	8 6
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 6
佐多申至君	8 7

成田農林水産課長・農業委員会事務局長	8 7
佐多申至君	8 7
永山市長	8 7
佐多申至君	8 7
永山市長	8 7
佐多申至君	8 7
永山市長	8 8
佐多申至君	8 8
永山市長	8 8
休 憩	8 8
重留健朗君	8 9
永山市長	8 9
奥教育長	9 0
重留健朗君	9 1
上村商工観光課長	9 1
重留健朗君	9 1
上村商工観光課長	9 1
重留健朗君	9 1
上村商工観光課長	9 1
重留健朗君	9 1
上村商工観光課長	9 2
重留健朗君	9 2
上村商工観光課長	9 2
重留健朗君	9 2
上村商工観光課長	9 3
重留健朗君	9 3
奥教育長	9 3
重留健朗君	9 3
中鉢学校教育課長	9 3
重留健朗君	9 4
奥教育長	9 4
重留健朗君	9 4

東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 4
重留健朗君	9 4
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 4
重留健朗君	9 4
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 5
重留健朗君	9 5
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 5
重留健朗君	9 5
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 5
重留健朗君	9 5
馬場口こども未来課長	9 6
重留健朗君	9 6
園田企画課長	9 6
重留健朗君	9 6
園田企画課長	9 6
重留健朗君	9 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 7
重留健朗君	9 7
園田企画課長	9 7
重留健朗君	9 7
永山市長	9 7
重留健朗君	9 8
休 憩	9 8
坂口洋之君	9 8
永山市長	9 9
奥教育長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 1
永山市長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 1
宮前福祉課長	1 0 2
坂口洋之君	1 0 2
宮前福祉課長	1 0 2

坂口洋之君	1 0 2
宮前福祉課長	1 0 2
坂口洋之君	1 0 2
宮前福祉課長	1 0 3
入佐介護保険課長	1 0 3
坂口洋之君	1 0 3
宮前福祉課長	1 0 3
坂口洋之君	1 0 3
宮前福祉課長	1 0 3
坂口洋之君	1 0 3
宮前福祉課長	1 0 4
坂口洋之君	1 0 4
宮前福祉課長	1 0 4
坂口洋之君	1 0 4
宮前福祉課長	1 0 4
坂口洋之君	1 0 4
宮前福祉課長	1 0 4
坂口洋之君	1 0 5
宮前福祉課長	1 0 5
坂口洋之君	1 0 5
宮前福祉課長	1 0 5
坂口洋之君	1 0 5
宮前福祉課長	1 0 5
坂口洋之君	1 0 5
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
坂口洋之君	1 0 6
永山市長	1 0 6
坂口洋之君	1 0 6
永山市長	1 0 6
坂口洋之君	1 0 7
上総務企画部長兼総務課長	1 0 7
坂口洋之君	1 0 7

上総務企画部長兼総務課長	1 0 7
坂口洋之君	1 0 7
上総務企画部長兼総務課長	1 0 7
坂口洋之君	1 0 8
上総務企画部長兼総務課長	1 0 8
坂口洋之君	1 0 8
上総務企画部長兼総務課長	1 0 8
坂口洋之君	1 0 8
上総務企画部長兼総務課長	1 0 8
坂口洋之君	1 0 9
上総務企画部長兼総務課長	1 0 9
坂口洋之君	1 0 9
上総務企画部長兼総務課長	1 0 9
坂口洋之君	1 0 9
永山市長	1 0 9
坂口洋之君	1 0 9
上総務企画部長兼総務課長	1 0 9
坂口洋之君	1 1 0
上総務企画部長兼総務課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
上総務企画部長兼総務課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 1
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
上総務企画部長兼総務課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1

永山市長	1 1 2
休 憩	1 1 2
下園和己君	1 1 2
永山市長	1 1 2
奥教育長	1 1 3
下園和己君	1 1 4
田口産業建設部長兼建設課長	1 1 4
下園和己君	1 1 4
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	1 1 4
下園和己君	1 1 5
田口産業建設部長兼建設課長	1 1 5
下園和己君	1 1 5
成田農林水産課長・農業委員会事務局長	1 1 5
下園和己君	1 1 5
田口産業建設部長兼建設課長	1 1 5
下園和己君	1 1 6
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 6
下園和己君	1 1 6
中鉢学校教育課長	1 1 6
下園和己君	1 1 6
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 7
下園和己君	1 1 7
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 7
下園和己君	1 1 7
奥教育長	1 1 7
下園和己君	1 1 8
散 会	1 1 8

第4号（10月9日）（水曜日）

開 議	1 2 2
日程第1 議案第53号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について	1 2 2
重留総務企画常任委員長報告	1 2 2

山口初美さん	1 2 2
長倉浩二君	1 2 3
日程第2 議案第56号 令和6年度日置市一般会計補正予算(第4号)	1 2 3
日程第3 議案第57号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	1 2 3
日程第4 議案第58号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	1 2 3
日程第5 議案第59号 令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	1 2 3
日程第6 議案第60号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	1 2 3
日程第7 議案第61号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	1 2 4
日程第8 議案第62号 令和6年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	1 2 4
日程第9 議案第63号 令和6年度日置市下水道事業会計補正予算(第1号)	1 2 4
中村予算審査特別委員長報告	1 2 4
日程第10 認定第1号 令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	1 2 8
日程第11 認定第2号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 8
日程第12 認定第3号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 9
日程第13 認定第4号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 9
日程第14 認定第5号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 9
日程第15 認定第6号 令和5年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 9
日程第16 認定第7号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 9
日程第17 認定第8号 令和5年度日置市水道事業会計決算認定について	1 2 9
日程第18 認定第9号 令和5年度日置市下水道事業会計決算認定について	1 2 9
漆島決算審査特別委員長報告	1 2 9
休憩	1 3 2
漆島決算審査特別委員長報告	1 3 2
山口初美さん	1 3 6
福田晋拓君	1 3 8
池満 渉君	1 3 9
下御領昭博君	1 3 9

福田晋拓君	1 4 0
休 憩	1 4 1
日程第 1 9 請願第 2 号 中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書	1 4 2
日程第 2 0 陳情第 8 号 健康保険証の存続を求める陳情について	1 4 2
富迫文教厚生常任委員長	1 4 2
池満 涉君	1 4 5
黒田澄子さん	1 4 7
福田晋拓君	1 4 8
山口初美さん	1 4 8
福田晋拓君	1 4 8
日程第 2 1 議案第 6 4 号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	1 5 0
永山市長提案理由説明	1 5 0
瀬戸口市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 0
日程第 2 2 議案第 6 5 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）	1 5 0
日程第 2 3 議案第 6 6 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 5 0
日程第 2 4 議案第 6 7 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 5 1
永山市長提案理由説明	1 5 1
休 憩	1 5 2
日程第 2 5 意見書案第 1 号 中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見 書	1 5 2
黒田澄子さん	1 5 3
山口政夫君	1 5 3
黒田澄子さん	1 5 3
池満 涉君	1 5 4
佐多申至君	1 5 4
日程第 2 6 閉会中の継続調査の申し出について	1 5 5
日程第 2 7 所管事務調査結果報告について	1 5 5
日程第 2 8 行政視察結果報告について	1 5 5
日程第 2 9 議員派遣の件について	1 5 5
閉 会	1 5 6
永山市長	1 5 6

令和6年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 4日	水	本 会 議	予算・決算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 5日	木	休 会	
9月 6日	金	休 会	
9月 7日	土	休 会	
9月 8日	日	休 会	
9月 9日	月	休 会	
9月10日	火	休 会	
9月11日	水	本 会 議	一般質問
9月12日	木	本 会 議	一般質問
9月13日	金	休 会	
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	敬老の日
9月17日	火	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月18日	水	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月19日	木	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月20日	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月21日	土	休 会	
9月22日	日	休 会	秋分の日
9月23日	月	休 会	振替休日
9月24日	火	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月25日	水	委 員 会	定例全員協議会、予算・決算特別委員会分科会予備日
9月26日	木	休 会	
9月27日	金	休 会	
9月28日	土	休 会	
9月29日	日	休 会	
9月30日	月	休 会	

10月 1日	火	委員会	予算・決算審査特別委員会（全体会）
10月 2日	水	委員会	議会運営委員会、議運結果報告等
10月 3日	木	休 会	
10月 4日	金	休 会	
10月 5日	土	休 会	
10月 6日	日	休 会	
10月 7日	月	休 会	
10月 8日	火	休 会	
10月 9日	水	本 会 議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 7 号	令和5年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 8 号	公益社団法人日置市農業公社令和5年度決算及び令和6年度事業計画の報告について
報告第 9 号	令和5年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
報告第10号	令和5年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
承認第 6 号	専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
議案第52号	財産の減額譲渡について
議案第53号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第54号	被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第55号	日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案第56号	令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）
議案第57号	令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第58号	令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
議案第59号	令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
議案第60号	令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第61号	令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第62号	令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

- 議案第 6 3 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 6 5 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 6 6 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 7 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 認定第 1 号 令和 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 5 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 請願第 2 号 中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書
- 陳情第 8 号 健康保険証の存続を求める陳情について
- 意見書案第 1 号 中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書

第 1 号 (9 月 4 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 7号 令和5年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 8号 公益社団法人日置市農業公社令和5年度決算及び令和6年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 9号 令和5年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 8	報告第10号 令和5年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第 9	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第10	諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	承認第 6号 専決処分（令和6年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
日程第12	議案第52号 財産の減額譲渡について
日程第13	議案第53号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14	議案第54号 被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第15	議案第55号 日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第56号 令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第57号 令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第58号 令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第59号 令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第60号 令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第61号 令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第62号 令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第63号 令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第24	認定第 1号 令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第 2号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第 3号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第 4号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 28 認定第 5 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 6 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 7 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 8 号 令和 5 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 32 認定第 9 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 日程第 33 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（９月４日）（水曜）

出席議員 １９名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
７番 是枝みゆきさん
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１６番 山口初美さん
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ０名

事務局職員出席者

事務局長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農林水産課長・農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 田代誠治君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

山 下 和 彦 君

総括監（観光施設担当）

松 岡 政 仁 君

代表監査委員

櫻 井 健 一 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから令和6年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、山口政夫議員、中村尉司議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月9日までの36日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月9日までの36日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付しました資料のとおりで、以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。5月13日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

次期総合計画策定に向けて、5月から市民参画を核とした「ひおき未来探検隊」の活動を開始し、5月20日から22日に「決起篇」を、6月7日から7月2日に「宝探し篇」を、7月20日から21日に「山分け篇」を実施しました。

対話を重視したプロセスを経ながら、日置市の将来像や目指すべき方向性など、次期総合計画の策定に取り組んでまいります。

次に、5月24日に「日置市・大垣市フレンドリーシティ協定」を締結しました。

大垣市とは、平成20年からフレンドリーシティ交流を行っており、今後、観光や青少年交流などの分野で、両市の友好の絆をさらに強固にしていきたいと思います。

次に、7月5日に株式会社E C O M M I Tと「環境に配慮した資源循環等の推進に関する連携協定」を締結しました。

今後、不要品の「リユース・リサイクル」に取り組む機会を提供することで、地域全体で資源循環を促すきっかけになることを目指し、連携を図ってまいります。

次に、7月22日に「国立大学法人豊橋技術科学大学との包括的連携に関する協定」を締結しました。

今後、インターネット上の仮想空間（メタバース）を活用して取り組むまちづくり「ネオ日置」や脱炭素事業の推進など地域課題の解決に先進的技術の活用を進めてまいります。

次に、7月25日にサントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホー

ルリングス株式会社と「ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定」を締結しました。

今後、3者で協力し、ペットボトルの水平リサイクルの実施を目指し、連携を図ってまいります。

次に、7月30日にUUUM株式会社と「包括的連携・協力協定」を締結しました。

本協定により、見たくなる映像の撮影技術・編集技術、また日置市公認動画クリエイターの公募・育成の連携を図ってまいります。

次に、8月6日に多賀町において「日置市・多賀町兄弟都市盟約40周年記念式典」が開催されましたので、出席しました。

昭和59年2月に関ヶ原戦跡踏破隊が縁で兄弟盟約を結び、スポーツ少年団や青少年リーダー研修を行ってきましたが、今後お互いの交流をさらに発展させてまいります。

次に、8月7日に第4回日置市子ども議会が開催され、子ども議員8人から多様な観点から質問や提言をいただきました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第7号令和5年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第8号公益社団法人日置市農業公社令和5年度決算及び令和6年度事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第7号令和5年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第8号公益社団法人日置市農業公社令和5年度決算及び令和6年度事業計画の報告に

ついで2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第7号は、令和5年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月27日に理事会が開催され、令和5年度の日置市土地開発公社決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和5年度の事業報告の概況としましては、6地区で昨年度に引き続き土地造成事業に取り組み、販売促進や管理等を行いました。

農村地域工業団地に関しては、造成地の全区画が売却または事業用地の賃貸4区画となっております。

徳重工業団地に関しましては、2区画を事業用地として賃貸しており、一部土地開発公社敷地を残し、現時点における分譲全区画が売却または事業用地の賃貸となっております。

住宅団地に関しましては、市広報紙や住宅情報誌への掲載、地元不動産業者や金融機関への協力依頼など販売促進や保有土地の管理に努めました。

収支につきましては、収益総額3,842万9,337円、経費総額682万892円となり、差引き3,160万8,445円の当期純利益となりました。

次に、報告第8号は、公益社団法人日置市農業公社令和5年度決算及び令和6年度事業計画の報告についてであります。

去る5月31日に決算総会が開催され、日置市農業公社から令和5年度決算報告書及び令和6年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和5年度の実績につきましては、研修等事業、農作業受委託事業、農地貸借あっせん等事業を柱に計画的に事業を推進しました。

令和５年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計額で６，７４６万３，６５８円、全体支出合計額が６，９１８万２，９６７円で、次期繰越収支差額はマイナス１７１万９，３０９円となり、この差額については特定費用準備資金から補填しました。

また、令和６年度事業計画につきましては、これまでと同様に、研修等事業、農作業受委託事業、農地貸借あっせん等事業を３本の柱として充実強化を図ります。

なお、引き続き就労準備支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上２件、報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから、２件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第７号及び報告第８号の２件についての報告を終わります。

△日程第７ 報告第９号令和５年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第８ 報告第１０号令和５年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（並松安文君）

日程第７、報告第９号令和５年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について及び日程第８、報告第１０号令和５年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についての２件を一括議題とします。

２件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第９号は、令和５年度決算に基づく日

置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率について、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が２５．０％に対して８．１％、将来負担比率については、早期健全化基準が３５０．０％に対して０．１％と基準値を大きく下回っている状況であります。

次に、報告第１０号は、令和５年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性は保たれているところであります。

以上２件、報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから、２件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第９号及び報告第１０号の２件についての報告を終わります。

△日程第９ 諮問第４号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の

意見を求めることについて

△日程第10 諮問第5号人権擁護委員
の候補者の推薦につき議
会の意見を求めること
について

○議長（並松安文君）

日程第9、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて及び日程第10、諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和6年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。東福泰則氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第5号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和6年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。上荒磯公一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第4号及び諮問第5号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号及び諮問第5号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第4号を採決します。

お諮りします。本件について、東福泰則氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、東福泰則氏を適任者として認めることに決定しました。

これから、諮問第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第5号を採決します。

お諮りします。本件について、上荒磯公一氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、上荒磯公一

氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第 11 承認第 6 号専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第 11、承認第 6 号専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第 6 号は、専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号））につき承認を求めることについてであります。

令和 6 年 6 月の大雨による衛生費及び災害復旧費の執行について緊急を要したことから予算措置したものであります。

内容としましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,219 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 319 億 8,919 万 1,000 円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の増額により 4,219 万 1,000 円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、衛生費につきまして、環境衛生費で、共同墓地等災害復旧補助金の増額により 22 万 1,000 円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、農林水産施設災害復旧費で、農道、水路、集落道等の施設維持修繕料等の増額、公共土木施設災害復旧費で、道路、河川、公園等の施設維持修繕料等の増額、文教施設災害復旧費で、和田小学校敷地への土砂流入による工事請負費等の増額、

そのほか公共施設・公用施設災害復旧費で、観光施設への倒木撤去等による施設維持修繕料の増額により 4,219 万 1,000 円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第 6 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第 6 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、承認第 6 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号専決処分（令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第 12 議案第 52 号財産の減額譲渡について

△日程第 13 議案第 53 号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第１２、議案第５２号財産の減額譲渡について及び日程第１３、議案第５３号日置市国民健康保険税条例の一部改正についての２件を一括議題とします。

２件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第５２号は、財産の減額譲渡についてであります。

川原記念館に係る財産を減額譲渡したいので、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により提案するものであります。

次に、議案第５３号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険の健全な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率及び税額を見直すことに関し、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上２件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第５２号財産の減額譲渡について補足説明を申し上げます。

今回、減額譲渡する川原記念館の概要は、１、財産の種類は土地及び建物とこれらに付随する構造物、設備等で、２の内容は、別紙の１ページにお示ししております。土地は２筆、面積は合計で４，５３２㎡、建物は２棟、面積は合計で１４６．１０㎡でございます。３、評価額は９３２万６，８５７円、４、減額後の譲渡金額は２００万円、５、譲渡の相手方は日置市日吉町日置１１０４９番地１、有限会社西部福田建設、代表取締役福田誠三でございます。

別紙の２ページに、有限会社西部福田建設の概要を記載しております。

設立年月日、平成２年８月１日、職員数５人、目的は、建築工事の設計、監理及び施工、土木工事の設計及び施工、浄化槽設備工事の施工などを事業を行っております。

３ページに、川原記念館の位置図、４ページに、土地平面図及び建物平面図をお示ししてございます。

これまでの経緯につきまして、川原記念館の売却について、公募により資産活用を図る事業提案を募集し、最も優れた事業提案者へ売却することとしました。

財産の譲渡後の活用計画については、鹿児島市でワイン関連の事業を展開しているｒｅｃｉｆｅ＆ＴＥＲＥＺＡ（レシフェ＆テレザ）と共同で事業を行うこととしており、建物をワイン倉庫として、輸入したワインの保管や出荷管理を行うほか、テイastingやイベントスペースとして活用を計画しているところでございます。

減額譲渡については、市がこのまま維持管理し続けると年間約３０万円の負担が生じることや、建物を解体すると約１，０００万円の費用が見込まれること、提案内容には、５人程度の雇用、それと災害等の一時避難場所、神社への通路の確保など、地域にとって協力的であることなど、事業提案を総合的に判断いたしまして、２００万円で減額譲渡するとしたところでございます。

次に、議案第５３号日置市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

国民健康保険の現状は、団塊の世代が後期高齢者医療に移行することにより、被保険者数が大幅に減少する見込みで、被保険者数の減少に伴う国保税の減収や医療費に影響される事業費納付金の増加などにより単年度収支の赤字が増加しているところであり、また、令和９年度には２次医療圏での保険料水準の統一が予定されていることから、事業納付金

のさらなる増加が見込まれております。

このようなことから、令和6年3月に国民健康保険運営協議会へ、税率改定について諮問し、2回の審議を経て、令和6年6月に、税率改定を実施する必要があるとの答申をいただきました。

税率改定に当たっては、急激な負担増とならないように、負担軽減策として基金を活用しつつ、令和9年度を見据え、令和7年度から段階的な税率改定を実施するため、条例の一部改正をしたいので提案するものでございます。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額と合わせて納付をしていただきます。

主な改正内容につきましては、大きく3点ございます。

1点目は、税率及び税額の改正で、県が示した標準保険料率を参考に、基礎課税額は、所得割を0.3%の増、均等割を1万3,000円の増額、平等割を2,000円の増額、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額についても、それぞれ増額としたところでございます。

2点目につきましては、所得が低い世帯への軽減措置の改正で、均等割額・平等割額を改正することにより、所得に応じた7割、5割、2割の軽減額を改正するものでございます。

3点目は、未就学児のいる世帯について、1人につき対象世帯から均等割額を軽減する制度で、均等割額を改正することにより軽減額を改正するものでございます。

別紙の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第3条は、基礎課税額の所得割額について、第5条は、基礎課税額の均等割額について、第5条の2は、基礎課税額の平等割額についての改正でございます。

次に、第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額についての改正でございます。

次に、第8条は、介護納付金課税額の所得割額について、第9条の2は、介護納付金課税額の均等割額について、第9条の3は、介護納付金課税額の平等割額についての改正でございます。

次に、第23条第1項第1号アから1ページの下から3行目の同号カまで、国民健康保険税の減額措置について、7割、5割、2割の軽減額を改正するものでございます。

次に、1ページの下から2行目の同条第2項第1号アから2ページ目の4行目の同号エまでは、未就学児1人につき均等割額を軽減する措置で、均等割額を改正することに伴い軽減額を改正するものでございます。

附則で、第1項は、令和7年4月1日を施行期日とすること、第2項は、適用区分を規定しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、山口初美議員の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

今、私は、この議案53号についての質疑をさせていただきたいと思います。

通告してありましたけれども、今、詳しく説明があったわけなんです、今回は7年ぶりの条例の改正ということで、本当に今、ぱっと見ただけでも、説明をお聞きしただけでも、本当に大幅な値上げになることが予想されます。

当局としては、令和9年度までに段階的に、急に負担が増えないようにということでの配慮の説明などもございましたけれども、ち

よっと、市民にとっては、この今の説明では、自分がどれぐらいの税金が上がるんだろうかというのがよく分からないと思いますので、ちょっと私のほうから質疑をさせていただきたいと思いますが。

この条例改正によりまして、最も引上げ額が大きい世帯ではどのぐらいの値上げになるのか、その点を一点伺います。

また、次に、平均をするとどのぐらいの額の値上げになるのか、その点を、1世帯当たりと、それから、1人当たりという、どちらでもいいですけど、具体的にどれぐらいの値上げになるのか、その平均値を伺いたいと思います。それが2点目です。

それから3点目は、国保税額が一体、市民の平均中央値にすると幾らぐらいの税額になるのかという、これは値上げが実感できるかどうか、そこら辺を知りたくて伺うわけです。

本当に、払いたくても払えない市民が増えると予想されますので、当局のほうとしては、やっぱり健全な財政運営のためということがあるわけですが、そういうのが値上げの理由であっても、市民にとっては、本当に今、いろいろなものが値上がりしたり、米の値段なんか本当に上がってきている、そういう現状の中で、本当に払えない人も増えるような予測がされますので、その点を具体的にお示ししたいと思いまして、質疑をさせていただきます。

○税務課長（有島春己君）

お答えいたします。

まず、1問目の最も引上げ額の多い世帯ということです。最も引上げ額の大きい世帯、これ、令和6年度の当初課税時の所得被保険者数を基に試算をいたしました。課税所得が440万円、5人世帯の場合で、令和6年度のまず年税額が77万1,700円でございます。

今回の改正案ですと89万5,800円と

なり、年間12万4,100円ほどの引上げとなっております。

2つ目の質問で、平均でどのぐらいの額になるかということです。1人当たりとか世帯当たりというのが、すいません、出しておりますが、先ほどと同じく、令和6年度の当初課税時の条件を用いまして、全体の調定額から世帯での平均の値を算出した税額は、令和6年度で年税額の平均の値が12万6,525円となります。

今回の改正案では14万5,474円となり、差額が1万8,949円となりました。

続きまして、値上げ後の国保税の中央の値はということですが、同じく令和6年度の当初課税の条件を用いまして、引上げ後の国保税額の中央の値となるのは、被保険者数が1人世帯の世帯員で、課税所得額が63万円、介護納付金のない方で、さらに5割軽減の適用を受ける世帯となっております。

令和6年度の年税額が5万4,700円、改正案では6万5,000円となり、差額としまして1万300円となったところでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することとし、議案第53号は、総務企画常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することとし、議案第53号は総務企画常任委員会に付託する

ことに決定しました。

これから、議案第５２号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第５２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第５２号財産の減額譲渡については、原案のとおり可決されました。

△日程第１４ 議案第５４号被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

△日程第１５ 議案第５５号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第１４、議案第５４号被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第１５、議案第５５号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についての２件を一括議題とします。

２件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第５４号は、被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

であります。

国民健康保険法等の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い、関係条例の整理を図りたいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

次に、議案第５５号は、日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。

児童手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、以上２件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

議案第５４号被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法等の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い関係条例の整理を図るため、条例を制定するものであります。

別紙を御覧ください。

第１条は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う日置市高齢者はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正で、被保険者証が廃止されることに伴い、第２条中の文言整理を行うものであります。

第２条は、国民健康保険法の一部改正に伴う日置市国民健康保険条例の一部改正で、被保険者証が廃止されることに伴う項の削除による条文及び文言整理を行うものであります。

附則としまして、第１項でこの条例は、令和６年１２月２日から施行し、第２項でこの条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人の識別をするための番号の

利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による経過措置を規定するものであります。

続きまして、議案第55号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、児童手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

別紙を御覧ください。

児童手当法の一部改正に伴い特例給付が削除されることから、日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、別表第2の5の項中、特例給付を削除するものであります。

附則としまして、この条例は、令和6年10月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第54号及び議案第55号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号及び議案第55号の2件は、委員会付

託を省略することに決定しました。

これから、議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第56号令和6年度
日置市一般会計補正予算
(第4号)

△日程第17 議案第57号令和6年度
日置市国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)

△日程第18 議案第58号令和6年度
日置市健康交流館事業特

別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第59号令和6年度
日置市温泉給湯事業特別
会計補正予算（第1号）

△日程第20 議案第60号令和6年度
日置市介護保険特別会計
補正予算（第2号）

△日程第21 議案第61号令和6年度
日置市後期高齢者医療特
別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第62号令和6年度
日置市水道事業会計補正
予算（第1号）

△日程第23 議案第63号令和6年度
日置市下水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第56号令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第63号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題とします。

8件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第56号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,556万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を322億5,475万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、障害福祉サービスや一般廃棄物収集運搬業務に係る経費、公園の維持補修費、災害復旧費などの予算措置のほか、次期一般廃棄物最終処分場整備に係る基本構想策定及び候補地選定業務などについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、地方特例交付金につきまして、定額減税減収補填特例交付金などの決定により1,060万8,000円を増額計上いたしました。

地方交付税につきまして、普通交付税の決定により9億4,665万円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、保育所運営費国庫負担金過年度分、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金、小中学校情報機器活用支援体制整備費補助金の増額などにより4,944万円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額などにより4,804万9,000円を増額計上いたしました。

財産収入につきまして、立木売払収入の増額などにより1,697万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして、指定寄附金36万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、まちづくり応援基金繰入金の増額や財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金の減額などにより11億8,494万4,000円を減額計上いたしました。

繰越金につきまして、前年度繰越金の確定により3億5,542万7,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債や現年補助公共土木施設災害復旧事業債などの増額により2,250万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費につきまして、人事異動等に伴う人件費の増額により32万9,000円を増額計上いたしました。

総務費につきまして、地区公民館管理費や賦課徴収費の増額など1,110万1,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして、障害者自立支援給付費や重層的支援体制整備事業移行準備事業費、子ども・子育て支援事業費の増額など8,945万8,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、一般廃棄物収集運搬業務に係る塵芥処理事業費や伊集院町衛生処理場貯流槽撤去に係るし尿処理費の増額などにより3,141万4,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業費や環境保全型農業直接支払交付金事業費の増額などにより2,554万2,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、企業誘致対策費やふるさと納税推進事業費の増額などにより1,044万6,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして、都市公園施設の修繕に伴う公園管理費や公営住宅管理費の増額などにより240万6,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、高規格救急自動車寄贈に伴う資器材等購入に係る備品購入費の増額などにより2,275万9,000円を増額計上いたしました。

教育費につきまして、ネットワークアセスメント実施促進事業実施に伴う小中学校教育振興費や給食センター管理運営費の増額などにより1,281万2,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧費や現年補助公共土木施設災害復旧費などの増額により5,930万円を増額計上いたしました。

次に、議案第57号は、令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,099万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億3,692万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、基金積立金や県支出金精算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第58号は、令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,587万8,000円とするものであります。

歳出では、管理事業費で、消耗品費の増額を計上いたしました。

次に、議案第59号は、令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を616万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出では、施設維持修繕料や基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第60号は、令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,413万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億2,715万4,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出では、前年度精算に伴う国県支出金精算返納金や基金積立金の増額などを計上いた

しました。

次に、議案第61号は、令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,477万6,000円とするものであります。

歳入では、滞納繰越額確定に伴う後期高齢者医療保険料の減額や一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額や郵便料金改定に伴う一般管理費の増額を計上いたしました。

次に、議案第62号は、令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は、総額に38万8,000円を追加し、総額を10億6,161万7,000円に、支出は、総額に16万7,000円を追加し、総額を10億1,339万5,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は、既定の予算のとおりとし、総額を1億335万円に、支出は、総額に424万3,000円を追加し、総額を6億1,053万8,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額を計上いたしました。

次に、議案第63号は、令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は、既定の予算のとおりとし、総額を8億2,728万円に、支出は、総額に264万4,000円を追加し、総額を6億1,006万8,000円とするもので、人事異動等による人件費や施設維持修繕料の増額などを計上

いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は、既定の予算のとおりとし、総額を1億3,050万円に、支出は、総額に37万9,000円を追加し、総額を3億5,050万6,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額を計上いたしました。

以上8件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第56号から議案第63号までの8件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第56号から議案第63号までの8件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。

委員長に中村尉司議員、副委員長に重留健朗、富迫克彦議員、下園和己議員、以上であ

ります。

-
- △日程第24 認定第1号令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第25 認定第2号令和5年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第26 認定第3号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第27 認定第4号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第28 認定第5号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第29 認定第6号令和5年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第30 認定第7号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第31 認定第8号令和5年度日置市水道事業会計決算認定について
- △日程第32 認定第9号令和5年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第24、認定第1号令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第32、認定第9号令和5年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括

議題とします。

9件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

認定第1号から認定第9号までは、令和5年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、令和4年度決算と比較して歳入が6.2%の増、歳出が6.6%の増となりました。

歳入では、地方交付税や繰入金、地方債などの増、歳出では、扶助費や補助費等、公債費などが増となったことによるものです。

一般会計の決算収支は、歳入総額326億9,884万5,000円、歳出総額314億8,462万7,000円で、実質収支は10億1,342万8,000円の黒字となりました。

実質単年度収支につきまして、扶助費や交際費等の経常一般財源が増加したことなどにより単年度収支額が減少したことや財政調整基金取崩額が増加したなどから、5億1,104万8,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税につきまして、個人住民税で住宅借入金等特別控除額やふるさと納税による寄附金控除額の増加などによる減、法人住民税で予定申告及び中間申告での納付額が確定申告による減などにより3,859万5,000円の減となりました。

地方譲与税につきまして、地方揮発油譲与

税及び自動車重量譲与税の減により1,626万3,000円の減となりました。

地方交付税につきまして、普通交付税及び特別交付税の増により2億3,931万6,000円の増となりました。

国庫支出金につきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、道整備交付金の減などにより2億6,198万5,000円の減となりました。

県支出金につきまして、産地パワーアップ事業費県補助金や畜産クラスター事業費県補助金、燃ゆる感動かごしま国体運営費県補助金などの増により2億1,569万8,000円の増となりました。

寄附金につきまして、令和5年10月からの制度改正に伴い、事業者の返礼品が見直されたことなどにより7,620万4,000円の減となりました。

繰入金につきまして、財政調整基金繰入金やまちづくり応援基金からの繰入金などの増により、3億7,053万3,000円の増となりました。

地方債につきまして、なんさつECOの杜建設に伴うごみ処理施設整備事業債や土地区画整理事業に係る地方特定道路整備事業債などの増により15億1,400万円の増となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の31.0%を占める民生費が97億5,680万9,000円、次に、衛生費が19.1%を占め60億1,127万7,000円、公債費が10.8%を占め33億9,353万6,000円などとなりました。

普通会計の性質別では、前年度に対しまして義務的経費が8億1,849万1,000円の増、投資的経費が4億818万5,000円の減、その他の経費が15億5,257万

5,000円の増となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費につきまして、令和5年度人事院勧告に伴う期末勤勉手当の増などにより2,025万2,000円の増となりました。

扶助費につきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の減、物価高騰重点支援給付金事業費や保育所運営費などの増により6億4,019万5,000円の増となりました。

公債費につきまして、合併特例事業債や補助災害復旧事業債などの元利償還金の増により1億5,804万4,000円の増となりました。

投資的経費の内訳としまして、普通建設事業費については4億4,598万7,000円の減、災害復旧事業費につきまして、3,780万2,000円の増となりました。

普通建設事業費の補助事業では、就学前教育・保育施設整備事業費などの増、道整備交付金事業費や橋梁修繕事業費などの減により1億9,217万2,000円の減となりました。

単独事業では土地区画整理事業費などの増、庁舎改修による庁舎管理費やクリーン・リサイクルセンター運営費などの減により2億5,381万5,000円の減となりました。

その他の経費の内訳としまして、物件費につきまして、体育施設の指定管理移行に伴う体育施設管理運営費などの増、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や情報管理費の減などにより1億9,533万7,000円の減となりました。

補助費等につきまして、水道事業会計事業費などの減、衛生処理組合負担金やかごしま国体準備・運営事業費の増などにより18億7,533万2,000円の増となりました。

積立金につきまして、施設整備基金やまちづくり応援基金への積立金の増などにより

1,149万5,000円の増となりました。

繰出金につきまして、後期高齢者医療費などの増、国民健康保険特別会計の減などにより1億2,062万4,000円の減となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は、前年度より0.9ポイント減少し6.8%となりました。

経常収支比率につきまして、前年度より1.9ポイント増加し92.0%となりました。

市債残高につきまして、令和5年度末で313億1,785万1,000円で、令和4年度末と比較して5億5,643万5,000円増加しました。

実質公債比率につきまして、公債費負担を示す指標で3か年平均で算出され、前年度と比べ0.3ポイント増加し8.1%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や第4次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、令和5年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額62億8,302万4,000円、歳出総額61億9,202万8,000円で、歳入歳出差引額は9,099万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税8億1,163万9,000円、県支出金48億6,831万8,000円、繰入金3億9,506万5,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費47億416万7,000円、国民健康保険事業費納付金13億6,126万2,000円などとなりました。

次に、認定第3号は、令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度の利用状況は、宿泊人員1万281人、休憩人員1万6,552人の合わせて2万6,833人で、前年度比宿泊2,700人増、休憩2,367人減の合計333人の増となりました。

決算額は、歳入歳出総額1億6,905万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入1億3,066万1,000円、繰入金3,839万2,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億6,905万3,000円となりました。

次に、認定第4号は、令和5年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和5年度の利用状況は、宿泊人員495人、入浴人員2万3,691人、プール及び温泉共通人員1万1,679人、飲食利用人員ほか2,490人の合わせて3万8,355人で、前年度比宿泊1,668人減、入浴5,358人増、プール及び温泉共通利用人員1,734人減、飲食利用ほか1万5,675人減の合計1万3,719人の減となりました。

決算額は、歳入歳出総額8,404万円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入3,810万円、繰入金4,594万円などとなりました。

歳出では、経営費8,404万円となりました。

次に、認定第5号は、令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額578万7,000円、歳出総額431万1,000円で、歳入歳出差引額は147万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料277万8,000円、繰入金218万3,000円、前年度繰越金82万6,000円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で431万1,000円となりました。

次に、認定第6号は、令和5年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額58億3,182万8,000円、歳出総額55億4,516万3,000円で、歳入歳出差引額は2億8,666万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料10億9,938万円、国庫支出金13億6,016万8,000円、支払基金交付金14億576万7,000円、県支出金7億8,615万6,000円、繰入金8億3,921万2,000円、繰越金3億3,846万4,000円などとなりました。

歳出では、総務費5,297万3,000円、保険給付費50億1,562万4,000円、基金積立金1億5,164万円、地域支援事業費1億4,433万円、諸支出金1億8,059万6,000円となりました。

次に、認定第7号は、令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額8億5,584万5,000円、歳出総額8億5,348万3,000円で、歳入歳出差引額は236万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料5億7,004万5,000円、一般会計繰入金2億6,232万4,000円、諸収入2,082万6,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金8億1,430万8,000円、保健事業費3,074万7,000円などとなりました。

次に、認定第8号及び認定第9号は、公営企業会計の決算認定であります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する

監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第8号は、令和5年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支については、給水人口等の減少等はありませんでしたが、前年度、原油価格・物価上昇に対応する水道基本料金の免除を実施したことなどにより、水道料金は1億7,759万6,000円の増となりました。

総額では、水道事業収益9億6,520万3,000円、水道事業費用7億7,746万8,000円で1億8,773万5,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額2億1,183万2,000円、支出額8億2,613万4,000円で差引不足額6億1,430万2,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から8,334万5,000円、繰越工事資金から1億3,095万7,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億5,000万円、建設改良積立金から1億5,000万円で補填しました。

次に、認定第9号は、令和5年度日置市下水道事業会計決算認定についてであります。

下水道事業会計は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しており、収益的収支については、総額で、下水道事業収益7億8,112万9,000円、下水道事業費用5億1,640万4,000円で2億6,472万5,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、総額で、下水道事業資本的収入7,205万7,000円、下水道事業資本的支出2億4,317万7,000円で差引不足額2億1,112万円

は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から115万9,000円、過年度分損益勘定留保資金から266万9,000円、当年度分損益勘定留保資金から3,260万円、建設改良積立金から1億5,955万円、引継金から1,154万2,000円で補填しました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、認定第1号から認定第9号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件については、議会選出の監査委員を除く18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この決算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますので、お知らせいたします。委員長に漆島政人議員、副委員長に重留健朗議員、富迫克彦議員、下園和己議員、以上であります。

△日程第33 鹿児島県後期高齢者医療
広域連合議会議員の選挙

○議長（並松安文君）

日程第33、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員

は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（並松安文君）

ただいまの出席議員数は19人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（並松安文君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（並松安文君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長の点呼に応じて、順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（並松安文君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に坂口洋之議員、漆島政人議員を指名します。両名の開票立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（並松安文君）

選挙の結果を報告します。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合します。そのうち有効投票数19票、無効投票数0票です。有効投票のうち、川越桂路議員5票、杉本尚喜議員10票、柴立豊子議員4票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月11日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時53分散会

第 2 号 (9 月 1 1 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（16番、11番、14番、10番）

本会議（９月１１日）（水曜）

出席議員 １７名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１６番 山口初美さん
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ２名

７番 是枝みゆきさん

１５番 下御領昭博君

事務局職員出席者

事務局長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農林水産課長・農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 田代誠治君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

山 下 和 彦 君

総括監（観光施設担当）

松 岡 政 仁 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、16番、山口初美議員の質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

皆さん、おはようございます。私は日本共産党を代表して一般質問を行います。

市民の皆さんから私に寄せられた声を市政に届け、その実現のため、今回は大きな項目で5つの点について取り上げました。

まず1問目、脱原発について伺います。

南海トラフ巨大地震の発生を想定するならば、川内原発は20年運転延長をやめて、40年運転の原則のもと停止し、廃炉を目指すと考えます。私のところには川内原発が近くにあることで、市民の皆さんからもういつも地震が起こるたびに原発事故を心配する声が寄せられております。

市民を代表する市長として、国や県や電力会社に対し、川内原発は20年運転延長をやめて40年運転原則を守り、止めて廃炉にするよう要請する、要望する考えはないかを伺います。

2問目、子ども医療費の窓口負担ゼロについて伺います。

これまでも幾度となく取り上げてきました子どもの医療費を、高校卒業まで窓口負担ゼロを日置市でも実現できないか伺います。

3問目は、命と人権が守られる防災対策について。

まず、災害時の避難所に指定されている施

設のエアコンの設置状況について伺います。各部屋ごとに設置する必要があると考えますが、どのような状況か伺います。

また、今回の台風の被害としては、多くの市民が長い時間に及ぶ停電を体験しましたが、避難所が停電というところもあったようですが、避難所が停電したときの対策状況を伺っておきたいと思います。

4問目は、里道を市道に認定する取組について伺います。

拡幅改良された里道を市道に認定すれば、地方自治体の基準財政需要額として算定され、地方交付税を増やすことができます。つまり、自主財源確保の手段となります。道幅が狭い里道の道幅を4m以上に広げれば、市道として認定できます。日置市において、このようにどのような取組はどのように行われているのか、推進する考えはあるのかを伺っておきたいと思います。

5問目は、吹上浜沖洋上風力発電計画についてです。

9月5日に開催された県の研究会の内容を伺います。また、昨年に引き続き非公開とされたのか伺います。

以上、1回目といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それではお答えしてまいります。

質問事項の1つ目、脱原発についてのその1、川内原発について回答します。

原発については、2011年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかり踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えております。川内原発の運転延長に関しては、市民に不安があることを念頭に、九州電力には安全を最優先していただきたいと伝えております。

質問事項の2つ目、子ども医療費の窓口負担ゼロについて、その1、日置市でも実現できないかとのこと質問につき回答します。

鹿児島県は現物給付方式を課税世帯の未就学児を対象に拡充し、令和7年4月から施行することとしています。本市においても県の新制度移行を踏まえて、システム改修を進めているところです。

現在中学生までとしている子ども医療費助成制度の対象年齢引上げについては、多額の予算を要することから慎重に検討してまいります。

質問事項の3つ目、防災対策についてのその1、避難所のエアコン設置につき回答します。

44の指定避難所のうち26か所にエアコンを設置しており、設置していないのは主に小中学校等の体育館となっています。今回の台風第10号で開設した優先度3の避難所のうち、エアコン未設置の避難所は土橋小学校体育館と坊野備蓄倉庫の2か所で、坊野備蓄倉庫についてはエアコンの設置を検討してまいります。土橋小学校体育館など、エアコン未設置の避難所については暑さ対策として、今後スポットクーラーを導入する予定です。

その2、停電時の対策状況につき回答します。

停電時において、各避難所で扇風機や投光器などが使用できるように発電機と蓄電池を配置し、停電対策を行っています。

質問事項の4つ目、里道の市道認定についてのその1、自主財源確保の手段となるという指摘でございます。回答します。

市道の認定基準に満たない狭い里道を市道認定するためには、一定の改良工事が必要になり、また、車両の安定した通行を確保するための維持補修費等も必要になります。

このような工事費や維持補修費と、交付税で算定される基準財政需要額とを比較した場

合、拡幅改良工事等に必要な費用が基準財政需要額を上回ることから、財政上のメリットは少ないと認識しています。

なお、道幅が4mに満たない狭い里道の改良については、地域の要望等を踏まえ、狭あい道路整備等促進事業など、財政上優位な補助事業を活用し拡幅改良工事を行っています。

質問事項の5つ目、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、県の研究会の内容について回答します。

9月5日に開催されました第5回の研究会では、資源エネルギー庁から洋上風力発電に関する現状等について説明が行われるとともに、今後の検討の進め方等に関する意見交換が行われました。

その2、非公開とされたのかとのこと質問につき回答します。

9月5日の本研究会では、洋上風力発電に関する現状等についての資源エネルギー庁からの説明までは公開で行われましたが、その後は出席者の率直な意見交換を促すとの理由から非公開で開催されています。

以上です。

〇16番（山口初美さん）

脱原発についての質問には明快に答えていただきまして、九電のほうにも市長のほうから安全最優先という点は言っていたということございまして。

まず、脱原発について再度伺いますが、8月8日に宮崎県の東部の海域で日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生をしました。日置市での震度は3程度だったと思うんですが、うちでは4か5かなと思うぐらい揺れたので、家が半分老朽化しているのかなと思ったりもしましたが、政府は同日に南海トラフ沿いで巨大地震が発生する可能性が高まったとして、初の南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意を発表しました。特別の注意を払うように呼びかけられましたが、

その後の地震活動に特段の変化が見られなかったために、1週間後の15日には特別な呼びかけは終了しております。

しかし、地震は絶対来るだろうというふうに言われておりますが、さてこの南海トラフ地震が起こったとするならば、日置市ではどの程度の地震の影響があると予測されているのかを伺っておきたいと思います。また、その川内原発への影響をどのように考えておられるのか、その点について伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

鹿児島県の地震と災害被害予測調査の南海トラフ地震におきます本市への影響の想定といたしましては、マグニチュード9.1の地震発生時で最大震度5弱、3.53mの最大津波が3時間39分後に到達と予測されております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

県のほうでそういうのを予測されて、きちんと調査ができているということで、今ご説明いただきましたけれども、マグニチュード9.1と予測した場合に、日置市では5というようなことで、3時間半ぐらい後には津波も来るかもしれないという予測ですね。これは本当に予測ですので、無責任なことは絶対に言えないわけですが、こういうときに絶対に川内原発では事故は起こらないと言えるのかなと考えたときには、起こらないとは言えないんだろうと私は思うのですが、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（永山由高君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、九州電力に対しては市民の中に不安があるということを念頭に、安全を最優先していただきたいということをお伝えしている状況です。

南海トラフも含めまして、今年は能登半島地震もございましたので、最新の地震等によって明らかになった情報をその都度安全対策に生かしていただくべく、求めてまいりたいと考えています。

○16番（山口初美さん）

東日本大震災のときもでしたけれども、想定外に備えるということを経験したことは胸に刻んで、本当に何かあったときにはきちんと自分たちで素早い行動ができるようにしたいと思っているわけですが、川内原発で事故がもし起こったときに、この日置市ではやっぱり被害を受けるのは私たちだというような認識が本当に必要だろうと思っております。本当に再生可能な安全なエネルギーへの転換をしっかりと進めていって、そしてまた、今、ゼロカーボンシティということも言われております。人の手に負えないような原発は早くなくしていく、子どもたちや孫たちに本当に安心して住むことができる町を残していきたいと、私はそういう思いでこの原発の問題は毎回取り上げさせていただいております。市長も同じような思いだろうと思うんですが、本当に原発が手に負えないものであるということを、東日本大震災のときにも私たちはしっかりと教訓として学んだわけですが、安全なエネルギーへの転換、この点、今、日置市でも進められていっているわけですが、この点についてはどのような状況にあるのか、日置市の状況ですね、その辺はどうでしょうか、もう十分これで大丈夫というようなところまで来ているのか、その点をちょっと伺っておきたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

今、本市におきましては、脱炭素先行地域にも指定をされたところでございます。そういった意味では、まずはこの先行地域の計画に基づきまして小水力、また太陽光そういった

た再生エネルギーの事業、設備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

1月1日に起こった能登半島地震では震度7.1を記録して、石川県の志賀町にある北陸電力の志賀原発は被害が出ているんですね、2基の原子炉は稼働していなかったために放射能漏れなどの深刻な事態は免れておりますが、外部からも電気を取り込むための変圧器、これが破損をしまして大量の油が漏れ出しました。

北陸電力は、その漏れた油の量や津波の高さなどを、一旦発表した内容を後になって大きく修正しました。危機管理の甘さに原子力規制委員会は苦言を呈したんですけども、このようなことを川内でもし事故が起こったときに、稼働しているのと稼働していないときではやはり被害が違ふということで、この20年運転延長ということで1号機がもう再稼働を始めております。そういう現状にあつて、日置市でも本当にもし事故が起こったときには日置市の市民が被害を受けるんだという、そういう危機感を持って日置市のほうでもこの原発のことはしっかりと注意をして見ていっていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2問目の子ども医療費の窓口負担ゼロですが、鹿児島県はこれまでも子どもの命に直結するこの制度が全国で最も遅れている状況が続いておりました。病院窓口での無料化については、一応県のほうでは未就学児に限ってやると言っているんですが、本市では現在中学校卒業まで無料です。しかし、一遍窓口で払って後で返ってくるというそういう償還払いとなっております。

この、今、日置市は中学校卒業までですが、高校卒業までというのが子ども期と言われていっているわけなんです。この高校まで無償化する

場合、その高校生の分の医療費はどのくらいかかるんでしょうか。その点を伺っておきたいと思います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

今現在高校生が1,500人程度おりますが、予算といたしましては3,800万円程度見込んでおります。

以上です。

○16番（山口初美さん）

この、後で返すぐらいなら初めから無料にすればいいのではないかと、私はこれまでも何回も言っているわけなんですけど、鹿児島県がやっと窓口での無料化を未就学児のところまではするという事なんですけど、かなりの財源が必要ですので、3,800万円ですね、なかなか大変とは思いますが鹿児島県内でも高校卒業までやっているところがたくさん出てきているんですが、日置市も来年で市ができて20年を迎えるんですね、そろそろ本当に安心して子育てができる町を実現するために高校卒業までの無料化をぜひ市長に決断していただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

子ども医療費の対象年限の引上げについては、市民の皆様からも多くのご要望の声をいただいております。一方で先ほど担当課から申し上げたとおり、大きな財政上の負担があるということ、それと今こどもまんなか宣言を行いまして、日置市は子ども子育てが行いやすい町にしたいという政策を進めている中で、子ども医療費よりも優先して取り組むほかの課題もあるというふうに認識をしております。

子ども子育てに関連する各施策の中で、優先順位をつけながら取組のタイミングについてはしっかりと慎重に検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○ 1 6 番（山口初美さん）

子どもが病気やけがをしたときにお金の心配をしなくてもいいというのは、本当にありがたいと思います。子どもの病気のことだけ心配すればいい、けがのことだけ心配してあげたらいい、お金が幾らかかるかなんていうことを心配しなくてもいい、そういうふうに早くなってほしいと思っております。

本当にこの日置市という町をですね、安心して子育てができる町に、そういう思いは共通していると思いますので、皆さんの思いも一緒だと思いますので、ぜひ一日も早く実現できるように頑張ってくださいと思っています。

次の質問に移りたいと思います。

3 問目はですね、命と人権が守られる防災対策ということでそういうタイトルをつけましたけれども、日置市ではやはりエアコンなどもほとんどついているということなんです。体育館などが残っているということなんです。これはやはり避難所のそういう対策というのは国も大事だというふうに考えておられて、財源を示しているんですね。こういう財源があるっていうのをいち早くやはり活用していただいて、本当に何かあったときに安心して避難ができるようにしていただきたいと思うんですが、この残っているところの設置はどのようにされる計画か、伺っておきたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたように、開設度優先度 3 の中で坊野備蓄倉庫については、今年度あたり設置を行っていききたいというふうに考えております。小中学校の体育館等につきましては、教育委員会のほうの判断もございましたけれども、断熱性能が確保がさ

れておりませんで、冷暖房効率も悪いということから、まずはその断熱性を確保することが重要であるのではないかとこのように伺っているところでございます。

以上です。

○ 1 6 番（山口初美さん）

断熱も本当に効果がありますので、ぜひこれもしっかりやっていただきたいと思うんですが、その断熱の断熱性を高める、そのための工事っていうのは計画があるんでしょうか。いつその工事を行っていただけるのか伺っておきたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

教育委員会のほうにおきまして、今、特別教室等へのエアコン設置等を行っているところと伺っております。それを最優先してというようなお話は伺っているところで、断熱に関する工事等の計画等については伺っておりません。

以上です。

○ 1 6 番（山口初美さん）

断熱は本当、効果があるんですね。断熱効果をしっかり高めることによって本当にこの室温が保たれ、いい環境でということで、そういう断熱の工事、これは教育委員会でするんですかね、私、教育長には質問を通告しておりませんので質問もできないのかなと思うんですが、そこまでは今年はまだ予算がないのかなと勝手に理解をいたしますけれども、ある程度、大体でいいので断熱の工事が必要などところとかそういうのはピックアップしてあるのか、そういうところの断熱工事をするためのある程度準備なども必要だと思うんですが、その辺はどうなのか、財政管財課ではつかんでいらっしゃるんですかね、どうですか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

避難所に指定している小中学校の体育館等

ですね、今後協議を行っていくこととなると思っております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

エアコンがほとんどのところについているというのは、本当に安心をしましたが、やはりいつ何があるかわからない、そういう状況の中でやはりまだ未設置のところがあるということは、しっかりとやはりその対策を当局のほうでも取っていただきたいと思います。暑さだけじゃなくて寒さのこともありますので、それはまたぜひ今後と言わずに、すぐに何とか対策を取っていただきたいと思います。

停電時における避難所の発電機、蓄電池、こういうのが準備が、対策がちゃんと取られているということで安心をしましたが、今度の台風が来たときにはこれがあることによって事なきを得たのか、そこら辺は何かこう困ったこととかなかったのかその点を伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今回の台風によりまして、避難所においても停電が発生しているところでございます。避難所運営職員につきましては、発電機の使用方法等も研修等で行っておりまして、停電時におきましては、そのような対応がなされたというふうに伺っております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

本当にこれだけいろいろな、想定外のような台風の進路なども変わって、長いこと居座って影響を受けたというようなそういうことを体験しましたので、これからまたそういう機会も増えてくると思いますので、本当にこの危機感を持って、本当に市民の命に関わることです。避難所、避難をしたのにそこで具合が悪くなったりというようなことがある

といけませんので、本当に危機感を持ってきちんとそういう対策ができていないところは、いち早くどういうふうにするのかというのをみんなで知恵を出し合って話し合って、予算もつけて、しっかりとやっていただきたいと思います。

次ですね、里道を市道に認定する、このことについてまた再度伺いたいと思っております。

狭い、車も離合ができないような道路というのが市内にもたくさんあります。それを少しでも改良していけば、それがまた市道に認定されていけば地方自治体の基準財政需要額として算定をされて、地方交付税を増やすことができる、そういう、市民にとっては道路がよくなって、通りやすくなって、安全に通れる道路になって、そして自治体の財政も潤うというふうに考えたんですが、そのためには経費がいっぱいかかるということで、プラスには直結しないというようなことで言われましたけれども、こういう道路の改良とか拡幅とかこういうことは地元の業者ができるわけです。地元企業を仕事起こしになるというわけなんです。ですから、このマイナス面だけとは捉えずに、本当にこの自主財源が乏しい日置市にとってはやはりこういうことをきちんと計画を立てて目標を持ってしっかりとやっていくべきことではないのかなと私は考えているわけです。

市民にとっては、やはりこの、道路を通りやすい道路に、安全な道路にしてほしいという要求がいろんなところにたくさんあるわけですが、そういう要望とかいうのは市のほうにはどのような形で寄せられているのか、そういうのをつかんでこそ、いろいろそういう工事につなぐ、こういう工事を予算をつけたりしておられると思うんですが、そういうことをどのようにされているのかその点について伺います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

狭い道路、4 mに満たない道路とかがあった場合は、自治会長より要望書をいただいております。その際、地権者の同意は得られているのかということまで確認をして、そういった条件が満たされていれば、狭あい道路整備事業等を活用して改良工事を、拡幅工事を行っております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

地権者の承認をもらうとか、そういうことが本当に大変なんだということをよく聞くんですが、そういう場合にどのように交渉されたりするのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えいたします。

大体、地元の人はこの土地については誰だという所有者は大体把握しているところもあると思います。把握していないところにつきましては、こちらに聞いてくる場合もありますし、直接住民、自治会長さんたちが税務課等に行って確認をしていることもあるかと思っております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

拡幅した道路などを市道に認定するための、審査会ですね、市道審査会というんですかね、その仕組みというか、拡幅した道路を認定するというふうになるまでのその過程ですね、そこら辺でその審査会がどのような役割をすとかそういうメンバーの内容とか、そこら辺をちょっと伺っておきたいと思います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

市道に認定したいと、受けたいというような路線があった場合はですね、市道路線認定申請書に必要書類を添えてですね、建設課のほうに提出してもらいます。申請書の提出が

あったときは、日置市市道認定審査委員会ですね、これにおいて市道路線認定基準要綱に定める基準、例えば国・県・市道に接続している道路とか、道路の幅員が4 m以上あるかなどに基づいてですね、委員のほうも現地に出向き、そこで確認をして路線の認定の審査を行っております。

市道の認定審査委員会のメンバーにつきましては、委員長が副市長です。委員は総務企画部長、産業建設部長、農林水産課長、農地整備課長となっております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

分かりました。この拡幅改良した里道を市道へ認定することの必要性については市長はどのように認識をしておられますでしょうか伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

しっかりと基準を持って認定審査に当たっていただく必要があるというふうに捉えています。

以上です。

○16番（山口初美さん）

自主財源確保の手段として、目標を持って財源を確保することが必要ではないか、そういう観点からの議論とかが必要ではないかなというふうに私は考えるんですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

自主財源の観点につきましては、先ほど市長から答弁がございましたとおり、財政的なメリットは少ないというところがございます。市道認定した場合の基準財政需要額としては面積、延長が普通交付税の基準財政需要額として算定されるという形になります。

令和6年度で申し上げますと、面積が1,000m²当たり7万1,900円、延長が1km当たり18万8,000円となっております。

ります。この費用を積算いたしますと、基準財政需要額は、市道の延長で割り戻した場合は1km当たり約59万8,000円程度となるというところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

今お聞きしたところによりますと、あまり市の財政としては潤うわけではないと、かえっていろいろ経費がかかってというそこら辺は分かるんですが、とにかく地域の活性化につながることは間違いないと思うんです。地元の業者の人たちが仕事をすれば、その分がまた日置市内でお金が巡っていくような、そういうことにもつながりますので、市民にとっては車の離合がスムーズにできたり、安全に通れる道路になるというメリットもあるわけですね。日常の生活がやはり快適に過ごせるようになる、道路がよくなればその周りにも家が建ったり、いろんなことが波及効果といいますか、そういうこともあると思いますので、ぜひこの自主財源の確保につながるんだということもしっかりと頭に入れて、拡張が必要な道路、側溝に蓋をしたり、道路の維持管理などもしっかりとやっていただいて、本当に市民のいろいろな道路に関する要望もたくさん寄せられると思いますので、その点もぜひ計画的に、そしていろいろ経費はかかりますけれども、市民にとってはやはりいいこともたくさんあるということで、ぜひこの里道を市道に認定する、そういう観点も持ちながらこの道路の管理、道路の改良ということにつなげていただきたいと思います。

農業用の、農作業でよく使われる道路なども通行量が増えたり、また農業だけで通るんじゃないくて普通の一般の人たちも通って、だんだん道が自然に広がってきたようなそういう道路も見受けます。そういうところもやはり舗装などすれば、やはりまた安全に通れる、車の離合なども少ししやすくなれば、また、

そういうところも段階を経てやはり市道にすることもできるということで、そういうことを、道路のことを、やはり市民の生活と直結する問題ですので、ぜひまたしっかりと計画性を持って取り組んでいただきたいと思います。申し上げておきたいと思います。

最後のこの洋上風力発電の問題です。

今、県のほうでのその研究会ではもう吹上浜沖というのは言われなくなってきておりますね。8月の28日に、最初は計画されていたんですが、台風の影響で9月5日にこの研究会は延期されて行われております。この出席者の率直な意見交換を促すとの理由から非公開で公開されたということを伺いました。このことについては非公開でというのには皆さんそのほうがいいという判断なんでしょうか、その点をちょっと伺っておきたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

研究会の主催でございます県のほうから、そのような旨で非公開でということをとということでご説明があったのですが、研究会のメンバーからそれに対して異議、そういったところはなかったところでございます。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

この研究会の中身は先ほど何も報告がありませんでしたので、翌日の9月6日付の南日本新聞には国への情報提供を鹿児島県は来春を目指しているということが載っております。研究会で漁業にマイナスの影響があるといった意見があって、今回の今年の4月でしたか、5月でしたかその情報提供はされなかったのですけれども、今度の研究会にも23団体が参加をしていますね。去年はその会のメンバーではなかった南さつま市も正式な会員として今回からまた入っているようでございます。そして、この研究会は、次の研

研究会については、いつ頃どこでというようなことが示されたのかその点を伺っておきたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

詳細な日程等についてはまだ示されていませんが、今後、今回の件を合わせまして年間3回程度ということについてはお知らせといましようか、報告があったところでございます。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

その翌々日の7日付の建設新聞にまた詳しく載っておりましたが、本県の洋上風力発電計画に関する第5回研究会が5日鹿児島県の県庁であった、今年度国への情報提供を見送った薩摩半島西方沖での発電計画について、いちき串木野市沖5km圏内のエリアを軸に議論を進めていく、研究会には県が主体となり発電が検討される。5市1町、阿久根、薩摩川内、いちき串木野市、日置市、南さつま市、長島町、この自治体と各市町の漁業協同組合や海砂採取のそういう事業者の利害関係者が出席をして、これまでオブザーバーとして参加していた南さつま市は今回から正式な会員としての参加となった。会には経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課から課長、係長ですね、出席して洋上風力発電に関する現状などを詳しく説明したということなんです、区域の指定や事業者公募、協議会の設置などについては、都道府県からの情報提供やその後の準備、有望区域の指定がそのままなし崩し的に発電建設につながることはないということを強調されたということです。あくまでも利害関係者や全員の同意が必要である点を説かれたということです。

今後の県商工水産部の課長が情報提供が即事業化していくのではという関係者の不安に応えるために、資源エネルギー庁の担当者か

ら説明をいただいた点はよかったというようなことで、振出しに戻ったのかなというような会を終えた関係者からは最初に戻ったなという声が聞かれたというふうに載っております。

今後も日置市のいろいろな住民からもいろいろな不安が出されております。健康被害のことが一番心配だという声や、漁業への影響やいろいろなこと、不安を、そういう声をしっかりとこの会に持って行って頑張りたいと思いますが、その点を最後伺って終わりたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおりですね、漁業関係者の皆様や市民の皆様、そういった意見等も考慮した上でですね、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

次に、11番、山口政夫議員の質問を許可します。

〔11番山口政夫君登壇〕

○11番（山口政夫君）

それでは2人目になりますが、よろしくお願ひします。

通告に従い、次の質問をいたします。

質問1、地域活性化及び地域住民への情報伝達のICT活用推進について。

その1、ICT活用推進について、DX推進会議での協議の内容、詳細を説明を求めます。

2項目め、現在、日置市の取り扱っているスマートフォンアプリは何個か。

3項目め、昨年12月議会で結ネット（地域ICTプラットフォームサービス）アプリの活用について質問し、モデル地域を幾つか選び、試験的に始めてみるという検討を現在行っているとの答弁でありましたが、その後

の取組状況を伺います。

4 項目め、鹿屋市は企業へ公募を行い独自でアプリを開発活用しています。本市も様々なアプリの窓口を一つにしたハブ機能を持ったアプリケーションソフトを開発し、活用を進めないか質問します。

2 問目、空き家の現状と対策について質問します。

空き家対策の推進に関する特別措置法も改正され、令和 5 年総務省の住宅・土地統計調査で、鹿児島県は空き家率 20.44% で全国第 4 位、放置空き家率は全国 1 位、日置市は県内 19 市の中で 11 位とありました。このようなことから、次の質問をいたします。

1 項目、現在の空き家及び放置空き家は何件か。

2 項目、改正で相続登記が義務化されたが、未相続登記件数は何件把握できているか。

3 項目、特定空家と認定された件数は。

4 項目、管理不全空き家等への指導勧告が行えるが、今まで何件行ったか。

5 項目、空き家対策支援メニューとして、国土交通省はエンディングノートの作成等を示していますが、本市や空き家問題への対策をどのように進めるか伺います。

3 問目、身寄りのない方が亡くなられたときの対応について質問します。

1 項目、遺体の引取者がいない場合は市町村が遺体の火葬を行います。本市ではこのような事例は何件あるか。

2 項目、死亡者の相続財産清算制度（民法第 951 条～959 条）の定めで、管理清算を行い、余剰財産は国庫に帰属するが、本市での事例は何件あるか。

3 項目、高齢者の身寄りのない方の把握はできているのか伺い、1 回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の 1 つ目、地域住民への情報伝達の ICT 活用についてのその 1、DX 推進会議での協議内容について回答します。

DX 推進本部会議につきまして、令和 4 年度及び 5 年度は年間 6 回、今年度は現時点で 2 回開催しています。内容としましては、文書や財務会計伝票の電子決裁出退勤管理の電子化、電子契約の検討などの庁内事務に関するものから、行政手続のオンライン化や窓口手数料のキャッシュレス決済、スマートフォン教室の情報格差解消事業などの市民サービスに関するものまで、様々なデジタル技術の活用について協議を行っているところです。

その 2、日置市の取り扱っているスマートフォンアプリは何個かとの問いに回答します。

日置市公式 LINE や子育て支援アプリチャイまるなど、市民サービスで 4 つ、ロゴチャットや緊急時連絡用アプリ、あんしんメールなど、職員業務用として 5 つの合計 9 つのアプリを活用しているところです。

その 3、取組状況について回答します。

現在、電子回覧版のアプリケーションを取り扱っている 3 業者から導入自治体の状況や運用、費用面などについて資料を収集しており、年度内に自治会長連絡会においてアンケートを実施する計画としています。

なお、自治会関連のデジタル対応としては、試験的に日置市公式 LINE で自治会発送文書を見ることができるよう環境を構築しています。LINE 登録することで広報紙、回覧文書などを LINE から見ることができます。また、災害発生時には LINE を通じて登録者に避難所開設状況等の情報を発信することができます。

その 4、ハブ機能を持ったアプリケーションソフトについて回答します。

自治体が届けたい情報は多岐にわたり、今後も市民の皆様に活用していただきたいアプ

りやウェブサイトが増えることが想定される中、利便性や利用促進を考慮した場合、一元的に情報を集約することは大変重要なことであるものと認識しています。

そのため、本市では公式LINEにおいてその機能集約を進めているところです。

今後においても、コストや操作性なども含めて情報の提供と収集方法について研究してまいります。

質問事項2つ目、空き家の現状と対策についてのその1、現在の空き家及び放置空き家件数について回答します。

空き家と放置空き家、それぞれの件数は把握していませんが、居住世帯のいない住宅は令和6年8月末現在で4,637戸となっています。

その2、未相続登記件数について回答します。

登記名義人が亡くなられた場合は、相続人は相続したことを知った日から3年以内に法務局に相続登記の申請をする必要があります。登記名義人が日置市民であれば市で確認することができますが、市外住民である場合は、相続の開始を市で確認することができないため、未相続登記の件数については把握することができません。

その3、特定空き家と認定された件数につき回答します。

現在は、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく情報の提供、任意の助言を行っているところであり、今のところ特定空き家等に認定したケースはございません。

その4、管理不全空き家等へ指導勧告を行った件数につき回答します。

空き家対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、特定空き家等に至る前の管理不全空き家等に対し指導勧告が可能となったところです。今のところ、指導勧告等は行っていないませんが、県において今年度中に管理不全

空き家の判断基準の参考となる手引書を作成されることとなっていますので、それを踏まえ対応してまいります。

その5、本市の空き家問題への対策について回答します。

空き家対策については、所有者等が自らの責任において適切な管理がなされることが前提となりますので、これまで取り組んでいる固定資産税の納付書送付の際のチラシの同封や、今年度、民間事業者の協力を得て作成する空き家対策のパンフレット等を活用した周知、啓発を行ってまいります。

また、除却費用の一部を助成する危険空き家等除却事業費の補助金制度を継続し、安心かつ安全に暮らすことのできる生活環境の確保を図ってまいります。

本市の空き家等対策計画は今年度末までの計画となっておりますので、次期計画を策定する際に今回の法改正について盛り込むなど、今後の空き家対策につなげてまいります。

質問事項3つ目、身寄りのない方が亡くなったときの対応についてのその1、遺体の引取者がいない事例について回答します。

遺体の引取者が不明で日置市が火葬等を行った事例は、令和4年度で4件、令和5年度で5件です。

その2、死亡者の相続財産清算制度の本市での事例につき回答します。

現時点において、本市が請求して相続財産清算制度を活用した事例はありません。

その3、身寄りのない方の把握について回答します。

現時点においては、身寄りのない高齢者を把握していませんが、要援護者台帳更新時に民生委員等の協力を得て身寄りのない高齢者について、追加把握する予定です。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここで暫く休憩します。次の会議を11時

10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（山口政夫君）

それでは、引き続き2回目の質問をいたします。

まず、アプリの1項目め。DX会議は庁舎内部のデジタル化の協議と理解しますが、住民への情報共有等についても、協議の内容として含めることはできないのかお伺いします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

DX推進本部会議では、庁内事務に関するものから市民サービスに関するものまで、様々なデジタル技術の活用について協議を行っているところでございます。

住民への情報共有等につながる電子回覧版等については、現在、本推進本部会議内のワーキンググループにおいて情報の収集を行っており、アンケート結果等も踏まえ、協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（山口政夫君）

そういうDX会議で、真剣に協議を進めていただきたいと思います。

2項目めでございますが、9個のアプリを使用しているということでしたが、これ、まちなのコインも個数に入っているのか、それとも今手続をして10月の妙円寺詣りから使えるような説明でありましたので、それも含んでいるのか。含んでいないとしたらプラス1個になるのか確認いたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

ご認識のとおり、まちなのコインの当該アプリは増える予定となっております、その

アプリにつきましては公式LINEのメニューに追加する計画としているところでございます。

以上でございます。

○11番（山口政夫君）

承知しました。

3項目めに移ります。

導入自治体の状況や資料を収集し、年度内の自治会長連絡協議会において説明会を実施し、アンケートを実施する計画であるとの答弁ですが、私も昨年の12月の質問の冒頭で言いましたように、モデル地域の検討を現在行っているとの答弁とは少しかけ離れてきたかなと思って大変残念に思っております。

電子回覧版については年度内の説明会を実施し、先ほど言いましたとおり、アンケートを実施する計画との答弁ですが、説明の内容、それとアンケートの内容の説明をお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

まず、モデル地域の選定までに至らなかった理由につきましてでございます。これにつきましては、情報収集に、今、時間を要したということでございます。

次に、説明の内容についてでございますが、説明会のほうは、10月を今のところ予定をしております。

内容につきましては、まず、電子回覧版とはどのようなものかということで、自治会長さん方もイメージできるような他市の事例等の説明を行う予定としております。

また、アンケートにつきましては、説明会後に電子回覧版の利用の意向、そして、ご自宅がインターネットの環境があるかないか、そういったものをアンケートをしていこうと考えているところです。

○11番（山口政夫君）

承知しました。検討が、時間がかかっているということでございます。そこらも含めて、

しっかり検討を進めてもらいたい。

それと私の認識不足かもしれませんが、電子回覧版——私が提案している結ネットを含めた電子回覧版という内容かなと私は理解しますが——自治会発送文書を見れる日置市の公式LINEとアプリケーションを2つ検討しているという認識でよろしいのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

日置市公式LINEも含めまして、電子回覧版として利用できるアプリケーション、これは複数あるということで、先進自治体の導入事例等を参考にしながら、現在、日置市において活用できるアプリケーションを3つ検証しているところでございます。議員のご指摘の結ネットに、これに加えてLINEアプリと連携して活用できる自治会サポというのがございます。あと、霧島市で導入されているライフビジョンの3つでございます。

以上です。

○市長（永山由高君）

電子回覧版とこの日置市の公式LINEで、今、自治会発送文書、いわゆる広報紙等も確認できるという体制をつくっておりますけれども、これは厳密に申し上げると、電子回覧版機能は有していないということになります。要は、どなたが開かれたか、どなたがいつ確認されたかということは確認できていませんので、ある種、自治会に今加入しておられない方々も含めて、広報紙や市の発送文書を確認いただけるのが公式LINEでの情報発信。

で、それに重ねて、今、電子回覧版の活用を検討しており、その電子回覧版については3つのアプリケーション、その中にはLINEを活用した新しいアプリといったようなものも視野に入れて、今3つ検討しているという状況です。

○11番（山口政夫君）

市長の丁寧なご説明ありがとうございます。私、1個か2個に確定したのかなとちょ

っと誤解をしておりました。

先ほども申したとおり、なぜ私がこの自治会の情報伝達アプリを言いますかというのと、先ほど市長も申されましたとおり、自治会の未加入者が、私が自治会長をしていた頃からすると10%ほど増えているんですね、市全体としても、もちろん私の個人の自治会も含めて。そういうことを考えますと、最近ごみ出し問題やそのほかの問題で——これ、日置市だけじゃないですが——全国的にも裁判に至るケースが物すごい増えていますよね。そこが何だろうとしたときに、やはり住民への情報の伝達、説明というのが一番は不足しているのかなと感じております。そういうことから、やはり地域での情報共有というのが一番重要性を感じているもんですから、お願いというか、するべきだということをお伝えしております。

実は、前回も12月の一般質問でも申しましたとおり、呉市で実際これを活用して、加入者がどんどん増えて、予算も倍計上したという説明も受けております。

そういうことで、実際、私もこの結ネットを操作して、この有効性というのを実感したものですから、特にこの1つのアプリに特化していますけれども、推薦しておるところです。

また、先月、実は全国市町村国際文化研修所——J I A Mですが——そこの研修に参加させていただきまして、ちょうどこのアプリの開発業者と自治体が協定を結んで開発を進めた、というのが石川県の野々市市なんですね。これは、もうホームページで出ていますのでご承知と思います。ちょうど野々市市の議員さんが同じワークサークルになったものですから、ちょっとこの議員さんに、震災時にこの結ネットがどう機能しましたかということをお尋ねしてみました。失礼かなと思ったんです、ですが、こういう機会ないなと思ってお尋ねしました。ところが、実際、昨年、

私がメーカーと打合せをしたときよりもはるかに加入者数が増えていると。それと、一番その裏づけとして、ユーザー、例えば、私が登録申込みをしますと私は一ユーザーになるわけですね。この一ユーザーもID使用料というのが発生するわけです、団体もちろんそうですが。これが、私が昨年調べた時点では月100円、年間1,200円。ですから昨年お話したときには、市民に1,200円も負担をして、こういうアプリを入れてくださいって言うのがちょっとどうだろうと思って、市に補助金を設けて、普及しないかっていう質問をしたわけです。ところが、今回調べましたら——野々市市のその議員さんもお存じでした——増えた証拠に、「山口さん、使用料も月10円に減っています」と。私も調べてそこは把握していたんですね。ユーザーの利用料というのが月額10円に減額されております。これは、開発メーカーの担当者からも聞いていました。今現在はこのユーザーの利用料です。ところが、ユーザーが増えれば増えるほど、これはもうどんどん安くなっていきますと。明らかに、10円で年間120円であれば、ある程度市民の皆さんも情報を、楽をする、役員さんも楽になるってなれば普及しやすいのかなと思って伺いました。

それと、一番失礼かと思ったんだけど、今度の能登震災のときにこの結ネットの防災機能が機能しましたかって、もう単刀直入にお伺いしましたら、初期の段階での安否確認——これ、結ネットを開いて見た段階でも既読がつきますので、ほんで、安否確認で既読がついていない方を優先的にチェックができましたと、議員さんからそういう説明も受けました。

ただし課題が1つ見えましたと。何ですかとお伺いしたら、この防災ツールは機能しましたと、だけど実感したのは、普段から年

に二、三回、やっぱり訓練をするべきですねと、これは確かに実感しましたということをお伺いしました。

このようなことも含めて、今、既に電子回覧版ということで検討しているということですが、改めて市長に導入のお考えを提案しますが、市長どのようにお考えいただけるか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

電子回覧版につきましては、先ほども回答をしておりますように、年度内の自治会長連絡協議会で説明会を実施し、アンケートを実施する計画と。また、電子回覧につきましては、先進自治体の運用状況、視察に行くように計画をしているところでございます。

あと、複数のアプリケーションもあるということで、デモンストレーションを実施いたしまして、アプリケーションの選択、運用に向けて検討してまいりたいと考えております。

○市長（永山由高君）

今後の計画については、今、担当課長が申し上げた状況なんですけれども、本件については主に2つの見方があるというふうに私は認識をしております。1つは自治会の役員の方々の負担軽減をどう図るか、というのが1つ目のテーマです。2つ目は、市民サービスの質をどう高めるかと。大きく分けるとこの2つの論点に収れんされるのではないかと考えています。

1つ目の自治会役員の負担軽減という点で申し上げますと、全国の様々な電子回覧版のツールを導入されているところでも、まだやはり紙での情報配布というものが残っているところが多く、そういった意味では、既存の自治会長さん方にさらに追加でチャンネルが増えるということになります。それをどう捉えるかというところが、これから自治会の方々と一緒になって考えていくべきテーマの一つ。ここは、やはり慎重に検討したいというふう

に考えております。

2つ目の市民サービスの向上という観点では、一つは既に議員ご指摘のように、市民の皆さんに使っていただくアプリが複数あるということですね。ここをどのようにハブになり得るような機能を集約したものをどう捉えるかということが一つ。また、もう一つは、先ほども申しました自治会未加入者の方々に対する情報の発信をどのように捉えるかといったような観点から、やはりこれは検討すべき論点がたくさんございます。とはいえ、しっかりと1つずつ議論を積み上げてまいりたいというふうに考えているところです。

○11番（山口政夫君）

市長、前向きに市長が検討されていると評価をしたいと思います。

先ほど市長も申されたとおり、自治会長の負担、だけど役員さんも今以上に負担があるわけですね。その役員さん方の負担を減らすためにもこういうアプリケーションは大事だろうと思っております。

で、1つの例ですが、お伺いしたところでは、自治会長に、できない人に負担をかけるのではなくて、自治会の中で、例えば世代交代ができないとよくおっしゃいますよね、自治会長さん。若い方も、50代でも30代でもいいと思います。例えば、こういうツールにたけた方にこっちを担当してくれんかとか、そういう自治会内での年代の交流、そういうのも自治会長に成り手がいないっていう——市長は直接、自治会長さんなんかとお話してご理解だと思います——これを防ぐためにも、スムーズな自治会の交代、会長さんなんかですね。そういうものの一つの媒体になってもいいのかなって私思っております。

それと、先ほど市長がちょっとアプリが多いのでハブ機能、そういう意味で、実は4問目でハブ機能を持ったアプリケーションを開発しませんかって提案したのはそこだったつ

もりです。

で、私も職員さんやら市民に三、四十人ぐらいにこういうふうにしてアプリがあるんだけど、公式LINEもあるけどと説明をします。だけど、使いにくい、いろいろなご指摘があります。その中で、プログラムをコンピューターの経営をされている社長にちょっとご相談させてもらったら、そういう機能の集約をしたほうがいいんでしょうと。ただし、鹿屋でご提案したように、鹿屋市も500万円予算かかります。ですけども、予算もお金もでしょうけど、いかに市民が使いやすいかというのを念頭に考えていただきたいと。

それと、先ほど公式LINEの機能集約を進めるということでございましたので、こちらをちょっとお伺いします。

公式LINEは、開始して何年経過しているのか伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

平成30年から運用を開始してございまして、現在、導入から6年が経過しているところでございます。

以上でございます。

○11番（山口政夫君）

6年ということですね。

それでは、この6年の間に登録者数は何人登録されているのか伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

平成6年9月1日時点で5,758人となっているところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

分かりました。残念ながら減っていますね。私、昨年やったかな、ちょっと確認をさせてもらったときに6,400か500だったという記憶があります。

それでは、この公式LINEを市の職員さ

んは何名登録されているのか、確認されているのかお伺いします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

L I N Eには個人情報を持ち合わせておらず、システムでの把握はできないため、市職員に限った登録者数につきましては把握できていないところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

そうですね、個人情報になるから。市として登録しているかというような調査は難しいと思います。しかし、私は、公式L I N Eは市の職員さんであれば、やはり全員がインストールして推進に図るべきだろうと思っております。

そこで、公式L I N Eの登録の広報周知はどのように行われたのか、この6年間のうち、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

市民の皆様への広報周知につきましては、広報紙、お知らせ版、そしてホームページ等を活用しております。紙面でのお知らせとして、昨年度は広報紙に2回、お知らせ版へ3回掲載しております。そのほか、転入時とか、あるいは母子手帳の交付時にチラシを配付しているところでございます。

○11番（山口政夫君）

なぜここをお伺いするかというと、私も実は、地区館やら地域の皆さんに公式L I N Eの使い方やら、こういう機能があるんですよという説明をします。インストールされています。しかし、使いづらい、使いにくい、非常に使い勝手が悪いというようなご意見が多いんですね。それと、私もハブ機能を持ったアプリの開発をと言いますが、市民からもそういうご指摘を実はいただいたもんですから、その後、その社長とお話をした経緯があります。

そのようなことから、やはり私の中では説明やら広報が足りないのかなと、特に使い方ですね。利用の仕方というのを、最近をよくユーチューブや動画等で説明するのを拝見します。日置市も、やはりこの操作に特化したショートムービー等を作って、広報というのも必要じゃないかと思いますが、そこらご検討いかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきましたけれども、公式L I N Eの普及促進を図るため、まずは、やっぱり登録者数を増やすということが重要と考えています。

市民の皆様には公式L I N Eの使用方法、今ございました動画を活用したもの、それを周知広報をするようまた努めてまいります。

○11番（山口政夫君）

ぜひ、市民へのこの情報を共有できるアプリケーションに関しては、公式L I N Eであろうが結ネットであろうが、先ほどライブビジョンとかいろいろお話ございました。どこを主体にするにしても、やはり丁寧な市民への説明というのは重要——まして結ネットというのは、自治会長さんなんかはどうしてもご負担をいただくわけですので、そこらの丁寧な説明というのはしっかりと今まで以上にやっていただきたいと思います。

以上申し上げて、次の2問目の空き家の問題に移ります。

空き家は4,637戸という答弁ですが、実は、平成20年、2,870戸というのが市の広報紙に表記されておりました。これで見ますと17年間で1,767戸増えて、約1年間に100戸ずつ増えているという状況のようです。

そこで、空き家対策成功事例として——これ、ここの高知県湯桝原町というのは、実は私の家内の実家のすぐ隣の町なもんですから、昔からよく知っておりました——この桝原町

の空き家対策事業では、昭和35年は人口約1万人でした。ところが現在3,100人というように、この50年で3分の1に激減している地域です。ですからこそ非常に危機感をお持ちで、ここの梶原町は林業が主産業で林業従事者も減って、そういう非常な問題からこの空き家対策に行き着いております。

そして、空き家対策で何を言いたいのかといいますと、空き家を家主さんから10年町が借り上げて、これ無償でお願いしております。そして、水回りだけですね、それから床が抜けているとかそういうのを検討して、450万円から上限が700万円のリフォームを町が行う。そして、この予算は国が2分の1、残りの4分の1ずつを県と町で負担してリフォームをし、そして一律——どんな面積であろうが、大きさであろうが——1万5,000円でサービスを開始、募集をしたところが2020年までに58戸が改修し、移住定住に結びついております。この間に200人が移住定住されております。ほんで、これを10年後にはその持ち主にお返しをします。その後は、その持ち主さんが収入があると、こういう事例もございます。

今後、市としてどのように取り組む——これは、あくまでも一成功事例で、このようにいくとは思っておりませんが——どのように取り組まれるか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

本市の今後の空き家対策、取組につきましては、利活用できる空き家につきましては早い段階での空き家バンクへの登録を促進するとともに、空き家改修事業費補助金を活用した利活用の促進、また、先ほど市長の答弁にもございましたように、危険空き家等につきましては除却事業費補助金制度を継続いたします。

また、固定資産税納付書送付の際のチラシの同封、あと、パンフレットを作成した情報を掲載しまして、周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

空き家対策特措法で「空家等」と「特定空家等」の2種類が規定されていますが、この定義の説明をお願いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

法におきます「空家等」は、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地で（立木その他の土地に定着するものを含む）」と定義されております。

また、「特定空家等」につきましては、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なった状態、その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態」と定義されております。

以上です。

○11番（山口政夫君）

ここで、議長に写真の提示の許可をいただいておりますので参考に。

実はこれ、私の自宅のそばにある1つの物件です。3件ほど今まで相談して、1件は家主さんが解体されました。

ここの立木、それこそ何十年ともう放置でしょう。電線、電話線、断線のおそれがあるから剪定できませんかってご相談しております。実はこれ、道路を挟んで隣の屋敷までもう2mぐらい入り込んでいるんですね。これも以前に相談しております。

こちらの倉庫もそうです。もう倒壊寸前で

す。実は、ここの空き家と隣の隣接の住宅です。今度の台風で実は壁が倒れまして、これも今回、ここの所有者さんから相談を受けました。たまたま今回ガラスも割れずに破損がなかったからよろしいです。こういうのも現実あります。

そして、これも私の家のすぐ近くです。これも五、六年前、以前からどうにか対処できないのっていう相談をしております。実は、この隣のこの家のほうに15cmほど傾いております。

そしてもう1枚が、これが今の家のちょうど裏側になります。正直言いまして、維持管理をされている状況とは思いません。私の感覚では不特定空家かなと理解しますが、市長、そこをどのように判断されるか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

今お示しいただいた案件につきましては、所有者等の確認、調査を尽くしまして、法に基づく情報提供、任意の助言を行っていき、その後、立入調査等を行いまして、特定空家等と判断するための協議会へ提案というような形になろうかと思っております。

以上です。

○市長（永山由高君）

今議員がお示しいただいた状態の家屋なんですけれども、これは外観からのみで判断できるものではなく、所有者の方々とのやり取りを通じて、今どのような状態にあられて、今後、管理の可能性があるのかないのか。それから、そもそもやり取りができるのか、連絡ができるのか、どういった状態なのかということを総合的に勘案しながら空き家の状態に加味して検討する、対応するというのが状況でございますので、外観のみで判断されることは難しいというところはご理解いただければと思うところです。

○11番（山口政夫君）

市長のご指摘、そこは理解しております。ただ、これは、もう今回初めてじゃないんですね。数年前からご依頼しております。

そこで、同僚議員が、前6月議会で空き家対策計画という質問をされていまして、私も調べてみました。実は、これホームページにも出ていないんですよ。ほんで、担当者からこのプリントを頂きまして見てみますと、空家等対策協議会を設置して、ここで特定空家の審査をするというふうになって、先ほど確認したら認定はありませんということでした。

ここの協議会に特定空家の申請があったのかなかったのか。なかったんであれば、なぜできていないのか説明を求めます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

市へ相談のありました空き家等につきましては、所有者等の調査を行い、所有者等の確認ができたものについて法に基づきます情報提供、任意の助言を繰り返し行っているところでございます。その案件の中で立入調査まで至っていないため、協議会等への提案は行っていないところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

私は決して私の身の回りのことだけを言っているんじゃないですね。日置市内の中には、ほかにもいっぱいそういう案件が滞っていると思うんです。その中で、こういう特定空家認定が1件もないというのは非常に不思議で仕方ない。

なおかつ、この計画書すらホームページに掲載されていないんですよ。ほんで、協議会も「令和3年2月22日に開催します」の案内で終わっているんですね、市長。その後の更新すらなされていない。やはり、そこはも

う一遍しっかり担当課のほうは検討していただきたい。

なぜそこまで言うかといいますと、この計画書を頂いて、「なるほどな」、私が何かこの空き家の問題に関しては不透明さを感じていました。なぜかなと思ったら、最後の13ページの4番に空き家等に関する相談の対応ということで、これもここを読み上げさせてください。「空家等の利活用については、地域づくり課定住促進係が対応します、適正管理は総務課防災係」、「あ、なるほどな」と、窓口が2系統かと。確かに相談内容は情報共有をして対処するっていうふうに書いてありますけど、本当にこれ機能しているのかなと。そのあかしとして、例えば、こういう大事な計画書すら市民にも公開されていない。私どももどうかと思って担当職員に相談に行って、初めてこういう原文を見させてもらったんですね。ここらは早急に対処していただきたい。

それと、もう時間がございません。

そういうことから私、不透明さを感じていました。こういうことで担当窓口をですよ、市長、1か所に集約するっていうことで、機能的に窓口を2つじゃなくて1か所に集約するっていうことは組織上できないものかなと。どこに課を設けるかは私なんかの範疇じゃありませんので、やはり、これは機能集約ということで、組織改革で窓口を一本化するべきと思って市長に提案しますが、いかがお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

空き家の相談件数につきましては、多岐にわたるということでございます。今現在、地域づくり課、総務課、合わせて年間約1,100件程ということでございます。

相談件数の増加と状況次第では、窓口の一本化というのも今後検討すべきところであるというふうに考えております。

○11番（山口政夫君）

窓口の一本化も今後は検討すべきだという前向きなお話です。ぜひ、これ進めていただきたいと強く要望しておきます。

最後に3問目ですが、私、ここに身寄りのない方の亡くなられた場合の遺留金の取扱い、これは厚生労働省、法務省からこういう手続をなささいというのを、非常に複雑な手続のようです。

日置市の場合は幸い対応がないようです、この遺留金に関してはですね。火葬の場合は報告がありました。ただ、最初のここの手引の趣旨というところに、行旅法、墓埋法、ここにはあくまでも自治の手続、方式ですと。それぞれの市町村で定める手続に沿って適切に事務を行ってください。要は、100%これに従わずに、市町村が事前に本当に手続を簡素化していいですよという通告もあるようです。答弁は要りません。本当、健康保険課、介護保険課も一生懸命やられております。民生委員とも連携を取られて、情報収集もされております。私も自治会長時代、そういうのにも携わりましたので。こういうことも含めて、こういう事例があったら速やかにできるようにこういう準備も進めていただきたいと申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、14番、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。

まずは、台風10号で被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、災害対応に当たられた全ての皆様に心から感謝申し上げます。大変ご苦労様でございます。

今回は、この夏に政務調査を行ったもの、

また、過去に一般質問で回答をいただいたその後の状況など4点にわたり質問をさせていただきます。

市民が健康で幸福であることを願いつつ、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、65歳以上の耳の虚弱、聞き取る機能の衰えチェックに取り組まないのかの1点目、特定健診等、検診での聴力検査はあるのでしょうか。

2点目、65歳以上の市民が病院以外で聴力検査ができる環境は整っていますでしょうか。

3点目、東京都豊島区などが民間のアプリ活用で無料のヒアリングフレイルチェックを行い、聞こえの現実を本人が知ることでの医療機関への受診へと促しています。本市でも、まずは先進地事例の調査はできないものかお尋ねします。

4点目、今後、豊島区同様のヒアリングフレイルチェックに取り組めないのかお尋ねをします。

次に、認知症者への接し方にユマニチュードの普及をの1点目、フランス発祥のユマニチュードとはどのようなものでしょうか。

2点目、福岡市では先進的に研究をし、ユマニチュードを市民や専門職、小中学生などを巻き込んで取り組んでいます、どのような取組内容かお尋ねをします。

3点目、団塊の世代が75歳に突入する2025年問題はいよいよ来年となりました。今後、認知症等も増えると推測されますが、認知症になっても安心して暮らせるまち、また、市民のために本市でもユマニチュードの普及に取り組まないかお尋ねします。

3点目に、子どもたちの熱中症対策に晴雨兼用傘の支給と活用及び小中学校への冷水の出るボトルディスペンサー型給水機の設置をの1点目、本市の昨年と今年の7、8月の気温についてお尋ねします。

2点目、昨年と今年の7、8月の熱中症での救急搬送件数はどのくらいだったのでしょうか。

3点目、気温35℃の場合のアスファルトの温度はどのくらいでしょうか。

4点目、市内小学生の通学距離、時間はどのくらいになりますでしょうか。

5点目、登下校時の児童の熱中症対策はどのようになっていますか。

6点目、登下校時の児童の熱中症対策に晴雨兼用傘の支給や活用に取り組まないでしょうか。

7点目、多い荷物には水筒もあり、荷物の軽減と熱中症対策に、小中学校へ計画的にボトルディスペンサー型給水機設置をお考えにならないのかお尋ねします。

4点目に、SDGs及び脱炭素の視点でプラスチックごみの再資源化をの1点目、現在、可燃ごみに入れて焼かれているプラスチックごみの種類、また重量はどのくらいでしょうか。

2点目、私はこれまで2回ほど、プラスチックごみの回収を一般質問で提案してきました。令和4年6月議会一般質問で、プラスチック回収を令和7年度を目標に計画を進めるとの答弁がありましたが、計画の詳細をお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、65歳以上の耳の虚弱、聞き取る機能の衰えのチェックについてのその1、特定健診等、検診での聴力検査につき回答します。

市の実施する特定健診や検診では、聴力検査は行っておりません。

その2、65歳以上の市民が病院以外で聴力検査ができる環境につき回答します。

検査機関で人間ドックを受診される方や職

場で健康診断——これは事業者健診ですね——職場で健康診断を受診される場合は、聴力検査が検査項目に含まれています。

その3、先進地事例の調査について回答します。

聴力機能の衰えは、認知症や鬱病のリスクの一因であることは承知しています。今年度、厚生労働省より「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携」に関する手引きが作成されていますので、本手引きと先進地事例も併せて研究してまいります。

その4、ヒアリングフレイルチェックについて回答します。

今年度より、加齢性難聴に関するチラシを作成し、介護認定を受けていない80歳到達者の訪問時に活用しており、筋ちゃん広場においても難聴に係る講座を実施予定です。難聴に関するチェック方法については、豊島区も含めて他自治体を参考にしていまいります。

質問事項の2つ目、認知症者への接し方にユマニチュードの普及をとのご質問のその1、ユマニチュードとは何かとのご質問につき回答します。

一般社団法人日本ユマニチュード学会では、ユマニチュードとは人間らしさを表すフランス語の造語であり、フランス人が開発したケアの技法で、特に高齢者ケアや認知症ケアの手法として紹介されています。人間特有の4つの行動科学的コミュニケーション、見る・話す・触れる・立つの4つの柱とケアを始める前から終わった後までの5つのステップを組み合わせたものだそうです。

その2、福岡市の取組につき回答します。

福岡市は、認知症のコミュニケーション技法であるユマニチュードの普及に取り組んでおり、ユマニチュード講座を公民館、児童生徒、地域団体、企業、家族介護者向けに開催しているほか、専門職向けのユマニチュードのオンライン研修も実施しているようです。

その3、本市でも普及に取り組まないかとのご質問につき回答します。

本市では、日置市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、認知症の人やその家族ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく希望を持って暮らし続けることができるよう、認知症の人の視点を尊重しながら様々な施策を推進しています。ユマニチュードの概念を含めた認知症ケアについては、今後も普及啓発を図ってまいります。

質問事項3つ目、子どもたちの熱中症対策についてのその1、本市の昨年と今年の気温について回答します。

日置市内にある気象庁の東市来の観測データにより、1日平均の気温を比較すると、7月は令和5年が27.6℃、令和6年が28.2℃、8月は令和5年が27.9℃、令和6年が28.9℃となっており、令和6年の7月が0.6℃、8月が1℃高くなっています。

その2、熱中症での救急搬送件数について回答します。

熱中症での救急搬送は、令和5年7月が15件、8月が24件、合わせて39件です。令和6年7月が26件、8月が29件、合わせて55件です。

その3、気温35℃の場合のアスファルトの温度について回答します。

気温35℃でのアスファルトの温度は把握していませんが、環境省の「まちなかの暑さ対策ガイドライン 令和4年度部分改訂版」によれば、熱を吸収しやすい黒いアスファルトの表面温度は60℃を超えることもあり、路面から放出される赤外放射が強くなりますと記載されています。

その4以降は教育長より回答いたします。

質問事項4番目、プラスチックごみの再資源化についてのその1、可燃ごみに入れて焼かれているプラスチックごみの種類、重量に

ついて回答します。

燃やせるごみとして焼却しているプラスチックは、容器包装リサイクル法に定められていないプラスチックとなります。日置市クリーン・リサイクルセンターでは、季節ごとにごみの組成分析を行っており、その結果によれば、燃やせるごみに含まれるプラスチック類は全体の20.65%、昨年度のごみ量から換算すると約1,000tのプラスチック類が焼却されていると考えられます。

その2、令和7年度目標とする計画の詳細について回答します。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行され、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定などの措置を講ずるよう努めることとされました。本市では民間企業の協力により、容器包装プラスチック以外のプラスチック類も再資源化できる新リサイクルプラザを令和7年10月稼働に向け建設中で、この施設の完成に合わせ、容器包装プラスチック以外のプラスチック類も分別回収品目に追加し、燃やせるごみの減量化を図ってまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項3のその4からお答えをいたします。

小学生の通学距離、時間についてでございます。

日置市内の小学生の徒歩による通学距離は、最長で3.2kmです。通学の所要時間は片道約60分です。

その5、登下校時の児童の熱中症対策です。

学校では、通学の際の熱中症予防対策として、帽子をかぶることや、必要に応じて水分補給するように指導をしています。

その6、晴雨兼用傘の支給や活用について

でございます。

学校には、これまで保護者から数件、晴雨兼用傘の使用について申出があったと把握しております。日傘として利用する場合も雨天時同様、交通安全に十分注意して歩行するよう指導をしているところです。晴雨兼用傘については、各学校や保護者の判断で活用されるべきものと考えております。

その7、ボトルディスペンサー型給水装置についてでございます。

学校では、熱中症対策の一つとして水筒の持参を呼びかけており定着しているところです。ボトルディスペンサー型給水機については、現在のところ設置する予定はございません。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午後0時03分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

1回目の答弁いただいておりますので、再質問に入らせていただきます。

まず、1問目の件でございます。耳鼻科医によると、耳の虚弱や聞き取る能力の衰えは加齢が原因であるとのこと。高齢者への市役所等での窓口相談や電話での対応で聞き取れないことがありましたら、その事例を紹介いただきたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

来庁された難聴の方のご相談の場合で、本市の音声集音器等を利用した事例が年に数回ございました。また、電話による相談対応が難しい場合は、直接訪問する対応もいたしま

した。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

耳が聞こえなくなってくると、本当に会話が通じないというのがよく相談で電話が来て、何とか何とかって言われるんですけど、それを返すのが聞こえてなくて、もう一度電話をしても取ってももらえないというので、私もよく走って行きます。

役所には集音器が置いてあるということを前回の質問でも聞いてますけれども、市民はそれをよく分かってないんじゃないかと思うんですけど、市民は分かるんでしょうか、集音器が置いてあるということは。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

福祉課のほうには、集音器のほうを窓口で1か所設置してございます。あと、包括支援センターのほうでは、対応に応じて集音器の利用させていただいているところです。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

職員は分かっているんですけど、行ったときにちょっと耳が聞こえづらかったら、そういうのありますからどうぞとか、お声掛けくださいとか、何にも書いてないんじゃないかなと、だから私も、何回か窓口で、大声でお互いに対応しているところを見かけるところがあって、途中からこれつけてくださいと言っても、多分言いにくいのかなと思って見るんですけど、そういう意味で、何かそういうものが書いてございますか、というのをちょっと聞いているので、もう一度お願いします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

集音器等がございましてといったそのような案内板等が、まだ設置していない状況です。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

高齢者が多くなってきましたので、そういったこともちょっとだけ書いてもらってくと、安心して来れるんじゃないかなと思ったりしたのでお尋ねしたところです。

家族がいない独り暮らしの高齢者は、自分で気づくことが難しい、あまり会話をしないので、テレビの音量が大きくなっても、うるさいとか、お母さんちょっと大き過ぎよ、耳が聞こえづらくなっているんじゃないのと、他人が見つけてくれる機会が独り暮らしだったら少ない。そこで、65歳以上の独居高齢者というのは、どれくらいいらっしゃるかお尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市における独居高齢者数は、令和2年度で3,452人となっております。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

3,452人、独りで暮らしていらっしゃって、皆さんがお耳にフレイルを感じていられるわけではないと思いますけれども、今後気をつけてあげないといけない人たちのかなという数がよく分かりました。

市民の声をちょっとお伝えします。独り暮らしの85歳の母が聞こえないことを自覚できずに、外出の機会も少なかったり、デイサービスなども介護度がないと行かないので、小さな集落に住んでお住まいで、近所も離れていて、話す機会が少なくなり、弱聴にも本人が気づかずに、病院受診が遅れてしまったというケースが多いと思いますと、受診したとき母は、既に障がい者レベルで手帳の交付を受けましたと、早期発見、早期治療は大事で、補聴器を利用することで認知症も軽減され、元気で健やかに過ごしてほしいです。

この方は、ちょっと、私いつも質問を決まってあれしたときには、SNSにアップする

んですけど、それを見られた方が、黒田さん本当にそうです、ということでそういうお話をされていました。やはり、早めに気づいて補聴器等を活用するということの効果を市はどのように考えておられますか、お尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

難聴の早期発見、早期治療と適切な補聴器の利用については、介護予防や生活の質を維持するための重要な要素の一つと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私も同様に考えます。また、長岡京市では3月3日の耳の日に、補聴器利用者へのインタビュー記事を、令和5年3月号広報紙に掲載され、ホームページに飛んでいって、詳細な情報も見える工夫を担当課が行っていました。「聞こえにくいと感じたら」とのタイトルで、耳が聞こえにくくなると外出するのが億劫になり、高齢期にはフレイルの進行や認知機能低下につながることも、と小見出しがついています。

そして、補聴器利用者のNさんとのインタビュー記事が載っていて、Nさんは結論として「補聴器は、耳が聞こえなくなってから装着しても、聞きたい音が聞こえず、聞こえてなかった生活音、雑音が気になり、使うことをやめてしまいます。早い段階で装着することで補聴器に慣れることが、耳の機能を低下させず、聞こえる状態を維持できると思います。自分が不便と感じたり、家族から使ったほうがいいと言われたら、耳鼻科医に行ってはどうか。」とされています。実際の生の声でございます。

本市での、聞こえにくい高齢者への取組はどうでしょうか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市におきましては、聞こえについての相談や80歳到達者訪問時には、「聞こえのチェック」「補聴器購入のポイント」「難聴予防のための生活習慣」等が掲載しているチラシを配布し、聞こえにくいなど症状がある場合、早期の専門医受診を勧奨しております。

また、今年度より筋ちゃん広場では6か月ごとに実施している各講座において、新たに難聴に関する講座を取り入れる予定でございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ここで、ちょっとパネルを議長の許可をいただいて使いたいと思います。さっきの答弁の中で80歳以上のチラシでは遅いのではないかと、大体もう70代、80代になると7、8割はもう難聴になっている人が多いというふうにデータがあります。今回難聴者における補聴器使用率を示しました。見てみまして、デンマークが47.8%、日本は13.5%で、これは日本に難聴者が少ない、ということではないのではないかと思います。難聴だけどやっぱり補聴器の使用にまでつながっていない人たちが結構いる、欧米に比べると相当な低さだなというデータでございます。高齢者の3割が難聴でも補聴器所有率が低いままということで、難聴者は人口の10%ぐらい、75歳以上だと34.4%、先ほど80歳のチラシでは、もうほぼ難聴になっている人が3割以上いますよね、という部分で言ったところですよ。

多くの人たちが聞こえに問題があり、社会全体でコミュニケーションに支障を来している、ここでちょっと高齢であっても、いわゆる地域のおさのような立場の人たちは、いろんなリーダーを取っているんですけど、この人たちが若干加齢性難聴になってると、言っていることの意味疎通がうまくいっていか

った事例がちょっと最近私も経験したんですけども、リーダーシップを取る方が、聞き間違いをしたり、聞き取れていなかったりすることは、大変ちょっと問題も出てくるのかなとも思っています。

日本は補聴器所有率が15.2、欧米は40から50ということで、大きな差でございます。もっと早く使用すれば、より快適な社会生活がということで、難聴は気づいてから補聴器購入するまで約半数が3年以上かかっていて、6年とかですね、その人たちは補聴器使用者の実感として、もっと早く使用すればよかったと、こんなに聞こえるんだったら、もっと早くすればみんなと一緒に仲間になれたな、例えば、地域の行事でももう聞こえないから行かない、高齢者のいろんな行事でも、もうみんなと話ができないから行かない、どんどん足は遠のいていく、そういう意味では、補聴器の使用というのは大事なのだなというのを私も今回実感したところです。

視力検査はよくあつてますので、私も元2.0でしたけども、1.何ぼと0.何ぼになって、視力は皆さんも自分は大体どれくらいって分かると思うんですけど、聴力の単位はデシベルです。一般に使われていませんので、自分の聴力は一体何デシベルかなんて知ってもいないのが現状ではないでしょうか。市長は自分の聴力が何デシベルか、ご存じであればお答えいただきたいと思います。

○市長（永山由高君）

検診において、聴力検査は受けておりますけれども、自分自身の聴力の調査結果の数値については把握しておりません。

○14番（黒田澄子さん）

ごもっともだと思います。私も分かりません。それで大体70デシベルとかになると、もう障害手帳の申請をしなければならない、私は両耳が69デシベルなのによって、もう70になったら手帳をもらいに行かなきゃな

のよね、というような会話は全く聞いたことありませんよね、皆さんね、で、提案に当たって私も調査をさせていただきました。

スマホのアプリで、あの聴脳力っていうと違うほうを思い浮かべるんですけど、「聴く」ということと「脳の力」と書いて「聴脳力」と言うそうです。これは個人でアプリを使うのは無料でございます。5分間でセルフチェックができて、まあちょっと距離を60cmとかいろいろあるんですけども、私も使わせていただきました。九州大学病院ほか2社の共同研究で作られて、日本耳鼻咽喉科学会や日本臨床耳鼻咽喉科学会でも紹介されているアプリです。自治体の場合は、アプリマイスターの講座を受けていただいて、1人8,000円ぐらいで受けられるそうです。直接業者が来られて実施もでき、鹿児島県にはそういう業者もいらっしゃるようです。また、オンラインでも実施できるということです。豊島区とか、また山形のほうでもこういうものを取り入れられて、アプリを使って、まずは、自分がどれくらいのデシベルなのかなとかってというのが分かった時点で、あまりに低過ぎると担当課の方とか一緒に、例えば、いきいきサロンとか、筋ちゃんとか、そういう高齢者が集まる場所で、こういうことを実施されて、そしてちょっとやっぱり聞こえにくいそうですねって、耳鼻科に行かれたほうがいいのかもですね、ぐらいの呼びかけをされて、お医者さんのほうに誘っていかれる、勧奨されていかれるということです。

本市でも、このようなアプリ等を使つての取組を考えていられないのか、また、こういうものがあるよつていうことを市民にも啓発できないのか、再度お尋ねをいたします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

そのようなアプリも含めて、厚生労働省の研究事業であります難聴高齢者の早期発見・

早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引きを基に、これから研究してまいります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

それでは次に移ります。

ユマニチュードですね、私はこのユマニチュードの動画を見たときに、本当に、えって、びっくりしたんですね。市長はこの動画を見られたことがあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○市長（永山由高君）

ユマニチュードの解説に関する動画については、まだ閲覧をしておりません。

○14番（黒田澄子さん）

9月は認知症月間でもございまして、今回これも取り上げさせていただきました。

先ほど、いろいろご説明もいただきました、新たな認知症ケアのユマニチュードは、人間らしく接するという技法でございます。フランスではもう35年前から、これが行われているそうです。魔法のケアと言われ、目を疑うほどの変化がある、認知症高齢者への接し方の手法であり、考案者のイヴ・ジネストさんが、「人はほかの人から人間であると認識してもらえないと生きていけません」と言っています。また、認知症の人との人間関係、絆をつくるテクニックにもなっています。私はあなたの友人ですよ、仲間ですよ、と感じてもらうには、見る・話す・触れるの3つの行為で伝えることが大切、優しさを伝えること、認知症の人は相手から見られないと自分は存在しないと感じ、自分の殻に閉じ籠ってしまうと言っておられます。

動画を本当に皆さんに見せたいぐらいなんですけども、ぜひ一度ググってみて、見ていただければと思いますが、その中でちょっと出てきた動画で、病院等で介護とか看護を受けていらっしゃる高齢の人が、口腔ケアも大事ですので口の中をさしてくださいねって、

優しく若い看護師さんとか言うんですけども、すごい怒って、そして、点滴を外すということで家族に承認をいただいて、承知いただいて、拘束もされていて、でも非常に怒りのオーラで全く口も開けない、ご飯も食べない、みたいなそういうところにジネストさんが通訳者を連れて行かれるんですね。まず最初に、相手の目をちゃんと見て、「こんにちは」とかって言って、それもすごく近い距離で「こんにちは」とか言われて、そのとき手を支えられて、「お元気ですか、私今日フランスから来たんです」みたいな感じで、なんか会話をされてるんですね。すると、もうその時点で、今まで怒り狂っていたような高齢者の方が、笑顔に変わっていかれて、ちょっとお口を掃除させてほしいんですとかって言うと、ちゃんと口をぱっと開けられて、難なく掃除が済んで、その後に、今度は立つところまで、立ちます、一回立ってみましょうかって言って、ほとんど寝たきりとまでは言わないけど、寝るかも車椅子みたいな方だったと思うんですけど、その方がやっぱり立とうとされましたね。そして、結果、立って歩かれたんですね。で、そのジネストさんはそこで終わって、もう帰って行かれたんですけど、たまたまそこに息子さんがいらっしゃって、でもなんかびっくりされて、で、そのジネストさん帰られた後も、その高齢者の方は自分でこの車椅子から立たれるんですね。で、やっぱりまだ歩行は危ないですので、慌てて息子さんが添えられて、向こうも添えられて、やっぱり人間として歩く、立つ、歩くという機能は、そもそも持っているものなので、やっぱりそこを大事に、人としてちゃんと見てあげるという部分でだったのかなと、私もちょっと学びがまだ浅いので、そういうことで本当に驚いたものです。

福岡市さんはユマニチュード推進部もつくられて、8年前からずっと研究されてました。

で、なんでこれに取り組まれたんですかと聞いたら、なんかこう、そういうのないかなって、こういろいろ探していたら8年前にユマニチュードに行き当たったんですって。それが、こうやっぱり研究していくとすばらしいということで、実証をずっと重ねてこられて、今、多くの市民がケアに関わる視点でこの手法を取り入れています、ということでした。で、様々な取組をされているんですけども、実際、ユマニチュード、どのようなものとお考えなのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

福岡市のほうに私のほうも確認のほうさせていただきました。市長の答弁と重複する点もございますが、様々な方を対象とした講座や研修、ユマニチュード認証制度取得の支援など実施しているようでした。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

児童生徒向けの講座もあって、幼い頃から人として大切な部分を学ぶことはすばらしいと感じました。受けた子どもは、ほとんど皆さん小学校4年生なんですけど、終わった後に感想を出させていらっしゃるみたいでしたけど、子どもたちが、4年生が、道端で一人でいらっしゃる高齢者がいると、ちゃんと目を見て、顔を合わせて、お話をしましたとか、あと、教室でもぼつんとしている子ども、お友達がいるとちゃんと顔を見て、目を見て、どうかしたのって一緒に遊ぼうよとか、そういう声かけを自分から率先してできるようになってきました、みたいなことを言っているということで、認知症の人だけではなくて、人に対するこの何ですかね、丁寧な接し方、優しい接し方ということが、小学校4年生でもマスターをされているという部分で、教育現場でこのような取組に協力ができ

ないものかと考えますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市におきましては、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しており、その中で、ユマニチュードの概念を含めた認知症の方への接し方について啓発をしているところです。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

ちょっとお尋ねすると、ユマニチュードは8年前から、福岡市もですか、そのぐらいから結構はやったことがあると、私は全く知らなかったんですけど、だから専門の人たちは、そういう学びをする場もあったということもちょっと伺っていますが、ほぼ市民はよく分からない。専門職の人たちはそういう手法があって、だけど、いわゆる老々介護とか家庭における居宅介護をされる方たちは、なかなか認知症の人への接し方ってなかなか難しく、トラブルも多くて困っている人もいるのかなと思うと、市民向けにもこういった広報というのができないものなのか、例えば、そこに日本ユマニチュード学会とご相談をして、QRコードなんかで、今ユーチューブでどんどん出ているものでいいので。そういうものだけでも見て、自らちょっと学びたいと思う人がいたら、それはいいことかなと思うんですけど、そういうことは広報できないものか、お尋ねします。

○介護保険課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

認知症サポーター養成講座や認知症フォーラムをはじめ、本市認知症施策の中で、ユマニチュードの概念・技法を含めた認知症ケアについて、広報もはじめ、情報提供をしてまいりたいと思います。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

一度市長にも、動画など、すぐ出てきますので見ていただいて、こういうものかとお理解いただければかなと思います。

それでは次に移ります。

平均気温が出ておりまして、ちょっとこれを見ると涼しいなと思ってしまったので、今年度と昨年度の8月の日ごとの中で、最高気温と最低気温の状況がどうだったかお尋ねします。

○健康保険課長（宇都 敏君）

お答えします。

日置市内にある旧気象庁の東市来の観測データにより、8月の最高気温を比較いたしますと、8月は令和5年度が34.8℃、令和6年度が35.7℃となっております、最高気温は、令和6年の8月が0.9度高くなっているところになります。8月の気温で言いますと、35℃以上の日が令和5年度は0日だったんですけれども、令和6年度が、6日と暑い日が増えてきているところです。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

そのデータがちょっと欲しかったかなと思ってお尋ねしたところです。なおかつ言うと、今年は30℃を最低気温で迎えた日もございました。昨年度までは最低気温が30℃という日はございませんでした。ということは、もう今年あたりから、大きくいろんな気温の変化によって、様々な私たちが過去にやってきたものをちょっと見直したりとか、新たに取り入れないといけないことも出てくるのではないかと、それは肌感覚で言うと、夏だからといって朝からエアコンをつけていなかったはずなのに、今年は熱中症イコール死ぬんじゃないかという心配で、朝からつけている方も多かったですし、これが下がる可能性があまり見えない、今後、上昇するのかなということもあって、今回こういう視点で提案をさせてもらっています。

小学生の熱中症の救急搬送についてあったのかお尋ねをします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えします。

熱中症による小学生の搬送は、令和5年が1件、令和6年はありませんでした。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

1件はあったんですね、昨年ですね、よく救急搬送、屋内で倒れている人が多いというふうに聞いておりますけれども、屋外での救急搬送があったのでしょうか、それはどういった状況で119番が通報されたのか、お尋ねをします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

お答えします。

屋外の事例としましては、建築や工事関係の方、あるいは農作業やスポーツなどをされている方の搬送事例があります。また、通報に関しては、家庭内での熱中症が非常に多いことから、家族からの通報が一番多くなっております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

本当にもうちょっと、と思って草を取ったりするのもちっと考えないといけないということをよく分かります。

以前、日本一となった、この暑さ日本一となった熊谷市に調査に行かせていただきました。コロナ禍でもニュースになりましたが、登下校時にこの傘を差すことでソーシャルディスタンスを保つということで、最初そういうことをやってました。でもこれ、日が照る中では、非常にこの辺が暑くなるということで、それをどうにかしようということで、市が熱中症対策として晴雨兼用の傘をいろいろ軽さとかも入念にチェックをされて作って、子どもたちに配布をされているということでした。

まず、その結果、中学生になっても、晴雨兼用傘を使っている子どももいっぱいいらっしゃるということでしたけれども、本市において、児童生徒がそういう傘を使用することへの規制というものがあるのでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

晴雨兼用傘の使用の規制をしている学校はございません。

○14番（黒田澄子さん）

答弁の中で、学校長や保護者の判断なのだというのがあるんですけど、例えば、あまり皆さんが使っていない学校の生徒が一人持っていくことで、天気なのに何で傘差してるのとか、もし言われて嫌な思いをする子がいるととってもかわいそうなので、できれば、教育委員会のほうからもぜひ、そういった傘を使ってもいいですよという発信をしていただいて、学校でも暑い日は朝から差してきてもいいんだよ、帰りも差していいんだよっていうようなことの、お言葉添えはできないのかちょっとお尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校においても、それぞれの熱中症対策には取り組んでいるところですので、その一例として、あれば学校のほうでも呼びかけはしていくことも可能だと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

日傘って言ってたんですけど、今はもう両方使える傘が出ておりますので便利になったなと思っています。

他県でしたけれども、遅れてプールに来た生徒に全体責任とか言って、走らされたら足裏をやけどしたということがニュースになってました。先ほどアスファルトの表面温度が黒だと60℃を超えるということで、暑い暑いと言っている程度ではなかったんだということが、非常に心配される今、昨今になっているなと思います。

一番、プールの時間は、子どもたちがうれ

しい、涼しくてうれしい時間だったと思いますが、なかなか水温が上がって中止することもあったと思います。本市では、水泳事業の中止があったのかお尋ねをいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

本市におきまして、水泳授業、気温が高かったということで中止をしたところはございませんが、熱中症アラートが出ているときに、十分気をつけるようにというところで、学校で判断しているところはあるかと聞いております。

○14番（黒田澄子さん）

本市ではそういうことなかったということで了解しました。今学校もエアコンがついていますので、快適な授業が行われていると思いますけど、下校時の気温は9月に入っても30度を超えております。この辺の下校指導等はどのように行っているのかお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

先ほど、教育長の答弁でもお答えしたとおり、帽子をかぶること、そして必要に応じて水分補給を小まめすることなど指導しております。

○14番（黒田澄子さん）

帽子も今、後ろがちゃんとついているものをどこも使っているんですけど、日置市はそれないんですよね、その辺の考え方はどうでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

保護者や子どもたちからの申出があれば、各学校それを検討して判断しているところです。聞くところによりますと、使っているところもあるようでございます。

○14番（黒田澄子さん）

やはり頭が一番大事なところで、首のこの脳幹のところは保護しないといけないという視点で、今そういうふうにもう変わってきてますので、そこら辺もまた、今後丁寧に啓発していただければと思います。

私よく見るのが、水筒を２個持ちにかけて学校に行く子どもを見かけます。そんだけ喉が渇くし、子どもによっては、もう本当に汗かきの子、もうどこにいたのっていうぐらいぶわーっと、私も汗かきでしたのでよく分かるんですけど、まあ重たいでしょうねと思って、今回ボトルディスペンサーもちょっと言ったところですよ。学校に行って飲んでも帰りの分まで残しているのか、帰りに水道水を入れているんだろうなと思うんですけど、熱中症対策はやっぱり冷水というふうに言われています。帰りがけに置いてまた水筒を飲んでいる子どもさんもいます。歩いて帰るこの時間帯、非常に暑いんですよね。なので、こういうボトルディスペンサーをやらないというふうに書いてあるんですけど、ちなみに熊谷市は熱中症対策費オンリーで、各学校１０万円ずつ予算を組んでいらっしゃるようで、やっぱり子どもたちの命の危険を何とか回避したいという部分から１０万円が出ているようです。それをしてくださいという提案では今回ないんですけど、一応お伝えしておきます。

文科省は２０１８年に、子どもがいっぱい荷物を背負っていくことの危険性を感じて、置き勉を許しています。許可しています。なるべく少なくしようって、だけど、夏になると水筒２個持ちとか、もう喉の渇く人たちは大きなボトルを下げている、これは全然荷物は増えているし、重くなっているというふうに思います。

再度、学校で冷水が飲める環境を、今後、つくっていくことも大事じゃないかなと思うんですけど、その点、再度お尋ねをいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

まずは、特別教室への空調の導入について今後計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

学校においては、小まめに水分補給ができ

るように水筒の持参に取り組んでおりますが、水筒が空になった場合等につきましては、現在のところ水道水を注ぎ足すように指導しております。また、下校前に十分な水分補給をして帰るように指導しているところでございます。

○１４番（黒田澄子さん）

社協さんが１年生の黄色い傘をプレゼントしてくださっています。例えば、社協さんと共同でこの晴雨兼用傘というものが提供できないものなのかなとちょっと思うんですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

社会福祉協議会の取組はすばらしい取組だと思います。ご提案された共同での提供も方法の一つではあるかと思いますが、社会福祉協議会さんの考えもあるかと思いますが。熱中症対策については、今後も様々な視点から検討をしていきたいと考えております。

○１４番（黒田澄子さん）

今回の提案は、是が非でも、本市で作って渡してくださいということじゃなくて、入り口としてそういったものを提供できるとみんなが使いやすくなるかなという視点です。なので、お家で家族が買ってくれたものを使うことも十分オーケーですので、ぜひ、その辺が使いやすいような環境も今後検討していただければと、一言言っておきます。

最後のプラスチックごみ関係の資源化についてお尋ねします。

これまでその他のプラスチックは焼却をされてきました。ここにかかる経費は年間どれくらいかかるのかお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

燃やせるごみに含まれるプラスチック量１，０００ｔ、令和５年度の１ｔ当たりの焼却にかかった経費で算出した場合、あくまでも推計値ですが、およそ２，１００万円にな

ります。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

2,100万円が燃えているというイメージがそこから抜き取ること随分軽減されるかなとイメージされます。

リサイクルされるその他のプラスチックごみは、おもちゃやお風呂製品、キッチンボールとかのそういったプラスチック製品を想定しますが、実際どのようなものを本市は考えておられますか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

基準については、今後策定することになりますが、環境省のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きによれば、原材料の全部、または大部分がプラスチックである洗面器、CDケース、バケツなど157品目が例示されています。基本的には金属などが使用されていないプラスチック製品になります。

また、収集物に含めてはいけないものとして、汚れが付着しているもの、他の法令で収集することが定められているもの、モバイルバッテリーやライターなど火災を生ずるおそれがあり、再商品化を著しく阻害するおそれがあるものなどが挙げられております。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

その周知について、いつ頃から、また、今言われたたくさんの150品目ぐらいですかね、そういったものはどのようにして周知されていかれるのかお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

新リサイクルプラザの運用を本年度中に決定し、民間事業者の協力により作成されておりますごみ収集カレンダー、広報紙、ホームページ等で周知、また令和7年4月以降、希望される自治会等へは職員が出向き、説明を行いたいというふうに考えております。特に

リチウム電池が使用されているおもちゃやライターなどを誤って収集し、火災が発生した場合、リサイクルプラザの事業継続に大きな影響を及ぼすため、市民に分かりやすい分別方法を示しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

この廃プラと今回その他のプラスチックが収集されるわけですが、同じ袋なんだろうかと、それとも別の袋で収集するんでしょうか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

新リサイクルプラザでは、選別ラインを設ける計画ですので、容器包装プラスチック類と同じ資源ごみ袋での収集が可能というふうに考えております。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

様々そのちょっと危ないリチウム電池とか、そういったものが入らないように気をつけながら、市民も出していくことに皆さんが協力いただければ2,100万円も焼かないで済むということはすごくいいことかなと思います。この分別に取り組むプラスチックを、その他のプラスチックをリサイクルに回すこの効果について、最後に市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

プラスチック類のリサイクルの効果という点では、まずは先ほど、担当課長より申し上げたように財政上のメリットがございます。また併せて、焼却に伴って発生する二酸化炭素（CO₂）の排出も抑えられるということから、ゼロカーボンシティの推進にも大きく寄与していただけるものと考えています。

以上です。

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

今回、フレイルチェックなど、今まであまり気にしていなかった分野にも提案をさせていただいたのは、やっぱり2025年問題はもうそこに来ているということやら、私たちもそろそろそういう世代に入るということを共に自覚をしながら、会話が厳しくならないように、そして、少しでも外に出かけていく高齢者を増やしていきたい、コミュニケーションをとって楽しい時間を過ごしていただきたい、そういったことや様々な気象の変化で、大変な状況にある今の時代を生き抜く子どもたちの命を守りたい、そして、少しでもお金を燃やすようなことがないように、リサイクルに努めていきたい、この辺、市民へしっかりと理解をしていただきたいという思いで、提案をさせていただきました。

引き続き皆様いろいろ大変だと思いますけれども、議会も一緒になって頑張っていきたいと、一言申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、10番、福元悟議員の質問を許可します。

〔10番福元 悟君登壇〕

○10番（福元 悟君）

本日最後の質問となりました。通告をいたしましたので沿って質問をいたします。

最初は神之川河川改修についてであります。

迷走をしました台風10号は、全国に大きな影響を与え、交通機関の混乱や道路の寸断、河川決壊が連日報道をされました。本市でも、大雨のたびに神之川増水が危機的な状況にあるため、この機会に改めてお伺いをいたします。

1番目、荒瀬橋での水位の状況はどうだったか。

2番目、下流域では県施工により拡幅改良が進み、併せて井堰改修が実施されているが、今後の改良について、県からはどのような計

画の説明を受けているかお伺いするものです。

3つ目に、県の計画では通常分とは別枠で、今回防災減災対策等強化事業推進費として、今回の神之川改修に配分がされたと聞いております。その事業内容を示していただきたい。

次、2番目です。第3次日置市総合計画策定に係る方針についてであります。

令和8年度を起点とする新構想について、取組が既に進められておりますが、市長の新しい視点で、どのように展開していくのか伺ってまいります。

1番目、市長は1期目のこれまでを総括して、市政の運営をどのように感じているかお伺いいたします。

2番目、4地域の特性と可能性をどのように整理されているか伺います。

3つ目、自治会と積極的に対話を重ねてこられましたが、市民要望は高く、広範囲にわたるため、新構想の中で盛り込みたいことは何かお伺いするものです。

4番目、人口が減少する時代の中で、移住・定住への取組や、各種施策を充実させていくことにより、8年後の人口規模をどのように考えているか伺います。

5番目としまして、地域づくりには人材の育成が重要であるとこれまでも言われてきましたが、市長、教育長の見解をお伺いいたします。

答弁よろしくお伺いいたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、神之川河川改修についてのその1、荒瀬橋での水位について回答します。

台風10号による荒瀬橋の水位については、8月28日の22時50分の1.45mから徐々に上昇し始め、翌29日の4時50分には氾濫危険水位3.34mを超える3.4mま

で上昇しています。その後、6時40分まで3mを超える状況が続き、6時50分から徐々に下降し始め、10時12分に2mを下回り以降低下しています。

その2、今後の改良について回答いたします。

日置市街地部につきましては、これまで御門前橋下流の屈曲部の拡幅を行い、大幅に流下能力の向上が図られたところであり、現在、市街地下流部の荒瀬井堰の改築工事を進めています。

今後、御門前橋及び荒瀬橋を架け替える必要があることから、現在関係者と協議していると聞いています。

その3、県の防災減災対策等強化事業推進費の事業内容につき回答します。

今年度の防災減災対策等強化事業推進費については、洪水によるリスクを軽減させ地域住民の安全安心を早期に確保するため、河道掘削、用地補償を実施する予定とのことです。

質問事項の2つ目、第3次日置市総合計画策定に係る方針についてのその1、市長1期目の総括について回答します。

市長に就任してからこれまで、対話と挑戦を掲げ市政に取り組んでまいりました。就任当初は新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組むとともに、コロナを契機として社会が大きく変容していく中で、企業の日置市への本社移転や自治体DX等を推進しました。

また、子育て世代に選ばれる環境整備や、脱炭素社会に向けた施策の展開など将来も見据えた取組を進めています。これらの取組には長期的な変化の兆しを生む施策も含まれており、すぐに結果が出るものではありませんが、近年の本市の人口移動では、転入が転出を上回る転入超過になるなど手応えを感じています。

その2、4地域の特性と可能性について回

答します。

日置市には交通や医療機関、店舗などの都市機能を有する地域や、海岸や森林、温泉などの自然環境に恵まれた地域、歴史的文化的な行事、産業を有する地域、農林水産業の振興に適した地域など、様々な地域が存在します。地域の特性と可能性を一言で整理することは難しいところですが、都市部や農村部、山間部、沿岸部のそれぞれが持つ特色を生かしながら、将来目標を描いてまいりたいと考えています。

その3、新構想の中で盛り込みたいことについて回答します。

これまで全ての自治会で草の根ミーティングを実施し、市政に対するご意見のほかそれぞれの地域の自慢や強み、アイデア、主体的な取組などもお伺いしました。また、自治会の規模、立地環境、人数構成などによって多様な暮らしがあるとともに、その中で暮らすお一人お一人の市民の暮らしは、年代や習慣、住む場所によって無数の価値観やライフスタイルが混在しているということを身をもって体感することができました。

これらを踏まえ、新しい総合計画においては、多様な世代、立場の方々が活躍できる日置市を目指し、市民、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、まちづくりを推進していけるような構想を描いてまいりたいと考えています。

その4、8年後の人口規模について回答します。

第2期日置市人口ビジョンでは、令和2年の策定から10年後の令和12年に人口規模約4万4,000人を維持することを目標としています。

また、昨年度、社会保障人口問題研究所から公表されました将来推計人口では、今から約10年後の令和17年には4万219人という推計となっています。人口減少を前提と

して総合計画の策定を進めるとともに、人口減少の幅を少しでも抑制する取組が今後も必要と考えています。

その5、人材の育成について回答します。

地域社会における価値観の多様化に伴い、地域への愛着の低下や人間関係の希薄化が進んでいると言われています。このような中、地域づくりを進めるに当たって、人材の育成は重要と考えます。

現在、日置市協働のまちづくり推進委員会において協議がなされ、地区公民館の役割を生涯学習を推進し地域住民が主体的に幅広い学びを得る場とし、学びや人材を地域につなぐ仕組みをつくることなどの中間答申が出されました。

市としてもこの中間答申を踏まえ、地区公民館の事業を含めた地域づくり支援を進めていきたいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項2のその5、人材育成についてお答えをいたします。

一人一人が幸せや生きがいを感じられるまちづくりが大切であると同時に、学校や子ども会など地域でのつながりを通して、持続可能な社会のづくり手を育てていくことが重要であると考えています。

以上です。

○10番（福元 悟君）

それでは、2問目のほうを質問させていただきます。

神之川河川の増水の状況につきましては、先日9月4日の本会議前全協で、ただいまの報告のとおり担当課のほうから説明があり、午前3時10分から1時間雨量で53mmであったということで、このことにより危険水位に達したということで報告もされました。その後の経緯は市長からただいま答弁があった

とおりでございます。

さて、この間における危険水位を超えたわけですので、排水ポンプ稼働の状況はどうだったのかまずお伺いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えいたします。

小城地区の排水ポンプにつきましては、令和2年度に九電柱から電気を引き込む工事を行っております。そのため、ポンプを設置しています、ますの水位が上がると自動で稼働するようになっております。

午前3時頃に一時的な停電があったり、雨量が多くなったので現場を確認に行ったところ、そのときには正常に稼働している状況でございました。

その後、午前6時頃停電のおそれがありましたので、電源を発電機に切り替えて稼働を続けました。午前8時頃には雨量も弱まり水位が低下しましたので稼働を停止しております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

夜半過ぎから大変な作業に追われたということが伺えるところでございます。

それでは、昨年6月の豪雨でも住宅への浸水が見られたところでありますが、今回は大型台風の予想で伊集院地区館に避難所の数が15名ということで、これも全協で報告があったようです。この荒瀬橋付近の住民かどうか把握しているかどうかお伺いするものです。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

伊集院地区公民館に避難された方の中で、小城自治会、荒瀬自治会の方が2世帯2名の方が避難をされております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

伊集院地区館ということで申し上げました

が、伊集院地区の中央公民館の数字等については把握はございませんか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えします。

日置市中央公民館のほうへの避難はございませんでした。

○10番（福元 悟君）

ということで、随分、非常に大型であった河川が増水するということの危機感からしても、先ほどの報告では随分少ないなというふうにも感じたところではありますが、これはせんだって伊集院地区館のほうにもちょっと聞いてみましたが、随分、今回の大雨でも危険水位は超えたものの水が超えなかったというか、パラペットというんですかね、超えるような浸水をするようなことはなかった、このことはやっぱり河川改修が下流の方ができたから大変助かっているなというような感想は聞きました。

ということで、さらに伺ってまいります、この河川の役割は一方で大切なことでもありますけれども、この井堰の下流部におきましては、市では小水力発電施設の候補地に挙げているようですが、河川の処理能力を下げることにならないのか、県河川課などと協議は行っているのかお伺いいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

県の河川課とは既に協議は開始しております。小水力発電設備の設置によりまして河川に影響が出ないよう関係機関等を引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

もう既にそういう計画には事前に協議も進めているということで、ひとつここは災害につながらないような、やっぱり今後の改修計画を望みますとともに、いろんな計画にも十

分な県との協議をお願いしたいなと思っております。

この河川改修は平成5年の8.6水害から、このような地元も協議会を置きながら、ずっと鋭意進めてきたわけですが、いまだに完工されてはいない状況です。

ちょうど5年前からこのスピードを上げようということで大規模特定河川事業として10年間この計画がということで特段の予算をお願いして、計画がスピード感を持ってやるということであるようですけれども、県議会でも地元の選出議員が取り上げているようですが、荒瀬井堰改修に伴って、予算的にも期間的にも影響があるようにも聞いております。

この井堰につきましての完成はいつ頃になるのか、県が進める事業なんですけれども把握していらっしゃいますか。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えいたします。

荒瀬井堰の改築につきましては本体工の規模が大きいこと、また、現在の取水機能を確保しながらの工事となることから、多大な事業費及び期間を要するとのことです。

県によると、今後とも防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策の補正予算も活用しながら、整備推進を図ってまいりたいとのことでした。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（福元 悟君）

これは執行部への要望でございますが、この河川につきましては県が当然管理者である

し、この事業には直接関われないわけですが、災害対応になりますと、待機する職員体制、地元の消防団、大きく影響することになります。防災に係る事業は国、県にも働きかけていただきたいと思います。昨年でしたか、議会の有志によりまして地元国会議員へも特段の予算をつけていただくよう、取りあえず要望を重ねたいきさつもあります。非常に、付近住民の危機感を考えると、またその係る職員体制を考えると、早期に改修が終わればありがたいというふうにも思っておりますので、この件につきましては要望をいたしておきます。

それでは、2つ目の項目の総合計画策定に係る方針のことで進めてまいります。

市長の答弁の中で本社機能の移転をまず挙げられましたが、この任期の中で実績について伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

有限会社丸山物産や小平株式会社、小正醸造株式会社などが本市へ移転をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

本市の人口も年々減少していく中ではありますが、答弁にありましたようにコロナ対策に時間を取られたということが市長のほうから述べられました。高齢化はますます進んでいくものとして、社会的な人口対策では市長も取り組んできたところであります。その中であって最近、転入超過にあると答弁がありました。移住、定住に係る転入等の実績について内容をお示しいただきたい。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

総務省が公表しております住民基本台帳人口移動報告の直近の3年間で申し上げますと、令和3年は転入1,836人、転出1,816人

で20人の転入超過、令和4年は転入1,875人、転出1,851人で24人の転入超過、令和5年は転入1,827人、転出1,706人で121人の転入超過となっているところでございます。

なお、この人口移動報告につきましては各年1月から12月までの実績ということになっております。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

かねて全協でもこの辺報告もありましたが、今改めて3か年をお聞きしました。市長が申されたとおり、この手応えはあるんだというふうに私も感じます。また、かねがね自治会とのミーティングですかね、あの中でも前年度の実績は述べておられますので、年次的にも増加しているんだということがうかがえるようです。大変ありがたいなと思っております。

さて、次の質問に入ります。

町村合併によりまして20年を迎えようとしております。合併の利点、欠点や新たな格差に対しては、昭和年代の昭和の時代の町村合併でもそうだったように不満の声は残ります。また、この平成の合併でも旧町ごとに地域では審議会を設けて計画がされてきた経緯があります。これからは人口が減少していく中、交付税が減額されて、限られた財源の中で何とか地域それぞれの優位性や可能性を引き出して磨き上げていかなければならないと思いますが、再度市長に地域の魅力や地域資源についての認識と進めるべき施策、地域の特性を生かしていく手法について見解を求めます。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

先ほどの答弁とも少し重なりますが、本市におきましては都市機能を有する地域や自然環境に恵まれた地域など、様々な地域が存在

しているところでございます。それぞれの地勢や歴史等も踏まえ、議員ご指摘のとおり、優位性を引き出すことや磨き上げていくことは大変重要なことであることは認識をしているところです。そのような認識の下、総合計画の策定に当たりましては、日置市の未来を考える上で市民の皆様が大切にしたいことなど、そういったご意見等もいただきながら進めているところでございます。

○市長（永山由高君）

合併に関連する話ということで、1問目にも4地域の特性と可能性というふうにご質問を賜りましたが、東市来、伊集院、日吉、吹上と旧町単位では4つの地域というふうに分けることができますが、例えば伊集院地域においても都市部もあればいわゆる農村地域もでございます。同様に、これは東市来も日吉も吹上も都市機能が集約された場所もあれば、そうではない山間地域や沿岸部もあると。旧町単位での地域のみで分割をして考えることの限界もあるように感じておりますので、今回の総合計画の策定においては、それら全てを包括して、市民の皆様が大切にしたいという価値観をしっかりと引き出しながら策定してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○10番（福元 悟君）

そうですね、私も今度の8月だったんですかね、この計画で20の分野にも分けて取組がもう既に始まっているということで、お宝篇と山分け篇だったんですかね、その山分け篇のほうだったんですかね、拝見させていただきました。これはもちろん職員の方も、特に若い層の方が一緒になって、また地域のリーダー、それぞれの分野のリーダーがその部会をまとめているなというふうにも感じております。

さらに、市長がさきの広報紙だったんでしょ、か、「今回の総合計画策定に当たっては、

市民アンケートよりもさらに深く市民の皆様の考えや危機感、期待をしっかりと組み込むべく、今まで以上に市民参加の枠をつくっていく」ということで、市長コラムとしても発表がなされております。20の問いを立てて、将来にわたって活用が期待される可能性の種を地域資源として見いだしていこうということで、前触れでも今度の策定に当たっての方向性というのは、発表はあったとうかがい知ることができました。そういった中で、この発表会がありました宝探し篇と山分け篇の実績について紹介いただけますか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

議員もご指摘のとおり、今回の総合計画の策定に当たりましては、まずは20の分野で問いを立てて、それらを出発点に日置市の可能性などを探る市民参画の活動、通称「ひおき未来探検隊」というものを実施をしているところでございます。この活動では、市内で活躍している市民の事業者の方々にそれぞれの隊のリーダーを担っていただいているところです。

その中で、6月の宝探し篇では、各隊ごとに市内を現場とするフィールドワーク等を企画していただき、延べ約330人の方々が参加の下、特色ある地域資源など未来への希望を集めていただきました。7月に開催をいたしました山分け篇では、宝探し篇で見つけた可能性や未来への希望をより多くの方々と共有するとともに、対話を通じて未来への希望をさらに集め、約200人の参加をいただいたというところでございます。

以上です。

○10番（福元 悟君）

ということで、皆さん生き生きと、リーダーをはじめとして発表がなされているなというふうに感じておりました。

ここで申し上げたいのは、職員もたくさん

参加されて、その一員でも取組をされておりましたが、この構想策定には大きく今後関わっていかねばならない立場だろうと思っております。職員は地域の実情と課題には事前に十分に認識を深めておかねばならないと考えているところですが、そのためには平時の業務が多忙な中、職の垣根を超えてフィールドワークや自由な意見交換、最後に構想をまとめていくための手順について取組がなされていくだろうと思いますけれども、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

今回の総合計画の策定に当たりまして活動しています、先ほど申し上げました「ひおき未来探検隊」につきましては、それぞれの分野の隊に職員もそれぞれ参加しており、市民や事業者の皆さんと一緒に活動することで、地域の実情や市民の皆さんの思いを体験をしているというところでございます。

この「ひおき未来探検隊」の活動の後は、本活動に参加した職員で構成する庁内ワーキンググループを開催をいたしまして、分野ごとの基本目標や施策の方向性などを検討することとしているところでございます。

なお、その後は審議会の開催やパブリックコメントの実施を経た上で、議会でご審議をいただくというようなスケジュールになっているところでございます。

以上です。

○10番（福元 悟君）

スケジュールを示していただきました。

さらには、これも全協で担当課長から説明があって、今回その総合戦略と合わせた計画にするために計画年数を調整したということで、随分早い段階で説明もあったように記憶しておりますが、そこでもう一つ分りにくいところではありますが、基本構想という非常に大事な方向性を定めていくわけですが

も、この実施における具体的な計画といえますか、基本計画的なところ、それと今思いつく中で申し上げると、総合戦略の4年間というんですか、この辺の関係性、それと議会が関与する部分の、例えば総合戦略も並行して構想の議案に提出できるのか、それについてお聞かせください。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

今回の第3次の次期総合計画に当たりましては、基本構想を策定し、議員がご指摘いただきましたこれまでの基本計画、こちらにつきましては先ほど議員もお話いただいたとおり、総合戦略などの個別計画に委ねる形という形で予定をしているところでございます。その中で目指すべき方向性でございます基本構想につきまして、議会の皆様には議決をいただき、そういった形でのスケジュールを予定しているところでございます。これは条例に従って諮るものでございます。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

これからの8年後を目標とする構想の提案の中で、その具体的な施策というのがやっぱり非常に大事な審議というか、私どもも理解しておかねばならない項目だろうと思うんですが、それについては構想というくくりだけで議案として提出がされるのか、再確認としてお答えいただきたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

議案としては基本構想という形になるのかというふうに思います。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

ということで、総合戦略的なものの並行した提出はないというふうにも受け止めるわけですけど、後々この計画についてはもちろんお示しいただけるものとは思いますが、ま

ず今の答弁で、それでは基本構想はこれまでは前期、後期5年ごとに見直しをやったわけですが、その辺の考え方はどうされるんですか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをさせていただきます。

今回の、先ほども申し上げている基本構想につきましては、中長期的な目指すべき方向性等を策定するという形になってございます。今回は前期、後期と区分する計画はないところでございますが、変動する社会情勢には先ほど申し上げた基本構想に基づく総合戦略など個別計画により、実効性や機動力を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（福元 悟君）

並行してその構想の議案にはならないけど、総合戦略も並行して説明があるというか、計画の提示があるというふうに受け取ってよろしいですね。はい。

それでは、市長のほうにお伺いいたしますが、非常に社会が進展していきます、価値観も変化が早いです。国家百年構想の中でという表現は歴史のものとしても、市長にお伺いしたいのは、せめて20年、30年後の見通しとして、構想は8年ですが、方向性は将来方向として見定めておかねばならないと感じるところです。市長には日置市の未来が明るいか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（永山由高君）

人口減少や多くの公共施設の維持管理、それから市道や里道を含む様々なインフラの今後を考えると課題が山積しているということを、まずは今回の総合計画策定のプロセスにおいて、市民の皆様や企業の皆様とも共有するところから始まっているというのが現状でございます。一方で、その中で大切にすべき宝や今後育てていきたい可能性を共有すると

いう手続を踏みながら、私が、もしくは市役所が日置市の明るい未来を描くのではなく、市民の皆様や企業の皆様と一緒に日置市の明るい未来を描いてまいりたいというのが、今回の総合計画の策定に関するものでございます。実行に当たっても、これは市役所が動くのではなく、市役所とともに企業の皆様や市民の皆様お一人お一人にもご協力いただく、そのような中で明るい未来を共につくっていく、そういう立場で策定に取り組みたいというふうに考えているところです。

以上です。

○10番（福元 悟君）

二、三十年後はちょっと語っていただけませんでしたけれども、今あったように、これまでの計画はややもすると職員が素案を描いて、それから審議会に付されていくというプロセスはあったようにも思いますが、冒頭この質問でも申し上げましたが、市民の皆さんにも参加していただきながら描こうとしているという、市長が出されたコラムにもそういう掲載です。特に若い方々も多く、若い方だけじゃないんでしょうけど、活動されているようです。若い方がそこに構成に入っているということは、将来の未来を向いた方向性が新しい感覚で編成されていくというふうにも期待いたします。

しかしながら、冒頭申し上げましたが、これまでの地域格差というのは言い過ぎなんですけど、起こらないように地域バランスを取りながらという方向があったので、今度の市長の新しい手法について確認する機会とさせていただいたところです。大いにこの、何名とおっしゃいましたか、20分野における300名ぐらいが取り組んでいるということで、非常に活気が見えるような気がいたします。できるだけこれをまたフィードバックしていただいて、議会にも途中経過なりお知らせいただければなというふうにも考えている

ところでございます。

非常に、人口ビジョンにあるように何とか予想を上回るというか、予想を下回るというんですかね、人口もその施策の結果で、国が示したそのビジョンよりも上回っている表現もいただきましたけれども、ぜひこの日置市のある地理的優位性も生かしながら取り組んで、人口減少を防いでいただければなとは思っているところです。特に日置市は鹿児島市と隣接しております。そういった中で、日置市の特性、深い歴史・文化、これまでの資源、あるようです。市長、この辺、最後に何を光らせたいのか。関係人口をずっと重ねてこられました。先ほどの冒頭の答弁でも企業誘致の本社移転ということで説明をもらいました。何をもってすれば輝ける日置市につながるのか、ちょっと今、感想を述べていただければありがたいと思うんですが。

○市長（永山由高君）

何を特に伸ばすかというご質問をいただきましたけれども、まずは現時点において日置市の市民の皆様の暮らしの満足度、これは県内でも高い水準にあるというふうに認識しております。この幸福度や満足度というのはなかなか数値化できるものではないというところがありますが、民間企業等が発表している暮らしの満足度に関する調査等で申しますと、県内でも上位に位置しているというのが現状でございます。恐らくそういったような認識もあって、ベッドタウンとして今は転出者よりも転入者に多く入ってきていただいているという状況があるのではないかなというふうに感じているところです。この、今、日置市が抱えている強みをさらに生かしていくというのが基本方針であろうというところがまず一つ。

そして、先ほど20年、30年先のビジョンをお示しいただけなかったというご指摘もいただきましたけれども、今これは企業経営

も自治体経営もこれだけ社会環境の変化や技術革新のスピードが高まっていると、長期的な計画を描いてしまい、それに縛られるリスクもまたあるということも同時に感じているところでもあります。ほぼ確実に先が読めるのは、もはや今は人口動態ぐらいではないかなというふうに感じています。それ以外のテーマにおいては、20年先、30年先のことは全く分からないというのが正直な印象です。だからこそ、今、日置市にある強みをしっかりと磨いていくことが重要であるというふうに考えているところです。

以上です。

○10番（福元 悟君）

非常に描きにくい将来方向について、それでもご回答いただきました。

最後の質問になろうかと思いますが、1回目の答弁の中で、現在、協働のまちづくり推進の状況について、また地区公民館の今後の役割について答弁もいただいたところでもあります。これもこの推進力といいますか、地域と行政と一体的になるとまた自治会の存在というのも大きな役割を占めてまいるかと思うところです。今日の同僚議員の中でも、自治会の役員の成り手不足も質問があったようです。そのとおりだと思います。自治会においては会長や役員の成り手不足をはじめ、まず自治会未加入問題など社会的な傾向だということで見過ごせない状況にあります。地域の自治会の問題にせず、行政とともに、行政を支えていただいている大事な組織としても、共生協働のまちづくりの関係性からも課題を共有していく必要があると思います。

このことについて、地域自治会また地区館の現在方向性を検討中で、まだ中間答申の中で今日答弁をいただきましたが、最終答申の方向性、それからその後は条例改正になるというふうに全協では聞いております。その辺について、市長、この自治会という捉え方を、

構想とは少し離れるかもしれませんが、この新しい構想を現場で支えてくれる理解者もまた自治会でありますので、見解について伺いするところです。

○市長（永山由高君）

まず、協働のまちづくり推進委員会での協議の経過といたしましては、自治会を市民が暮らしの環境を守り育てる基礎的な自治組織というふうに位置づけています。また、地区自治公民館を、自治会だけでは対応できない役割を担う広域の自治組織というふうに定義づけをしております。このことから、自治会における様々な課題に対して、広域の自治組織である地区自治公民館とともに、行政も課題の共有や必要な支援体制の整備を進めてまいりたい。これが、協働のまちづくり推進委員会での議論を踏まえての現時点での認識です。

一方で、今回の総合計画の策定に当たっては、地域の自治の未来という問いに対して、市民の皆様や関係の皆様意見も様々いただきながら取り組んでいるところであります。今回の総合計画策定の議論の中でも、地域自治の在り方というテーマについては議論を交わしておりますので、その中で取り扱われた論点も踏まえて策定してまいりたいと考えています。

以上です。

○10番（福元 悟君）

「ひおき未来探検隊」20のテーマの一つにも、自治と協働というところで、自治会との今後の構築の仕方が議論されていくようでありますので、ぜひここにも期待するところでございます。まちづくり推進委員会のご意見も拝聴しながら、また一方で、若者世代の自治に関する見識を高めて並行していただければなというふうにも思っております。

最後になりますが、教育長のほうに、お願いなのか、見解を求めるものでございますが、

社会教育振興の立場から、子どもの教育は私たち大人の問題と捉えて目標としております。また、教育振興計画にあるように、風格ある教育のまちづくりのためにも、豊かさの実感は学びにあることも表現しながら、学びの拠点としての地区公民館の役割を基本構想に位置づけていただきたい。ご見解を伺って、私の質問を終わります。

○教育長（奥 善一君）

ただいまございましたまちづくり委員会の、今、中間答申という段階でございますので、最終的にどのような方向に向かっていくのかというのももちろん大切でございますけれども、併せて今、第3次日置市総合計画に向けての動きがあるんですね。その中で、私どもも第4次教育振興基本計画、これを策定をしていくことになります。その中で、やはりその核になるのは人づくりでございます。議員のほうからもございましたけれども、風格ある教育、これを踏襲をしながら基本目標である「夢をもち、あしたをひらく、心豊かな人づくり」の実現に向けて、第4期振興計画もこれを柱として進めていきたいというふうに思っております。その実現のためにはやはり地区公民館を生涯学習の拠点として、そこに住む子どもたちを含む全ての人たちの未来、そしてその地域の未来、これをつくり上げていく学びの場としての機能を十二分に発揮できる、そういったことを私どもも目指してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日12日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時40分散会

第 3 号 (9 月 1 2 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（6番、9番、17番、5番）
-------	--------------------

本会議（９月１２日）（木曜）

出席議員 １７名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１６番 山口初美さん
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

欠席議員 ２名

７番 是枝みゆきさん

１５番 下御領昭博君

事務局職員出席者

事務局長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君
学校教育課長 中鉢吉彦君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農林水産課長・農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君
社会教育課長 田代誠治君

会計管理者兼会計課長

奥 田 美 穂さん

監査委員事務局長

山 下 和 彦 君

総括監（観光施設担当）

松 岡 政 仁 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、6番、佐多申至議員の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

おはようございます。本日の私の質問は、最初から最後までオリーブの実関連の質問です。発言通告に従って、オリーブ事業における栽培者もしくは生産者の視点で、私の考えを交えながらゆっくりと質問してまいりますので、市民に分かりやすく答弁していただきたいと思います。

1、2012年に日置市地域活性化構想の新産業創出として、オリーブ6次産業化を掲げ取り組んできているが、関連事業を含めて、これまでの事業費総額と、そのうちの補助金及び市一般財源の額を示せ。

2、6次産業化を目指して2013年に実証栽培が始まり、12年目を迎え、現在、栽培者数は約140人、栽培本数は約7,700本、実の収穫量も令和5年は約4,000kgの取組で実証できたことは何か。

3、栽培者からの視点で、やりがいのあるものと実感できる市民の幸福度とはどのように捉えているのか。

最後に4、市長は何を根拠に、また、目標値に何を確信して、このオリーブ事業を継続しているのか。

以上、1問目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、回答してまいります。

質問事項1つ目、オリーブ事業についてのその1、事業費の総額と補助金及び一般財源額について回答します。

平成25年度から令和5年度までの事業費総額は2億6,575万3,000円、内訳として国、県からの補助金が1億142万3,000円、一般財源が1億6,433万円です。

その2、実証できたことについて回答します。

実証栽培を始めてから10年以上が経過し、本市の気候風土に合った品種及び病害虫対策や剪定方法など、栽培管理をどのようにしたらよいかの知識や情報が蓄積されています。

また、搾油技術も向上し、純国産オリーブオイルとしての日置産オリーブの品質評価、また、市場からの評価が可視化されてきました。

その3、やりがいと市民の幸福度について回答します。

生産者の視点では、苗木を植え、複数年にわたり剪定などの適切な栽培管理を行ったオリーブの実を収穫し収入を得ることや、搾油されたオイルを自ら食することがやりがいに繋がっていると捉えています。

また、関係企業において、昨年度に引き続き、今年度も実の買取り価格をキログラム100円引き上げて、生産者の栽培意欲の向上を図っています。

その4、根拠と目標値について回答します。

平成25年度に策定したオリーブ構想の実現に向けて、トッランナーの小豆島を目標に日置市産オリーブのブランド化を目指しています。

また、生産された100%日置市産オイルは権威ある品評会でプロから品質が評価され、城山ホテル鹿児島、シェラトン鹿児島などの

高級ホテルや紀伊國屋といった高級スーパーにおける取扱量が増えているところです。

今後も市場での好評価を維持し、生産者からの買取り金額のさらなる引上げを目指すとともに、オリーブ1本当たり10kgの収量を目標として生産者への技術支援を継続してまいります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

ただいま市長の答弁の中に、市場の評価は高くなってきているという答弁をいただきました。これからの私の質問は、その市場ではなく中身の問題に入っていきたいと思います。

現在は一般の財源のみで事業を行っているのでしょうか、確認のお尋ねですが、ご答弁をお願いします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

現在は一般財源のみで事業を行っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

市のこの自主財源は、いつまで投資されるおつもりでしょうか、お答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

現在、剪定や薬剤散布の技術支援、農家の相談対応、試験圃場の管理委託、部会への運営補助金、木ぐいなどへの補助金を交付しまして、既存農家の植え替えには苗木の無償配付を行っております。1本当たり収量10kgという目標を達成するように、今後も支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

オリーブ事業において支援をするということで、今、答弁がありましたが、なぜ栽培者、そして生産者として市民に勧めているのか。

勧めていくことが市の役割とお考えなんでしょうか、お答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

平成25年に策定しました日置市オリーブ構想に基づき、農業振興の一環として、本市の総合計画にオリーブの6次産業を位置づけ取組を進めているところです。既に市内に7,700本植えられ、部会に60人以上が参加していることから、事業を中止することはないと考えています。今後とも、既に栽培に挑戦いただいている方の収量の確保・拡大を後押しすることが市の役割であると認識しております。

以上です。

○市長（永山由高君）

私からも補足をさせていただきます。

オリーブについては、栽培が始まってからの11年間はオリーブの植栽本数を増やすということを市の目標と掲げておりましたけれども、これは計画目標を修正いたしまして、今、既に植えていただいている方々のオリーブの収穫量を増やすということを、目標を修正をいたしております。

ですので、これからオリーブをたくさん植えてくださいということよりも、今、既にオリーブを植えていただいている方々の収穫量を増やすための支援、ここに今、軸足を移しているというのが現状でございます。

○6番（佐多申至君）

市長からも答弁をいただきました。

担当課からは、事業を中止することはないということの中で、市長の、今、本数を増やすことでなくて質を高めるということのご意見だと思うんですが、私は推奨する市の役割は、栽培者に対して苗の配付から確実に実になるまで支援してあげることだと私は考えていますが、いかがお考えでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

本市の試験圃場からの定植苗の供給と果実生産用として栽培暦、また、防除技術などの情報提供、剪定講習会、また、現地の指導等による支援を生産者のほうに継続してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

市長から質を高めるといふ、本数よりも、増やすことよりも実がなることに力を入れるということでしたが、先日、国は災害への援助として、倒木後の植え替えや実が収穫できるまでの三、四年に対して補助対策を考えているようです。

我が日置市においては、総合戦略において日置市をオリーブ産地にと推奨してきました。今まで12年間取り組んできた方々は、誰一人として労務に対して収益に達していません。その方々への、国とは別に、推奨してきた市として、責任として、補助や補償はお考えでしょうか。市長にお答えを求めます。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、台風10号がありまして、台風被害の状況を見ていただいたところでありました。被害の大きさが顕著であるために、国の事業の支援が受け入れられるよう進めているところであります。

また、収益のない方々につきましては栽培管理手法に課題があると考えられておりますので、今後とも技術支援を継続してまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

手法に問題がある、それは今のこの言葉に

対して、今まで植えてきた人たちはどんな思いでしょうか。

日置市をオリーブの産地にと今後も掲げていくのであれば、ここでは生産者という表現まで生産に達していないので、あえて私は栽培者と言わせていただきます。その栽培者が栽培する実ができないとオイルはできないわけです。それが、現在その実がなかなかできないことから、実ができるよう支援することが市の役割ではなかったのですかと私は言いたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

やはり栽培するに当たりましては年間を通じた支援が必要だと思っておりますので、1本当たり10kgの目標の達成に向けまして様々な支援が役割だと考えているところであります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私は、実が実がということと言い続けるわけではないのですが、国や県の補助事業を利用しての当事業であったと記憶しております。当然、先ほど補償の金額もありましたが、私が今現在、市長、この事業に対して私の視点から見ると、何か縛りがあるのではないかと察するところがあります。その補助事業を使うことによって、期間の条件など縛りがあるのではないですか。あれば、何の補助事業で、あと何年継続の条件があるのか。なければ、ないとお答えいただければよろしいです。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

先ほど質問のありました事業とは、平成29年に、大きな事業としましては鹿児島オリーブ株式会社様が地方創生推進交付金を活用しまして搾油場及び搾油機の整備をしてお

ります。事業費は、4,630万6,730円のうち、交付金2,315万3,365円となっております。

この施設の財産処分の制限期間は34年間となっております。目的外使用、譲渡などをした場合、交付金の返還が生じることがあると考えられます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

34年間、仮に事業期間34年ですね。34年間の事業期間を達成できず中止し、国や県に対して交付金を返還しなければならない状況に陥った場合、誰が幾ら返還することになるのでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

先ほどありました返還の条件としましては、先ほども申し上げましたが目的外の使用、譲渡または処分となりますが、処分制限期間内の処分について返還が生じるということで、その返還の流れにつきましては、鹿児島オリブ株式会社様が市のほうへ返還しまして、市から国へ返還するという流れになります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今言うような交付金については地方創生推進交付金ということになりますが、条件は、これは総務省の管轄でしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

総務省の内閣府の所管になるということになります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

これまでの補助金の多くは、私の考えるところ、搾油や商品開発等への支援であったと考えますが、そういうふう認識でよろしいで

しょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

日置市産の実を取って、24時間以内に搾油することで品質を高めておりますので、オリブとしましては、市内で搾油できることが収穫などの作業計画が立てやすく、生産者にとっても有利な環境が整備されているということで、搾油の支援、あと、商品開発はオリブ産地であることを広く発信する有効な手段と考えておりますので、補助金のほうでは搾油と商品開発の支援があったというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

これまでの多くの補助金は、搾油及び商品開発推進の手段として理解しております。生産者の喜びとは何でしょうか。栽培者の喜びとは何でしょうか。搾油機は事業としての当たり前の整備ですが、収穫が増えない現状を見た場合搾油工場は完備していますよとのパフォーマンスにすぎず、そして、そのことは栽培者に何の喜びも与えておりません。苗や木ぐいの補助も、収益すらない現状を考えた場合、当たり前の対応と考えています。生産者としての喜びとは、実がたくさんなって収入を得ることではないでしょうか。先ほど市長の答弁の中にも、3番目の幸福度とは何でしょうかというところで、市長は「収入を得ること」という言葉をおっしゃっております。もちろん、そういうことです。

市が推奨してきた日置市をオリブ産地にと、農地を荒廃させることなく、市も推奨してきたではないでしょうか。それを夢見て、栽培者も希望を持って難儀されてきたのではないのでしょうか、どうお考えでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今、議員からありましたとおり、やはり生産者の収入というのが、安定的な収入が重要だと認識しております。そのために、引き続き剪定や薬剤散布の技術支援、また、個別の相談対応、部会への運営補助金、木ぐいなどへの補助金を交付しまして苗木の無償配付に取り組み、1本当たり収量10kgという目標を達成するよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

ちなみに、今の考えで投資する一般財源の計画と、その見込額が示されれば示してください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

計画としましては、今後も部会の運営補助金が9万円ございますので、この部会の9万円、あと木ぐいなどへの補助50万円を継続する考えであります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

本当にその計画で投資しながら、たくさんの実がなるのでしょうか。そうお思いですか、お答えをお願いします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

やはりオリーブですので、植物を栽培して収益を上げるためには、肥料、農薬散布、剪定など基本的な栽培管理が必要でありまして、補助金というよりは、その技術的なところの積み上げが結果へつながるというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今後の計画は、市長のお考えで今後もいろ

いろと計画はなされると思いますので注視してまいります、もう少し深掘りしていきたいと思います。

2番目の産業化に対して、これまでの実証ができたことは何かということで1問目の質問をしたわけですが、実際に東市来オリーブ圃場において、1本の木から最高取れているもので何kg取れているのでしょうか、お答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

昨年ですが、試験圃場でピクアルという品種がございまして、そちらのほうで1本当たり53kg取れております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

53kgですね。

それでは、東市来オリーブ圃場での1本当たりの実の取れ高の平均は何kgなのでしょう。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

令和5年度で平均で5.24kg、5年平均といたしますと2.68kgとなります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

台風10号が去った9月のある日に、私は、あるオリーブを栽培している個人の農家を訪ねてきました。約50本ほど倒れてしまったそうです。農林水産課から頂いたオリーブ栽培カレンダー——これですね、頂いて、ちょっと私も見せてもらいましたが——農林水産課から頂いたオリーブ栽培カレンダーを片手に害虫対策の農薬散布や剪定、肥料作業など、手作業で難儀して管理してきたのに、倒木、実そのものがない木が多く、補償もないので心まで折れてしまいそうだと落胆されて

いました。いつまでこのような状況が続くんでしょうか、お伺いします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今回のような、台風１０号のような自然災害というのは、農業において避けられないという現実があります。市から示した管理方法に沿って栽培を行った生産者においても、大変つらいということだと思っております。このような災害に対する国、県などの事業が活用できないか検討したいと考えております。

なお、青色申告をされている方は、収入保険制度により一定の補償が受けられる場合がありますということでもあります。

以上です。

○６番（佐多申至君）

今の答弁は、これはオリーブ部会の会員の方々全て、共通理解なされていらっしゃるんでしょうか。まずは確認です。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今後、この台風の制度に活用できるということがある、しっかりと確認できれば、そのときに、またオリーブ部会員には周知していきたいと思っております。併せて収入保険制度につきましても、部会のほうにまだ周知がされておりませんので、再度周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○６番（佐多申至君）

早急に対策を考えてほしいところでございます。

現在、オリーブ部会員はどのような状況ですか、お伺いします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

現在、部会員は６７名でありまして、年齢構成としましては６３．６歳となっております。

以上です。

○６番（佐多申至君）

当初から、かなり減っているのではないですか、お答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

当初が１４０名ということですので、７３名減っているということになります。

以上です。

○６番（佐多申至君）

減っている原因は何ですか、お答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

主な原因といたしましては、当初から入っている方の高齢化による脱退、あとは新規加入者が少ないということでもあります。

以上です。

○６番（佐多申至君）

それほどオリーブの栽培が厳しいのに、産業化する道筋が市長には見えているのでしょうか。１２年たって気候も変化しつつ、今の現状を考えてもなお、地中海のオリーブ畑のような景色があと数年で達成できるとお考えでしょうか。市長にお答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

先ほどもありましたが、既に市内のほうに７，７００本植えられております。また、部会のほうも６０名以上が参加していることから、事業を中止することはないと考えております。今後とも、既に栽培に挑戦していただいている方の収量の確保・拡大を後押しする

ことが、市の役割だと認識しております。

以上です。

○市長（永山由高君）

産業化の道筋というご質問ですけれども、何をもって産業化が達成されたと見るかということについても様々な見方があるかと思っています。現時点で、既に日置市内に搾油場があり、商品化できる施設や企業体があるということからすると、いわゆる産業の6次化——1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業を掛け合わせた6次化の基盤はできているというふうに見ることができます。

一方で、先ほど来、議員ご指摘のように日置市内における生産量、ここが安定していないという課題がございますので、この生産がしっかりと安定するべく取組を続けてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○6番（佐多申至君）

時間が押し迫っていくので、私の言いたいことを全て言うつもりで来ましたので、次に進めさせていただきます。

市長と部会での草の根対話では、どのような話題があったのでしょうか、お聞きします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

私も会のほうに入っておりましたが、話題の中にはオリーブの認知度を上げるために小中学校や城西高校とのコラボレーション、市内で食べられる店舗を増やすなど、また、搾油状況を見せるなどの体験プログラムが必要ではないかという意見。また、オリーブの生産計画が発表されていないというような意見。生産者も減る、まずは生産ではないか、もっと強い施策を求める意見。各農家の産品を連携して情報を発信したり、それぞれの収穫を手伝ったりできないかという意見。オリーブ圃場の管理を代行しているところはないか。

あと最後に、市実証圃場と、それとその他のかに生産者で1本当たり4kgの収量を上げていることは一点の光明であるので、自らさらなる努力をしていきたいなどの意見がありました。

以上です。

○6番（佐多申至君）

その草の根対話の中でも、今後の生産計画について問われております。先ほど聞いたところでは、そう私は感じておるんですが。気候の変動、栽培管理、実情に合った数値目標、管理補助・代行など、現場の悩みはたくさんあります。それに対してどのように理解し、今後を考えておられるのでしょうか、お答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えします。

やはり今後の生産計画につきましても、オリーブ1本当たり10kgという収量目標をもとにしながら部会と連携を図り、相談に寄り添いながら、技術的な支援を行っていききたいと考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

1本当たり10kgですね。現在、栽培者が栽培しているオリーブの木1本当たりの実の平均収量は幾らであれば10kgとおっしゃっているのでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

令和5年度の実績で1本当たり1.13kgです。

以上です。

○6番（佐多申至君）

10倍の目標値ですね。私の見解を申し上げますと1本の木から10kgの収穫を目指す、1本の木に10kgは可能かもしれません。

1本の木を大切に大切に管理、育てればよいのですから。しかし、1本だけでは収穫による収益は上げられません。1人で、実の収量と関係なく管理できる本数は何本とお考えでしょうか。

また、1本当たり10kgと目標値を設定したからには、その1本の本の10kgできる木を、1人で何本の本が管理できるとお考えなのでしょう。まさか、栽培者が栽培している本数全てに10kgの収穫を目標としているわけではないと思いますのでお答えください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

お一人で管理をするということを前提としますと、栽培から剪定、収穫までということになります。1本当たり10kgの本を育てるという場合に、私どもとしましては100本は可能かと考えております。100本ということですので10a当たり40本ということで、植栽しますと25aで言いますと2,500m²ということになります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

100本、10kg実が100本ですね、すばらしい設定だと思います。果たして、それができるのでしょうか。期待、目標値、根拠——今、根拠の話をして、私は、この1.何kgしかできないのに、10kgの本が100本もできるんですか。相当、それなりの支援をしなければならないと思いますが。

多くの人件費が投入され、手厚い栽培があっても、先ほどの1.4、1.幾らの量です。市内のオリーブ栽培者は200本の畑を、一体何人の人手で管理されているかお分かりですか。それだけ頑張っても6kg未満——先ほど1.4kgとおっしゃいましたが、平均——どのような根拠を基に1本から10kgの収穫という数字が出てくるのでしょうか、お伺い

します。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいました200本管理している畑というのは、恐らくですが、2人で管理しているところだと思っております。

あと、1本当たり10kgの根拠ということですが、こちらにつきましては国際オリーブ協会が示している目標数量ということになります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

国際ですね、ここは日置市です。日置市の現状を見た上での数値を——国際、いろんな国の人たちもあります。国の人たちは日置市の現状をどれだけ知って、日置市を基準にしているわけじゃないですけども、一体、その国際基準というのがどこまでこの日置市に通用するのか未知数ですが、この点については、ちょっと私も疑問に思いながら、次に進めたいと思います。

実際、現在の買取り価格は幾らですか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

昨年が1kg900円ということでしたが、今回は1,000円に引き上げるということになっております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

買取り価格については、当初は800円、昨年900円、そして今年1,000円に変わるようです。実際200円上がっているわけですけど、この上がる原資はどこから来ているのでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

鹿児島オリーブ株式会社の収益からの原価率を踏まえた買取り価格であると考えております。

以上です。

○ 6 番（佐多申至君）

現在、オリーブの品種としてイタリア品種が 4 種類、スペイン品種が 2 種類と認識していますが、日置市の土壤に合う品種の検証なども公開できる状況になっているのでしょうか、お尋ねします。

○ 農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

日置市のほうでは、推奨している品種というのは 5 品種というふうになっております。

以上です。

○ 6 番（佐多申至君）

鹿児島オリーブさんが買取り価格を高く設定していただけることは誠によいことだと思います。しかし、幾ら買取り価格が高くなっても実がならないことには栽培者は収入にならないわけです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○ 農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

やはり適切な栽培管理の理解促進に努めていき、現場の実践につなげ、収量を増やせるような支援をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○ 6 番（佐多申至君）

栽培者の視点でやりがいのある実感できるもの、農家の幸福度とはということに関して、私はせんだって、産業建設常任委員会で広島県江田島市へオリーブ事業の視察に行っていました。江田島市ではオリーブ事業は民間で行われております。搾油機を生産者に貸与して、生産者自らが収穫した実を搾油して、その新鮮なオリーブオイルを家族や親戚

などにお配りして味わいを楽しんでいるという話を委員会全員で共有させていただきました。それは楽しいでしょうねと、楽しみもありますねという話で盛り上がったわけですが、本市では搾油機は鹿児島オリーブの所有になっておりますが、鹿児島オリーブさんとの包括連携の中で、上記で述べた江田島さんのようなサービスはできないもののでしょうか。最終本会議に産業建設委員長より視察報告があると思います。江田島のそういったオリーブ事業の現状も含めて参考にさせていただきたいと思いますが、今の現時点で市長のお考えを。

○ 農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃった江田島のほうで搾油機を個別に、自ら食するような形を取っているということは、鹿児島オリーブさんにある搾油機では、やはり最低のロットというか、機械を回すための数量とか必要になってまいりますので、今の現時点では、なかなか個別のもので搾油するというのは難しいかと思っています。これは搾油機の大きさが大きいというところもありますので、今の状態でできませんが、生産者が、今年取ったオリーブオイルというのを鹿児島オリーブさんから生産者に提供したり、食していただくということは可能かと思っています。

以上です。

○ 6 番（佐多申至君）

先日、収穫祭に行ったときにオリーブの社長が、去年は 90g で 2,000 本、純正のオリーブオイルが、日置市の実でできたオイルが 2,000 本できたということで、それはもう素晴らしいですねという話をしていたんですけども、それが安定しないわけですね。実際、今年は 1.4kg を目標にしたのが台風で倒れたので、一体何kgのオイルができたのか分かりませんが、それが値段に反映

されていくのかどうか、その辺は企業のいろんな販売の仕方だと思うんですけど、そういった状態で話を聞いてきたところでしたが。

私の言いたいところは、とにかく日置市栽培者が難儀をして損をすることに、本当に大変な思いをされている思いを、とにかく今日は市長のほうにお伝えして、今までと違う——継続されるのであれば、そういった運営の仕方を変えるべきだということを今日は言って帰りたいと思っておりますので、最後までオリーブの実にお付き合いいただきたいと思います。

今回、東市来オリーブ圃場でも84本が倒木したと報告がありました。毎年毎年繰り返されます。倒木の整理や圃場の片づけ等は市職員が動員されると思いますが、職員も減り業務が忙しい中、どのように動員がかけられているのでしょうか、お尋ねします。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

市の試験圃場ということである限り、管理を行う責任があるものと認識しております。農林水産課を中心に支所の産業建設課の応援をもらいながら倒木等の処理の作業を行っております。当然、今回のような災害の場合は、人命や公共性の高いものを優先し業務を行っているという状況でございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

東市来のオリーブ圃場の維持管理は安定した収入のある市職員や、草刈り整備等においてはシルバー人材センターの方々の委託などにより、職員が交互に管理しているわけです。ちょうど草刈り時期での現場に行ったときに、シルバー人材センターの方が何人かで草刈り機、その草刈り機も相当古い草刈り機を起こしては止まり起こしては止まりしながら、機械も辛抱しながら一生懸命草刈りされておら

れましたが、市の職員の方ではなくシルバー人材の方が草刈りをしておられました。

個人が栽培しているオリーブの栽培管理は、東市来の圃場のように、そのような徹底した管理のようにはいきません。ほとんどが一人で、たまの休日に家族で取り組まれているところが現状でございます。なぜだか分かりますか。収益がないから、そこに手間をかけられないんです。有益が出ない事業に、多い人で12年、毎日、夢見て取り組んでおられるわけです。それは市が市民を裏切らないという信頼の中で行われていると私は実感しています。

市長は、収益のない事業に12年間取り組んでいる栽培農家に対し、どういうお考えをお持ちですか。市長もどこかの畑に100本ぐらいは植えてみたいと思われませんか、お答えください。

○市長（永山由高君）

十分な収益が出ないため、管理が行き届かないという議員からのご指摘でございますけれども、これは、私の受け止めからしますと少し状況が違うのではないかなというふうに認識をしております。

といいますのも、12年前に日置市がオリーブ構想を策定をいたしました、そのときの書きぶりですね、書き方として、「ほかの果樹と比較して栽培や実の収穫が簡単である」というふうにオリーブについて紹介をしているんですね。これが一つ、その12年前の大きなミスであったのではないかなというふうに認識をしています。当時は、今ほど剪定や薬剤、肥料に関する知見がそろっていなかったと、耕作放棄地において比較的簡単に育つのがオリーブであるというような、ある種、市民の皆様に誤解を与えかねない表記で、この事業の構想がスタートしたというところが、一つ課題の根本にあるのではないかなというふうに認識をしています。

先ほど来、オリーブ部会の人数の減少の話題も出ておりますけれども、一つには、日中、会社勤めをされていたり、なかなかふだん管理や手入れができない職種の方々も、ある種、気軽に挑戦をしていただいたということもあって、確かに本数は増えましたし、生産いただく方々の全体数は増えました。

一方で、十分な剪定や薬剤の散布や手入れについての知識や経験が出そろっていない中で、これまで取り組んできたということから、十分な手入れが、今に至るまでできていないというオリーブ本数が相当数市内にもある、これが現状の問題であるというふうに認識をしています。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、これまではオリーブの本数を増やすということを目標に置いていましたが、現時点で既に目標値を修正をしまして、今既に植えられているオリーブに対して、どのように収穫量を高められるかという観点で支援に取り組んでいるところです。例えば、オリーブの剪定に関する技術を動画に撮影をいたしまして、これをユーチューブで各オリーブを栽培されている方々に共有をさせていただくですとか、剪定や木ぐいの作り方や対応の仕方について講習をさせていただくなどといった取組を今強化をしている段階であります。

1軒1軒の農家さん、オリーブを育てていただいている方々の収穫量を増やす取組を、まずは引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

永山市長が、これまでのいろんなことを検証して、そのように発信されたということは大事な、いい転機ではなかったかなと思います。しっかりとそういうふうに検証され、反省するべきを反省し、今後も進めていかれるということの気持ちは分かりました。

オリーブ栽培の管理は、誠に本当に——誠に本当にというところであれですけど——大変です。こうしているうちにオリーブ栽培者は高齢化していきます。その高齢化について、どうお考えでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

先ほどの部会でも平均年齢が63.6ということで高齢化ということになっておりますので、高齢化等で栽培をやめる方のオリーブの木というのは年々大きくなっているという状況でありますので、無収入期間の短縮などのメリットを生かして、新たに栽培を目指す方へあっせんできる体制の構築が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

オリーブの栽培について、最後にちょっと確認というか、私の思いを。

生産者として栽培するオリーブの実の収量が安定しなくても、鹿児島オリーブさんはイタリアやスペインで提携している日置農園があるわけですけど、そこからオイルになって輸入されてくると社長がおっしゃっていました。そこだけでも安定した経営が成り立っているのではないかと考えますが、だから、先ほど言いました800円から1,000円に上がった200円の取引価格引上げができた、収益がそちらで上がって、200円の取引価格が上がったのではないかと私は察するんですが、普通の経営者ならそう考えると私は思うんですが、市長の認識はどうでしょうか。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

鹿児島オリーブ株式会社によりますと、品目別の収支において日置市産オリーブの売上高の存在感というのは年々大きくなっており、

純鹿児島産オイルの原料である市民栽培のオリーブは重要な原材料だと認識されています。

また、純国産オリーブオイルが基幹商品として国内で高く評価されることが、ほかの商品にプラスの効果を与えていることから、安定調達に向けて200円の取引価格の値上げがなされたというふうに聞いているところがあります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

ちなみに、イタリアやスペインの日置農園のオリーブの実の収穫量とかいう状況が市のほうでは分かっているのでしょうか。分かっているならば、ちょっとお示してください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

細かい数字とかは把握してございませんが、ヨーロッパを襲った長期干ばつによりオリーブ不作で、現地の実の収穫量は半減したということで、オリーブオイルの取引価格も上がっております。

また、円安による影響もあり、調達コストが高騰しているというふうに聞いております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私の質問の最終章に入りたいと思います。

鹿児島銀行との包括連携や鹿児島オリーブのシンボル事業など、栽培に取り組む生産者にとって、現時点では生活する上では何ら関係のない話ではとも考えているところです。

施策として日置市をオリーブ産地にと掲げ、苦労して少ない実の収穫をする栽培者をこれ以上増やすことに大義名分があるのでしょうか、お答えください。

○市長（永山由高君）

先ほど申し上げましたとおり、栽培者を増やすということよりも、今、既に栽培されている方の収穫量を増やす、この優先

度が上がっているということをご理解いただければと考えております。

○6番（佐多申至君）

今の栽培者はこれ以上増えないということでは理解しましたが、その分、実がなることへの力を注ぐと、今の栽培者の中で実がなることに力を注ぐということに理解しましたが。

人口減少、高齢社会をたどるこの時代において、後継者不足や農地の荒廃化はほかの農業でも問題視されています。このオリーブ事業を始められた中で、長年、多くの実がならず収入にならない栽培者の苦労を考えると、オリーブ事業における栽培者へ市民に推奨することは、農地の荒廃や後継者問題を加速させることになるのではと考えてもいます。

近年、局地的線状降水帯の発生による大雨、例年の梅雨時期の大雨、予測不能な大型化する台風、そして高齢社会、気候や社会実情に合った施策がない限り、市民への栽培推奨はやめるべきではと考えています。市長の見解をお伺いします。

○市長（永山由高君）

繰り返しになりますけれども、新しい栽培を増やすことは目標の優先度の最上位にはないということは先ほど来申し上げているところですので、ご理解いただければと思います。

先ほど議員のご発言の中に、栽培者を増やすことはないと受け取りましたというお言葉もありましたけれども、これは誤解なきように再度申し上げますと、栽培者を増やすことがないわけではなく、もちろん、これから栽培したいという方々に対する支援は当然させていただきます。その上で、新規の栽培者を増やすことよりも、既存の栽培されている方々の収穫量を増やすことに注力していくというふうなところを誤解なきよう、ご理解賜れば幸いです。

○6番（佐多申至君）

再確認をさせていただきました。

今後、私もこのオリーブ事業において、栽培者もしくは生産者、市民と語る場合は、今、市長がおっしゃることを、また話をする機会があれば話していきたいと思いますが。

言いたいことを言いますけど、日置市はオリーブ事業において、仮に今の栽培者が全く栽培をやめたら何か問題になるのでしょうか。

○市長（永山由高君）

市の判断によってオリーブ栽培をやめるということはありません。といいますのも、既存のオリーブの苗木や生育いただいているそれぞれの木は、各生産者の皆様が所有しておられるものだからです。今、既に日置市内に7,700本、生産農家さんも60名以上いらっしゃいます。その方々が挑戦したいとおっしゃっていただく限り、これはほかの品目でもそうですが、オリーブ部会という部会が既に農業関連団体としてございますので、その取組を後押しするということは、生産されていらっしゃる方々がいらっしゃる限り続くものと考えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

オリーブ事業における市長の考え、そしてこれからの市の方針、計画をお聞きして確認した上で、お話を最後に市長に問います。

前市長が当事業を始めて、そして市民に栽培推奨してきた事業であります。現在、永山市長が、そのまま当オリーブ事業を継続されています。市民に推奨してきたオリーブ栽培事業も12年目、永山市長は来期も当選されたら、その後も市長が掲げる挑戦として市民へ、この事業について、生産に至らず苦勞する栽培者を見ながら、鹿児島銀行との包括連携、6次産業化を掲げ、日置市産オリーブを掲げ、さらなる事業を続けていくことに関して、市長として今後は責任を問われることになると思いますが、その辺をどのように思いを、今後市民に、栽培者に伝えていかれる

のでしょうか、最後の質問とさせていただきます。

○市長（永山由高君）

オリーブ栽培につきましては、これも先ほど申し上げました12年前に構想を策定した段階で十分な栽培や剪定や薬剤の散布や管理についての知見がなかったという点において、その段階からオリーブ栽培を始めていただいた市民の皆様に対しては申し訳ない思いもございます。

一方で、今、日置市内には、オリーブの生産に夢を持ち、実際においしいオリーブオイルができることを喜びながら、やりがいを持ってオリーブ生産に携わっていただいている方々も、これはいらっしゃるんですね。そういった方々の挑戦の思いをしっかりと後押しをするというのは、既に60名以上の生産者がいらっしゃるオリーブという産業を育てつつある日置市においては重要なことというふうに認識しておりますので。

一方で、先ほど来、これも申し上げておりますように、新しい栽培者数もしくは植栽本数を増やすということは追わず、今植えている方々の収量を引き上げるという方向に方針転換をしたということもございしますので、この方針を、私が今1期目として市長職に当たっておりますけれども、この間をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時からとします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、重留健朗議員の質問を許可し

ます。

〔９番重留健朗君登壇〕

○９番（重留健朗君）

通告書に従いまして１回目の質問をいたします。

ふるさと納税について。

その１です。ふるさと納税に関わる企業数と商品数を伺う。

その２、関係企業への指導状況はどのようなのか伺う。

その３、今後のふるさと納税に関わる企業指導方針を伺う。

観光誘致について。

日置市の観光探索等（クルーズ船）について、前回、計画を進めていくとの答弁であったが、その後の進捗状況を伺う。

小中学校のプールについて。

その１、小中学校のプール使用を外部施設に委託したが、成果と結果を伺う。

その２、今後の外部施設プール使用対応について、教育委員会の見解を伺う。

学校給食について。

物価高騰に伴う給食の内容等は通常どおりか伺う。

その２、夏休み中の困窮世帯（独り親世帯を含む）昼食の状況を把握しているか伺う。

その３、全国的に子ども食堂の利用が増えているが、企業協力の食材提供を求めないか伺う。

脱炭素について。

洋上風力発電について、進捗状況と今後どのような考え方をしていくのか伺う。

その２、原子力発電について、南海トラフ地震をどう考えるか伺う。

脱炭素に向けて、洋上、陸上を含めた風力発電を今後推進する考えはないか伺う。

１回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の１つ目、ふるさと納税についてその１、企業数と商品数について回答します。

令和６年７月３１日現在において、返礼品提供事業者数は１１２事業者です。返礼品につきましては７７４品を登録しています。

その２、関係企業への指導状況について回答します。

事業者に対しましては、事業者説明会やふるさと納税運営業務委託事業者を通じて関係法令などの情報提供を行っています。寄附者からの要望やクレームなどがあった際には、委託業者を通じて情報を把握し、必要に応じて訪問指導を行うなどの対応をしています。

その３、企業指導方針について回答します。

ふるさと納税制度においては、返礼品が総務省の示す地場産品基準に適合しているかどうかの確認は自治体の役割です。特に食品の取扱いについては産地の確認や品質の確保など、十分な配慮が求められるため、保健所をはじめとした関係機関との連携が必要不可欠です。

今後も引き続き、ふるさと納税運営業務委託事業者と共に説明会などを通じた情報発信や訪問による現場確認などを実施し、事業者とコミュニケーションを取りながら、危機管理意識を高め、寄附額の増加とともに適切な運用を目指してまいります。

質問事項の２つ目、観光誘致についてのその１、クルーズ船など観光探索についての進捗状況につき回答します。

クルーズ船観光客等の滞在先として日置市を選択肢に入れていただくよう、県に対して要請を行っており、令和５年度クルーズ船関連の集客実績は美山地区に１１８人となっています。

また、旅行会社からは、マリンポートかごしまに寄港したクルーズ船のツアー先の照会

や富裕層のヘリコプターによる日置観光の相談を受けており、随時対応しています。

今後とも、受入環境の整った施設等を把握し、観光協会と連携しながら、日置コースの形成に向けた取組を進めていきます。

質問事項の3つ目、小中学校のプールについては教育長より回答いたします。

質問事項4つ目、学校給食についてのその1は教育長より回答します。

その2、夏休み中の困窮世帯の昼食の状況につき回答します。

夏休み中の昼食の状況は把握していません。

その3、子ども食堂の企業協力につき回答します。

基本的には、それぞれの子ども食堂が自主的に独自の活動に取り組んでいることから、自主性を尊重したいと考えています。

一方で、市内外の企業等から食材等を子ども食堂に寄附したいというような問合せがあった際は、子ども食堂の代表者に連絡を取っているところであり、引き続き連携を図っていきたいと考えています。

質問事項の5番目、脱炭素についてのその1、洋上風力発電について回答します。

洋上風力発電については、昨年度から、鹿児島県が主体となって関係市町及び漁業団体等の利害関係者による研究会を設置し、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性のある区域について検討を行っています。

本市としましては、本研究会に参加し情報の収集を行いながら、併せて漁協関係者や市民の皆様の意見等も考慮した上で慎重に対応してまいりたいと考えています。

その2、原子力発電について、南海トラフ地震をどう考えるかとのご質問に回答します。

鹿児島県地震等災害被害予測調査の南海トラフ地震における薩摩川内市本土の想定として、マグニチュード9.1の地震発生時で最大震度5強、3.04mの最大津波が3時間

37分後に到達となっています。

地震対策については、発電施設の耐震や電力の確保、また、大津波警報が発表された場合、原則として原子炉を停止するなど、事業者において安全対策が図られているものと考えています。

その3、脱炭素に向けて、洋上、陸上を含めた風力発電の推進について回答します。

脱炭素の実現に向けては、風力も含めて再生可能エネルギーを最大限導入することが重要であると考えています。

本市においては、脱炭素先行地域に選定されたことも踏まえ、まずはその計画に基づき、太陽光発電や小水力発電設備を着実に導入してまいります。その上で、ご指摘の風力発電については市民の皆様から様々なご意見をいただいていることから、今後、地域との共生を前提に判断してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは続きまして、質問事項3の小中学校のプールについてお答えをいたします。

まず、外部施設に委託した成果と結果についてお答えをいたします。

令和6年度に2か所の外部施設のプールを活用し、小学校3校の水泳授業を実施しました。梅雨の時期でしたが、いずれも屋内プールであり、天候や気温、水温等の影響を受けずに計画どおり実施できました。また、施設職員の支援もあり、より安心、安全に水泳学習に取り組むことができたと聞いております。

さらに、学校でのプールの維持管理が不要になり、教職員の負担軽減につながりました。

現在、児童の移動時間や外部施設の受入体制、着衣水泳の実施方法などの課題を整理しているところです。

その2、教育委員会の見解でございます。

現在、今年度の取組について課題整理を行

っているところですが、各学校の水泳授業の実施期間や時期等について、学校や外部施設との調整が必要であると考えています。

続きまして、学校給食についてのその１、物価高騰に伴う給食の内容等についてでございます。

学校給食会計は物価高騰の影響を受け、運営は厳しい状況ですが、学校給食摂取基準に沿って、児童生徒の健康や成長に必要な栄養価を満たす給食の提供に努めています。

それから、その２、夏休み中の状況ですが、教育委員会でも把握はしておりますが、児童生徒の夏休みの過ごし方については各学校から指導を行っています。

以上でございます。

○ 9 番（重留健朗君）

ただいま１回目の答弁をいただいたところでございますが、２回目の質問をさせていただきます。

現在、返礼提供事業者は１１２業者、７７４品とお聞きしました。その中で生鮮食品はどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○ 商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

生鮮食品を取り扱う事業者は４１事業者です。品数につきましては２１１品を登録しています。

以上です。

○ 9 番（重留健朗君）

生鮮食品の取扱いについてはどのような指導をしているのか、お伺いいたします。

○ 商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

生鮮食品を取り扱う事業所の確認については、現地指導及び訪問や聞き取り等をしながら、関係機関と連携を取りながら指導等を行っているところでございます。

○ 9 番（重留健朗君）

先般、５月から６月にかけて、ふるさと

と納税返礼品として賞味期限切れの牛肉や、通常と異なる食品添加物を使って食感が変わった鳥もも肉を発送したと発表がありました。牛肉は、月替わりの１２回のうち５月分です。１５万円の寄附への返礼品で、４８件の申込みがありました。賞味期限が４月と８月の商品を混在したのが原因と聞いております。

そして、国産若鳥もも肉切り身、１万円の返礼品、県内５件を含む３３２件分で、添加物の形状が似たタンクに入れたとのことですが、なぜ、このような事故が発生したのか、チェック体制はどのようなものか、お伺いいたします。

○ 商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

賞味期限切れの件につきましては、在庫管理において、２つの異なる賞味期限の品を１ケースに梱包し、新しいほうの賞味期限で表示していたものです。混在の理由は、賞味期限ごとの管理が不十分で、出荷前に品の全量検査を行う体制がなかったことから発生いたしました。

鳥もも肉の件につきましては、食品添加物である食品加工用離水防止剤を誤って使用し、食感が変わったものです。通常、食品加工用離水防止剤は胸肉加工の工程で使用し、もも肉には次亜塩素酸を使用しておりましたが、誤って胸肉用の当該添加物を使用しました。誤った理由は、次亜塩素酸と食品加工用離水防止剤をそれぞれ同じ形状のタンクに入れて保管し、どちらも無色透明のため、２つのタンクが識別できない状態であったためです。

いずれも事業者のチェック体制の不足によるもので、これまで説明会や現地指導を実施し、法令の遵守について指導してまいりましたが、不十分な面があったと認識しております。

以上です。

○ 9 番（重留健朗君）

このような事案はあってはならないことだと考えております。幸い、健康被害の訴えないことではありますが、ふるさと納税に関しましては、現在１兆１，１５０億円余りの産業と聞いております。その中で、日置市は令和５年度に約１７億５，０００万円を設定しておりました。地方にとりましては貴重な原資であります。居住する自治体の市民税が軽減されることから利用者也増加し、過去最多の１，０００万人規模に達する見込みであります。

日置市のブランド維持の継続のために、多岐にわたる専門的な俯瞰したマネジメントが求められます。今後の企業に対しての指導方針や目標設定等についての市長の見解をお伺いいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

指導方針といたしましては、ご質問のとおり専門性が求められる部分がございますので、食品関係は保健所などの専門機関と連携し、事業者への説明会や現地訪問を通じて危機管理について周知し、指導を徹底してまいります。先日実施した事業者説明会においても、危機管理について注意喚起を行ったところで

目標設定につきましては、これまで令和２年が１３億７，０００万円、令和３年が１５億３，０００万円、令和４年が１６億円と、この３年間は毎年１億円程度伸ばしてきましたが、令和５年度においては１５億３，０００万円で、前年度と比較して減少しています。理由は、主力の返礼品の需給が確保できなかったことなどによるものです。

総務省は令和６年度の年度途中で、返礼品の調達や経費に関するルールを厳格化していることから、財政計画において見込んでいる１６億３，０００万円の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

また、寄附金については、本市にとって貴重な財源ですので、今後も引き続き事業者と連携し、新たな返礼品の開発に取り組んでまいります。

以上です。

○９番（重留健朗君）

ふるさと納税につきましては、昨年度も何回か質問したところでありますが、昨年１０月に、事務手数料により、ふるさと納税の内容が変わってくるというようなことでしたけれども、令和５年度は１５億４，０００万円相当のふるさと納税があったということで、本当に安心しているところであります。今後におかれましても、商品のブランド化を維持することを目標に、一生懸命に頑張っており、取り組んでいってほしいと思うところであります。

続きまして、前回も申し上げましたが、東市来の陶芸や日吉町の甲冑体験、焼酎やウイスキーも安定していると聞いております。また、音楽を聴きながら試飲もできるそうです。観光周回コースに生かせないか、検討していただきたいと思いますが、その件についていかがでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

議員から提案のありました観光体験は、本市の特徴的な観光資源であると認識しています。令和５年度は美山地区において、クルーズ船を利用した受入れが１１８人でしたが、酒造会社については、計画はされたものの実現には至っていない現状であります。

しかしながら、毎週のように外国の方が訪れると聞いております。鹿児島市に隣接する地の利を生かし、大手旅行会社などと連携を深めながら、観光周遊コースに含めていただくよう取り組んでまいります。

以上です。

○９番（重留健朗君）

昨年は118人の来場者があったと、大変喜ばしいことだと思っております。

情報では、大手旅行会社等も新しい周回コース等を検討している、探していると聞いております。日置コース実現に向けて、今後に生かされることを期待しますが、今後の具体的な考え方としてはいかがお考えでしょうか、お伺いします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、大手旅行会社が美山の窯元や嘉之助蒸留所などをクルーズ船のオプションツアーとして検討しており、周辺施設の情報について提供している段階です。

今後においても、受入環境の整った施設等を把握し、旅行会社や観光協会と連携を深めながら、日置コースの実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○9番（重留健朗君）

一刻も早く、日置コース実現に向けて、今後頑張っていたきたいと思います。

続きまして、小中学校のプール使用、答弁をいただきまして、計画どおり実施できたということでありましたが、県外におきましては、高知県であります、小学校のプールが故障のため、近くの中学校のプールを借りて練習をしておりましたが、結果的にプールの水深の高低差があり、悲しい事故につながりました。

やはり、今後の方向性として、各小中学校のプールの維持管理や少子化の現状で、財政的にも管理は大変負担が大きく厳しい環境にあると思います。今後の外部委託について、教育長の見解や方向性をお伺いいたします。

○教育長（奥 善一君）

先ほどもお答えをいたしましたけれども、今年から実施をして、今3校という実情がご

ざいます。これから、各学校の現状、それから授業の時期、期間、それと受け入れてくださるプール施設、関係施設の方々との協議とというのが必要になっていくというふうに思っております。全ての学校がそのようにできるかというのは、まだまだ解決しなければいけない、確認しなければいけない事項もたくさんございますので、そのようなことを含めて、今後また検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

1回目の答弁でもいただいていたんですが、移動時間、外部施設の受入れの体制、着衣水泳の実施方法など、様々なことを考えていらっしゃるようでございます。経費だけではなくて、特に小学校では体育の専任教師がいないため、命に関わるおそれがある水泳授業は専門インストラクターに任せることで、教職員の多忙軽減にもつながると思います。この点についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のおっしゃるとおり、子どもたちが安全で安心な学べる場所でなければならないと考えております。教育委員会といたしましても、命を守るために学校の施設設備の管理、安全指導の徹底に努めているところです。

また、教育長からもお答えがあったとおり、委託事業を通して、施設側、学校側からのいろいろな情報を今後も収集いたしまして、安全面の管理体制に加え、教職員の負担軽減等についても継続して検討していきたいと思っております。

ただ、体育の授業である水泳については教師が指導の責任者でございますので、専門的なインストラクターの活用については、技術的なアドバイスや連携した指導の在り方を今後検討してみたいと思います。

以上です。

○ 9 番（重留健朗君）

今後の方向性として、全国的にも鹿児島市や福岡市、京都市などが、水泳授業の民間委託を試みております。保護者の方々も、専門インストラクターの指導により、安心感があるとの回答をしております。と同時に、水泳技術の向上もあると認識しております。あくまでも先生が言われるように教職員主体ではありますが、教育長の見解、この件につきましてお伺いいたします。

○教育長（奥 善一君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、現時点では、まずプールの使用を関係の施設をお願いをしているという段階でございますけれども、今後また関係施設のご理解をいただいたり、状況が整えば、水泳指導にも関わっていただくことが可能となれば、子どもたちの技術の向上と併せて、指導に当たる教師の指導力の向上ということにもつながっていくことも期待できるのではないかなと思っております。今後の検討課題でございます。

以上です。

○ 9 番（重留健朗君）

続いての質問でございます。物価高騰に伴う給食の内容。

大分県内の小中学校で物価高騰に伴う給食が、国の基準を下回るカロリーで提供していることが分かりました。また、ほかにもそのような事例があるかもしれませんが、日置市において、そのような事案はないのか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東 正和君）

お答えします。

給食費物価高騰対策事業費交付金を給食会計へ交付することによって、学校給食摂取基準に沿った給食の提供に努めているところで

はございますが、献立によっては、日によっては基準に満たないこともございます。

○ 9 番（重留健朗君）

物価高騰によりまして栄養豊富な食材の確保が難しくなる中で、給食の質を維持する、小学生においては 6 5 0 kcal、中学生は 8 3 0 kcal の維持が明記されているところですが、2 0 年度に摂取基準算出が改定されております。これまでと同じ献立でもカロリーが下がる可能性もありますが、現在の内容で適切であると確認はされているのか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東 正和君）

摂取基準算出が改定されまして、これまでと同じ献立でもカロリーが下がる可能性があるということは確認をしております。カロリーが基準に満たない献立も、先ほども申しましたが献立によってはございますが、工夫をしながら児童生徒に喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

○ 9 番（重留健朗君）

今回の問題提起としまして、物価高騰が背景にあります。食材の仕入価格であります。学校関係だけではなく、一般家庭にも波及している状況であります。一般家庭の献立にも大変苦勞していると報道機関等でも聞くところですが、学校給食献立に関しましては大変なご苦勞もあるかと感じますが、現状維持を保っていただき、子どもたちの栄養管理に支障がないような対応をしていただきたいと思います。

続きまして、夏休み中の困窮世帯による昼食についてですが、独り親家庭の 3 4 % が、夏休み中に 1 日 2 食以下で過ごしていることが民間団体の調査で分かりました。米をおかゆにしてかさ増ししたり、親が 1 食に減らしたりする例もあったようです。独り親家庭では貧困率が高い傾向にあるようです。問題は、

物価高騰が背景にあるようですが、日置市の現状を伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

お答えします。

先ほど教育長が答弁したとおり、困窮世帯の昼食につきましては教育委員会や学校は把握をしておりませんが、児童生徒の夏休みの過ごし方につきましては各学校から指導を行っており、何か困ったことがあったときには様々な相談窓口があることを機会あるごとに周知をしているところでございます。

それから、夏休み中に2回程度、出校日があるわけですが、その際には児童生徒に変わった様子がないか、観察も行っているところでございます。

○9番（重留健朗君）

情報の把握はしていないということなんです、食べれない子どもは現状的には確かにいるのではないかと思います。

全国の2,100世帯の調査ですが、ほとんどが独り親家庭の方々に増加傾向が多く、全体の7割が小中学生がいる世帯で、全体の32%が1日2食、2%が1日1食で、光熱費節約のために、日中はエアコンも我慢しているような状況と聞いております。日置市は、そのような対象家庭はないのか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

お答えします。

教育委員会や学校では、各家庭のエアコンの状況につきましては把握をしておりませんが、先ほども申しました児童生徒の夏休みの過ごし方につきましては各学校から指導を行っているところであり、繰り返しになりますが、様々な相談窓口があることも周知しております。

先ほどと同様、2回出校日があるわけですが、

けれども、児童生徒に変わった様子がないかということは、学校のほうも注意深く観察を行っているところでございます。

○9番（重留健朗君）

続きまして、子ども食堂の利用が増えている現状。先ほどの食事についてですが、給食が取れない夏休み中は子どもの栄養状態に不安を感じるところですが、このような困窮世帯などに、日置市の子ども食堂では、お米、乾麺、パン、お菓子等を配付しているようです。子どものSOSを受け止められるような日置市を考えますが、今後、子ども食堂の利用を促すような支援等はできないのか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

お答えします。

運営者側からの要請があれば、各学校を通じてチラシ、子ども食堂の紹介をするなどの方法で、これは夏休み期間とか通常期限らず、周知ができるのではないかと考えております。

○9番（重留健朗君）

NPO法人キッズドア調査での困窮する子育て世帯を対象に、5月から6月にかけて行ったアンケート調査の結果で、夏休みの廃止や短縮を望んでいることも分かりました。

このような状況の中で、こどもの居場所づくりのために、全ての子どもにもわくわく感を持って夏休みを過ごしてもらうために、夏休みの期間中だけでも、食材や無料の活動プログラム等を提供したり、子どもたちがつながれるような工夫も大事だと思います。暑さや生活の乱れから体調を壊さないような政策、企業や民間と一体となった支援はできないのか。国のほうでも、申請があれば、お米の無料提供をしておりますが、また、年間を通じて安定して対応できる定期的な食事ができれば助かる子どももたくさん増えると思いますが、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。

先ほど市長の答弁にもありましたように、基本的には子ども食堂のほうは、それぞれの子ども食堂が自主的に独自の活動に取り組んでいることから、自主性を尊重したいと考えております。

一方で、市内外の企業等から食材等を子ども食堂に寄附したいというような問合せがあった際は、子ども食堂の代表者に連絡を取っているところであり、引き続き連携を図っていききたいと考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

昨年、困窮世帯ですかね、333世帯の支援も行われているようでございます。子どもが夏休みにご飯が食べれない、そういう悲しい事案が起こらないように、行政としても、やはり目配り、気配りをしていくべきではないかと考えているところでございます。

続きまして、洋上風力発電の進捗状況であります。

先般、秋田県能代市の風力発電を視察してきました。今まで考えていたリスクが少ないことに驚いたところでございます。地形に合わせた風力発電の設置等、漁獲量を心配していたが、風力発電の土台に藻が生えて魚が増えていく、海の牧場と言われましたが、このようなことを考慮すれば、それほどの景観や漁獲に影響しないことが分かりました。このような状況を確認しましたが、担当課のご意見をお伺いいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

ただいまのご指摘でございますが、国のほうでも着床式発電の基礎部分が魚礁に成り得る効果を有するとの見解があることについては承知をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（重留健朗君）

風力発電が始まることで多岐にわたる仕事があることも確認しました。若者の雇用が生まれ、人口流出にもストップがかかると思います。

さらには、市民ファンドがあり、年に4%で配当し、市民ファンドに関しましては人気があり、現在では抽せんとなり、市民の間では風車が回っていないと不安である市民が多いと聞きました。この点についてはいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えをいたします。

市民の皆様が発電事業に参加することで、再生可能エネルギーの普及や理解促進効果が見込まれるところが考えられるというところでございます。

本市といたしましては、今年度制定をさせていただきました日置市地域と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する条例におきまして、発電事業者の責務として、事業の実施に当たっては市内事業者への投資及び雇用機会の確保を図るなど、経済循環の創出に努めることや、一定規模の発電設備を設置する場合は、市民または事業者が出資することで、再生可能エネルギー発電事業に参加できる仕組みの構築に努めることなどを規定しているところでございます。

以上でございます。

○9番（重留健朗君）

分かりました。

次に、原子力発電について、南海トラフ地震をどう考えるか。

先般、8月8日に宮崎県日向灘を震源に大地震が発生いたしました。日置市におきましても、30km圏内に川内原発があります。市民の方々におかれましても、電力は必要であるが、やはり放射能や活断層、使用燃料プールが数年で満杯になるような不安感、様々な

危険要素があるわけですが、気象庁は初めて南海トラフ地震発生の危険性を発表しました。巨大地震が発生すれば被害が広域に及び、地震と原発の不安はどうしても払拭できない状況です。日置市として、今後の対応や見解をお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

川内原発に関しましては市民に不安があることを念頭に、九州電力には安全を最優先していただきたいということを伝えておりまして、今後におきましても継続して伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○9 番（重留健朗君）

風力発電の推進についてであります。川内原発につきましては様々な意見があるところですが、市民の方々の安心や安全を考えたときに、風力発電の同時進行、つまり原発に代わる電力も考えていかなければならないと思います。代替的な電力も視野に入れた陸上、洋上の風力電力供給が市民にとって安心できると思います。

改めて、風力発電の電力供給や蓄電も可能であることを含めて、災害時における役所や病院等への供給を考えたときに事前の準備の必要性を考えますが、近隣の市町村と協議して、風力発電についての今後の見解をお伺いいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

風力発電も含めて、自立・分散型エネルギーである再生可能エネルギーの活用は脱炭素に資するだけではなく、議員ご指摘のとおり、災害に強いまちづくりにもつながるものと考えているところでございます。このため、日置市といたしましては、まずは脱炭素先行地域の計画に基づきまして、太陽光や小水力

を活用した再生可能エネルギーの設備を着実に導入してまいりたいというふうに考えているところでございます。

その上で、風力発電設備につきましては、市民の皆様から様々なご意見もいただいていることもございますので、地域との共生を前提に判断をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9 番（重留健朗君）

今回の視察で、「やっかいな風を「追い風」に！」をテーマに、地球温暖化への対応を経済成長の機会と捉え、経済と環境の好循環をつくっていく産業施策は、洋上風力発電の再生可能なエネルギーの切り札だと考えております。

地元経済への効果として、洋上風力工事の進捗とともに地元企業へ作業が発注されるなど、産業振興が進んでいる。また、視察件数が多く経済効果にもつながっている。仕事内容として洗掘防止工やダイバー作業、海上作業警戒業務、陸上での土木工事など、事務所開設やアクセス船の建造など、メンテナンス業務への支援に地元企業が携わっていく洋上風力発電の設置は、市との相乗効果に対してもすばらしい関係をもたらしている。地元で雇用が生まれることによる人口喪失が減少され、関係人口も増えている状況でございます。発注してから五、六年はかかります。すぐすぐというわけではありませんが、今後の対応策として視野に入れるべき事案だと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（永山由高君）

風力発電設備は、議員のおっしゃるように裾野が広く、部品点数も多いことから、経済波及効果が期待されているということは承知をいたしております。

日置市としては、令和5年3月に日置市2050脱炭素ビジョンというものを策定を

いたしました。このビジョンの中で、再生可能エネルギーを創る、使う、育てると、この3つの柱で脱炭素化を進め、再生可能エネルギーの設備の保守点検による雇用創出、それから人材育成といったものを行っていくというふうにうたっております。この方針にもっと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

今回の私の質問としましては、ふるさと納税、これに関しましては、やはり日置市のブランドをしっかりと守っていただく、要請をするところであります。

観光誘致につきましても、日置市の日置コース、このコースをしっかりと遂行していただきたいと思います。

小中学校のプールにおかれましては、やはり命に関わる授業でもあります。この授業に関しましては、やはり責任を持って対応していただきたく考えているところであります。

学校給食につきましては、夏休みに食事が取れない子どもがいる、これは現実であります。やはりそういう子どものことを考えると、市民と市が、やはり協働・共生して向かっていくべきであろうと考えているところであります。

最後の脱炭素につきましては、日置市は脱炭素事業の指定も受けております。様々な電力のことを考えつつ、やはり風力発電も同時進行という形の中で、市のほうも視野に入れてほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、坂口洋之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

日置市議会9月議会、一般質問2日目。今回、一般質問をします8名の議員の中で最年少となります。54歳です。社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で77回目の質問をいたします。

1つ目です。見寄りのない高齢者、単身者の支援の充実について質問いたします。

1つ目です。見寄りのない高齢者、単身者が増えつつあると考えますが、本市の状況はどうか伺います。

2つ目です。死後のお葬式、行政手続、遺品の整理等の対応について本市の考えを伺います。

3つ目です。少子化、単身化が進む中で、見寄りのない方が今後増加していく。民生委員、自治会長への情報共有と、地域からの相談、対応事例はないのか伺います。

4つ目です。霧島市は、見寄りのない方が安心して暮らせるガイドラインを作成しております。今後、本市でも、見寄りのない方への市営住宅等への居住支援、生活、権利擁護支援等は検討できないか伺います。

5つ目です。人口減少、少子化、親族との関係の希薄化で無縁墓が増加しております。改葬の申請状況、墓じまい等、本市の現状と管理されていないお墓の課題は何か伺います。

2つ目です。日置市職員が働き続ける環境づくりについて質問いたします。

1つ目です。自治体の新規採用職員の採用試験の希望者が減少傾向と言われておりますが、本市の新規採用試験の希望者の状況と受験者の年齢構成はどうか伺います。

2つ目です。若手・中堅職員の離職が全国の自治体で課題となっております。本市の若

手・中堅職員の過去５年間の退職者の状況はどうか、また、主な要因を伺います。

３つ目です。市職員の専門職（土木技師、農業技師、保健師等）の専門分野の職員の人材確保と、業務に対しての不足はないのか伺います。

４つ目です。メンタルヘルス等が要因での休職、病気休暇の状況とその要因を伺います。

５つ目です。住民対応で、カスタマーハラスメントが問題になっております。他自治体では、職員に対してアンケートを取っております。本市も実施して、実情を全職員から調べるべきではないかと、本市に伺います。

６つ目です。市内３か所の学校給食センターは、温暖化と猛暑が続き、調理員の体調を壊す事例があります。火力や高温洗浄機を使う調理室の温度等、現状はどうか。エアコンの設置、ファン付き調理服の導入等、早急な改善が必要ではないか伺います。

３つ目です。日置市の平和行政の充実について伺います。

１つ目です。非核平和都市宣言都市、日置市の平和行政についての考えを伺います。

２つ目です。これまでの市、学校での平和事業（平和パネル展、講話等）の取組状況と主な内容を伺います。

３つ目です。来年度は戦後８０年の節目の年であります。記念事業に取り組む自治体も多いです。戦争に関する遺品、遺物、写真等を市民から幅広く集める記念事業が実施できないのか。

以上３点について質問し、１回目といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の１つ目、身寄りのない高齢者、単身者の支援の充実についてのその１、本市の状況につき回答します。

身寄りのない高齢者の調査は実施していませんが、本市の独り暮らしの高齢者は、平成２７年度３，２４９世帯から令和２年度３，４５２世帯と増加しており、今後もさらに増加することが予測されています。

また、少子化や核家族化、家族関係の希薄化などの影響により、今後、身寄りのない高齢者が増加することが予測されます。

その２、死後のお葬式、行政手続、遺品整理等の対応について回答します。

本市における身寄りのない方の死後の手続等については、国が作成した「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を参考に対応しています。

死亡から身元引受け、葬祭までについては、手引を参考に市が対応する事例もありますが、遺留金品等整理については相続人調査等を行い、可能な限り相続人等に対応をお願いしています。

その３、民生委員、自治会長等への情報共有と地域からの相談、対応事例について回答します。

本市としても、身寄りのない方の実態把握も必要であると考えており、民生委員等の協力を得て、要援護者台帳更新時に追加把握する予定です。

また、地域からの相談としては、身寄りのない方の医療機関への入院の同意や死亡時の遺体の引取り、遺留品等の整理など相談を受けた事例がありました。

その４、居住支援、生活・権利擁護支援等について回答します。

身寄りのない方の対応については課題が多岐にわたり、支援については重層的な体制が必要であると考えます。本市においては、今年度から重層的支援体制整備準備事業に取り組み、庁舎内の相談機関の重層的支援体制を構築しています。その中で、身寄りのない方の対応についても、今後検討してまいりたい

と考えます。

その５、管理されないお墓の課題について回答します。

令和５年度の改葬の申請は２３９件で、改葬の理由としては、近くの納骨堂または墓で管理するためが多く、墓じまい、永代供養を理由とするものは１７件でした。今後、管理されない墓が増えると、残された焼骨及び墓石の処理や草刈りが課題になると考えます。

質問事項の２つ目、日置市職員が働き続ける環境づくりについてのその１、新規採用試験の希望者の状況と受験者の年齢構成について回答します。

公務員希望の受験者数の減少は全国的な課題であると認識しておりますが、本市における採用試験の申込者数は、全職種の合計で、令和３年度が８７名、令和４年度が１１７名、令和５年度が１０５名となっており、１００名前後で推移しています。

年齢構成について令和５年度の実績で申し上げますと、１９歳までが１１％、２０歳から２４歳までが５７％、２５歳から２９歳までが１６％、３０歳から４０歳までが１６％となっています。

その２、本市の若手・中堅職員の過去５年間の退職者の状況について回答します。

本市における６０歳未満の自己都合退職者のうち、４０歳未満の職員は、令和５年度が４人、令和４年度が３人、令和３年度が３人、令和２年度が４人、令和元年度が４人となっています。主な退職理由につきましては転職や結婚など、ライフイベント等と認識しています。

その３、専門分野の職員の人材確保と、業務に対して不足はないのかとのご質問につき回答します。

専門職の確保については、学校訪問等を行い、採用試験の案内や学生の就職状況等の情報収集などを行っています。学生と直接面談

できる場合は、日置市及び公務員の魅力発信を行い、受験者の確保に努めています。

また、業務への影響が出ないように、今後も計画的な採用に取り組んでまいります。

その４、メンタルヘルス等が要因での休職、病気休暇の状況について回答します。

精神疾患を理由として休んだ職員は、令和５年度５名、令和４年度５名、令和３年度７名となっています。理由については、人間関係、職場環境、体調管理など様々で、また、複数の要因が重なっている場合もあると認識しています。

その５、カスタマーハラスメントについて回答します。

市民からの過大な要求や不当要求行為など、件数は少ないものの、対応が極めて難しい事案はございます。その対策として、具体的な事例や組織としての対応方法を掲載した日置市不当要求行為等対応マニュアルを本年４月に策定しました。現在は、このマニュアルに基づき、組織的な対応に努めています。

その６、学校給食センターについては、教育長より回答いたします。

質問事項３番目、平和行政の充実についてのその１、非核平和都市宣言都市、日置市の平和行政についての考えにつき回答します。

世界では、今もなお、核兵器、戦争、テロの脅威に脅かされています。日本は唯一の被爆国であり、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返さないという強い意志を表明し続ける必要があります。住民一人一人の生命と暮らしを守り、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課された重大な使命であり、平和事業に継続的に取り組むことが重要であると考えています。

その２、これまでの市の平和事業の取組状況について回答します。

本年度は平和読み聞かせ事業として、市内小学生から高校生と、その家族を対象に、K

K B アナウンサーの朗読シアターを開催し、30 人の参加があったところです。

また、8 月 1 日から 18 日まで啓発事業として、中央公民館ロビーにおいて戦中・戦後のパネル展示、非核平和都市宣言推進事業として庁舎に懸垂幕を掲げたところです。

その 3 つにつきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、2 項目めのその 6、学校給食センターの状況についてお答えをいたします。

調理室の環境は、時期、天候により異なりますが、夏場は室温 26℃から 36℃、湿度は 50%から 86%になります。現在、調理場の換気設備の改修をはじめ、移動式スポットクーラーや大型扇風機を設置するなど環境改善を図るとともに、小まめに休憩時間を取るなど、熱中症の予防に努めているところです。

なお、昨年度、ファン付き調理服や水冷服などの試着検証を行いました。調理場内の蒸気を吸い込み冷却効果が得られないことや、防水エプロンの着用に支障を来すなど、調理には不向きであると判断し、導入には至りませんでした。

続きまして、平和行政の充実についての学校での取組についてお答えをいたします。

学校では、社会科や道徳、総合的な学習の時間などで、戦争や国際社会の平和について考える学習を実施しています。

また、校長や外部講師による世界平和や戦争体験の講話、関連図書コーナーの設置、修学旅行や校外学習における体験活動などに取り組んでいます。

その 3 でございます。戦争に関する史料についてでございますけれども、戦時関連史料については吹上歴史民俗資料館等に所蔵され

ており、また、各地域の郷土史にも掲載されています。

日置市内でそのような貴重な史料をお持ちの場合には、いろいろご相談を申し上げながら、引き続き展示の場を通じて、広く皆様方に史料のご紹介をしたいと思います。

以上でございます。

○17 番（坂口洋之君）

市長、教育長に 1 回目のご答弁をいただいたところでございます。まず、市長について伺いたいと思います。

身寄りがないためにお葬式が挙げられない、死後の行政手続きができない。また、若い世代でも家庭の事情や保証人になっていただける方がおらず、賃貸住宅が借りられない等の課題が指摘されております。国も身寄りなし問題について調査をし、施策に反映させようとしております。この問題の社会的な背景と、自治体として果たすべき役割について、市長の思い、考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

少子高齢化の進展と人口減少、世帯や家族の規模の縮小や家族間の関係性の希薄化、未婚率の上昇といった問題により、身寄りのない高齢者などが増えているというふうに言われております。このような高齢者等は、住居問題や突然の入院や介護施設への入所の際の身元保証、死後の葬儀や財産処分など、親族等に頼ることができず、第三者に頼らざるを得ないという状況も生じています。

今後、ますます身寄りのない方は増えると予測をされておりますので、市としても安心して暮らせるよう、身寄りのない方の支援方法について検討する必要があると考えています。

○17 番（坂口洋之君）

どうしても、昨今、物価が上がって、年金だけでは生活ができないという高齢者の方も、やっぱり増えてきております。そういった中

で、昔ほど、家族であっても親族であっても、つながりが薄くなったような気がするところでございます。

そういった中で、この問題の相談ニーズにつきましては、先ほど増加傾向ということなんですけれども、今後、この問題の相談ニーズという点は本市においても高まっていくと考えるのか、本市の考えを再度伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

ウクライナ情勢や為替の影響等により、物価高騰が収入の伸びを上回る状況が当面続くと言われておりまして、見寄りのない方にとって、親族からの援助等が受けられない場合など、生活困窮に関する相談は増えていくと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁等、私も当然認識をしております。そういった中で、見寄り問題の課題について少しお話しさせていただきます。

まず、保証人がいないために賃貸住宅が借りられない、医療機関に入院するときの保証人、手術をするとき、本人の同意が判断できない場合の保証人が見つからなかった場合、高齢者向けの施設等入所をするとき保証人が見つからず、第三者の支援の必要性、病気や介護が必要なときに対応してくれる人がいない、自分が死んだときに葬祭、火葬、埋葬、遺品整理の課題等がございます。そういった中で、見寄り問題について再度伺います。

見寄り支援のありますガイドラインを作成している始良市は、相談窓口を社会福祉課福祉政策係に一本化し、医療機関や施設等からの相談を受け、関係部署や関係機関との連携を図っています。本市においては、相談窓口は何課のどの係が対応しているのか。市民から相談があった場合、市としての相談対応窓

口はどこなのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本市の相談窓口体制としては、各課に設置しております相談機関が相談を受け、必要に応じて他の部署につなぐようなネットワークを構築しておりますので、そういった対応を行っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

対応窓口につきましては、ご答弁いただいたところでございます。

昨年12月に厚生労働省が日本総合研究所に委託をしまして、身寄りのない高齢者への支援に関する実態把握調査が行われ、全国の自治体、社会福祉協議会、事業所等の状況について調査をされました。これは国の委託事業の調査なんですけれども、本市もこの調査について、まず、回答されたのか。回答された場合の主な調査内容は何か、市としての主な回答内容はどうか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

本市もこの調査に回答をしております。調査目的、内容としては、身寄りのない高齢者等に対して提供される、生前から死後の対応を含めた様々な手続の代理支援等の実際や課題などの実態把握、解決策の提案などになっております。

本市の回答としては、市が主体的に行っているもの、社会福祉協議会やケアマネ等をはじめ各関係機関が支援していること、実施していない支援などについて分類し、回答しております。実施していないと答えた支援については、住居の保証人、入院等同意、死亡後の財産処分などになります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

あわせて、当然、各課の連携が取られてい

るということはお答弁であったんですけども、身寄りがいない方の支援につきましては、まず、介護保険課の包括支援センター、福祉課等において具体的な相談事例の状況と、支援に向けて、現行の法制度の中でどのような課題があったのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

それでは、まず福祉課の対応として回答いたします。

福祉課にて対応した相談は、亡くなった後の身元の引受けや葬儀についての事例、保証人がいないため、住居を借りられないなどのご相談です。

課題としましては、保証人や緊急連絡等のその方の身元保証をする体制（サービス）等がないこと、亡くなった後の財産と処分の事務を進めるための相続財産清算制度の利用が困難なことなどになります。

以上です。

○介護保険課長（入佐好彦君）

引き続きお答えいたします。

地域包括支援センターにおきましては、頼れる身寄りがいないために、判断力が低下する前に成年後見制度の利用を考えたいとか、医療機関等から金銭管理やサービス利用の手続等ができないとの事例がございました。

課題といたしましては、判断力低下により支援の意思決定に時間がかかったり、病院受診の必要性や生活困窮、セルフネグレクト等複合的な問題を抱えており、1つの機関だけでは対応が困難な点でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

介護保険課と福祉課におきまして、身寄り支援の課題等をお答弁いただいたところであります。当然ながら、各課との連携が重要だということも私も感じております。

そういった中で、まず、庁舎内の各課での課題の実態把握を進めてほしいです。この問

題は、各課が連携して課題を共有すべきであると考えますが、本市において、この問題の各課の情報共有の取組状況を伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

庁舎内の各課の連携でございますが、現時点では身寄りのない方の問題に特化した協議の場を設けてはおりませんが、今後、重層的支援体制整備事業の中で身寄りのない方やひきこもりの方など、制度のはざまにいらっしゃる方々の支援について、関係各課で検討を行うこととしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

あわせて、やはりこの身寄り問題につきましては自治体だけではなく、いろんな関係団体との連携が必要だと感じております。例えば社会福祉協議会、自治会、そして医療機関、福祉施設等からの情報収集の状況はどうか。また、国も、身寄りのない方の支援に向けて具体的な支援策に取り組む動きもございます。今後、本市としてどのように施策の充実を進めていく考えなのか、本市の状況を伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

関係機関との情報収集の状況でございますが、介護保険や障害福祉サービスを利用されていらっしゃる方は、ケアマネジャーや専門員を通じて民生委員や医療機関、福祉施設等と情報共有を行っておりますが、福祉制度の利用者以外の方に関しては、各関係機関と連携する仕組みづくりが必要と考えておりまして、今後、課題に応じた多様な機関と協議する場を設けたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私も現在、障害者福祉施設で働いております。そういった中で、やはり身寄りのない方

もいらっしやいまして、身寄りのない方が何かあったとき、どういった課題があるかというのを聞きしたんですけれども、急に入院したときの対応で、入院したときの場合の対応が難しい場合があるということをお聞きいたしました。いろんな福祉関係の施設、また医療機関でいろいろな課題がありますので、ぜひそういった課題や問題についても、各課と連携しながら情報収集に努めていただきたいと思います。

あわせて、先ほどご答弁いただきましたけれども、やはり民生委員、自治会長からのいろんな課題の情報収集が必要ではないかと私は感じております。そういった中で、民生委員、自治会長等、身寄りのない方のお葬式に関わった事例等は、過去5年間、本市においては何事例あったのか。また、死後の遺品整理や死後手続に携わった民生委員、自治会長の事例はなかったのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

民生委員、自治会長等の方々方が葬儀に関わった事例は、令和元年3人、令和2年1人、令和3年2人、令和4年は2人、令和5年4人となっております。民生委員、自治会長の方々方が直接、死後の遺品整理や死後の手続に関わってはいないと認識しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、令和2年からのご答弁をいただきまして、令和5年度につきましては4件ということなんですけれども、この携わるケースは今後増えていくと予測されるのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

先ほど、1問目の答弁でも申し上げておりますけれども、今後、社会情勢等の状況も踏まえまると、今後、身寄りのない方々に関わる部分については件数も増えてくるのではな

いかなというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

当然ながら民生委員の方も気になるケース、気になる家族という方もいらっしやると思いますけれども、民生委員向けの身寄りのない方の支援策について、どのような対応マニュアルが示されているのか伺いたしたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現時点においては、身寄りのない方への支援策についてのマニュアル等は示しておりません。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

私も、民生委員の方からお話を聞きました。民生委員の方も地域でいろんな課題がございます。高齢者の方や高齢のひきこもり状態の方が、また、コミュニケーションが苦手に対応が難しいという声も複数寄せられております。把握と支援の難しさが課題であると考えます。

身寄り問題について、気になる対応が難しい事例があるかもしれません。地域における身寄り問題の現状と課題について、まずは民生委員等の実態アンケート等が検討できないのか。また、身寄り支援について、国の支援の見直しの動きが現在行われております。民生委員等の研修の充実等図られないのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

身寄りのない方の把握も含めて、民生委員等の協力を得て、要援護者台帳更新時に追加把握をする予定としております。その過程において、民生委員の方から、身寄りのない方の対応についての課題など、お伺いする機会を設けたいなというふうに思っております。

また、研修の在り方について研究してまいります。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

先ほど、霧島市のガイドライン等も質問しましたけれども、霧島市、始良市が身寄りのない方の支援についてガイドラインが作成されております。身寄り支援については、自治体、社会福祉協議会、医療・介護事業者、また、支援団体等、一定のルールを求める中での指針の必要性の声もあり、ガイドラインが作成されております。また、曽於市、伊佐市、さつま町がガイドラインの作成の動きがございます。

県内のガイドラインの作成の県内の動向を、市としてどのように把握されているのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

今年度８月になりますが、県内１９市を対象に、身寄りのない方が死亡をした際の対応に関するアンケートを実施しております。その中で、２自治体が死亡後の取扱いに関するガイドラインを策定しており、議員ご指摘の市町についてもガイドライン策定を検討されているようでございます。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

先ほど、県内の状況をご答弁いただいたんですが、本市として、今後、ガイドラインの作成について検討をされていく考えなのか、その点について再度伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

先行自治体の取組状況などを、今後、研究してまいりたいと考えておりますが、まずは関係機関で、庁舎内でいろいろな情報を共有しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

ガイドラインの作成には、まず課題を見つけ、協力できるよう支援団体、ＮＰＯ法人、福祉施設の連携と協力が必要であります。

まずは、身寄りのない方の支援のガイドラインを作成されております霧島市、始良市の取組、身寄りのない方の居住支援、入院、福祉施設の利用に関する保証人の支援に取り組むやどかりサポート鹿児島等、民間のＮＰＯや社会福祉法人からの情報収集。霧島市等では社会福祉法人が、この問題に行政と共に連携して取り組んでおります。

今後、本市として調査研究に、まずは取り組んでいただきたい。本市の考えを再度伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

回答いたします。

今、議員がおっしゃいましたように、先行自治体が幾つかございます。そこでいろいろな多様な機関と連携し、ガイドラインも策定をしていращやるようですので、まずは研究等をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○１７番（坂口洋之君）

市のほうも調査研究をしたいということですので。今回、私もこの身寄り問題については初めて質問しましたので、いろんな先行事例をしながら、よりよい施策が反映できるような形で取り組んでいただくことを願います。

次に、お墓についてということで、先ほど日置市のお墓の改葬につきましては、令和５年度におきましては２３９件のお墓の改葬があったとご答弁ではございますけれども、改葬２３９件の具体的な改葬先の内訳を伺いたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

申請のあった改葬件数 239 件の改葬先の内訳としましては、日置市内へが 128 件、日置市を除く県内が 53 件、県外が 58 件となっております。

以上です。

○17 番（坂口洋之君）

県外の改葬が 58 件ということですので、こちらにも親族がおらずに県外に遺骨を持っていく事例が、今後、また増えていくのではないかと私も感じているところでございます。

最後に、身寄り問題について、市長に伺います。私も今回、この身寄り問題につきましては初めて質問しました。調べてみればみるほど、やはり地域でいろんな課題があるということを実感しております。

身寄り問題は高齢者だけの問題ではなく、現役世代への周知が必要です。身寄りがなくても安心して暮らせる、これまでの質疑を通して学ぶべきことが多かったと感じます。今回初めて質問しましたが、私が議員として活動する間は、この問題について継続的に質問しようと考えます。

最後に、この問題について議論され、市としての見解を伺いましたが、身寄りのない方が安心して暮らせる日置市に向けて、市長の施策の充実に向けた考えをお聞きし、次の質問に行きます。

○市長（永山由高君）

身寄りの問題については、現在、身寄りのないという方だけの問題ではないと認識しております。誰もがその状態になる可能性があるということから、市民の皆様お一人お一人にとって、我が事として、自分のこととして向き合っていただくべく、しっかりと広報をしてまいりたいというふうに思っております。

日頃から、今後、自分がどうありたいかを考えていただく機会をつくったり、相続についてご家族と話し合っていただくといった日

頃からの備えがやはり必要であるというふうに考えております。

まずは、市としても広報の在り方について庁内でしっかりと議論を重ねた上で、多様な機関を含めたネットワークを構築していきたいと考えております。

○17 番（坂口洋之君）

身寄り問題につきましても、行政がどこまで支援するかという線引きが非常に難しいのかなというようにも感じております。民間の終活支援サービスに相談をされる方もいらっしゃいますし、また、自治会単位で終活支援、身寄り問題に取り組む自治体もありますので、今後とも引き続きこの問題について、課題解決に向けて取り組んでいただければと思っております。

次に、日置市職員が働き続けられる環境について、再度伺いたいと思います。

民間の就職活動の早期化、少子化による若年層の減少、大学生、高校生、専門学校生の新卒の人材確保が競争になっています。地元企業の経営者からは、新卒の新規採用が厳しいという声もいただいております。

市長も日置市職員の新規採用について積極的に情報発信されており、来年度採用に向けても多くの方が受験していただくよう努力されていることを、まず、評価したいと思います。

まず、市長にお伺いいたします。市長が望む、期待する日置市の職員像について、市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

行政に対応が求められる分野は年々拡大しております。常に状況の変化を把握して、その対処について学び続けるということが必要であると考えています。

職員には、変化の時代に市民サービスを守り続けるために、変化を恐れずに挑戦を続けること。そのために対話の場を自らつくって、

その中で生まれた挑戦にしっかり向き合い続ける勇気を持ち続けてほしいと思っております。

○ 17 番（坂口洋之君）

市長も、新規の職員採用につきまして動画も作成されておまして、私も市長の考えを聞く機会を知りました。

あわせて、今、全国の国、自治体で公務員の受験者の減少が指摘されております。本市においては、先ほどのご答弁は令和5年度におきましては105人の受験者があり、多くの方に受験をしていただいたと感じております。

人手不足につきましてはいろんな課題がありますけれども、民間指向の高まりなど、若者の国家・地方公務員離れが、今、全国的には指摘をされておりますが、公務員の希望者が減少しているのは何が要因であり、魅力発信に向けて何が必要であると考えてのか、市長の考えを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

公務員の志望者の減少の要因でございますけれども、公務員試験対策の負担感、また、民間より試験が遅い、時期が遅いということでございますけれども、そういったものにあるのではないかとこのように考えております。

日置市も公務員の魅力について、様々な媒体を通して、多くの方に知ってもらうことが大切であるというふうに考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

日置市では、昨年までは年1回、9月に職員採用試験を実施されておりました。今年度から、6月と9月に実施されております。公務員試験対策不要となり、一次試験が基礎能力検査と事務能力検査となり、試験の申込みもスマートフォン、パソコンから、24時間申し込める形となりました。

今回の受験方法、試験方法の見直しは一定の効果があったと私は考えておりますけれども、

も、本市としての6月の採用試験の応募状況を踏まえ、自治体の職員採用試験の希望者減少が指摘されている中で、日置市においては多くの方が受験していただいたとお聞きしておりますけれども、受験者が増えたことについて、どう評価されているのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

今年度の6月の試験の受験の申込者、これは150名でございました。全国的に受験者が減少する中で、本市の新たな採用試験の取組において、申込者数が増加しているということについては大きな効果があったというふうに思います。

○ 17 番（坂口洋之君）

5年度が105名、そして6年度の6月の試験が150名ということで、45名も増えております。全国的に公務員でも希望者が少ないと指摘される中で150名の方が受けられたということは、多才な人材が集まりやすくなったということの評価したいと思っております。

一方で、特に問題になっているのは専門性の高い土木技師、農業技師、保健師等の問題です。先ほどもご答弁いただきましたけれども、今回の日置市の採用試験では、土木技師の1・2——これは新卒と経験5年以上——保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（職務経験者）の専門職の採用試験がありました。特に専門職の人材確保には、どの自治体も非常に苦勞しておりますけれども、まず、応募の状況はどうであったのか伺います。

また、専門職の方の人材確保は厳しくなる中で、特に専門性の高い分野の希望者を増やすために大学や専門学校等へのリクルート活動の取組状況はどうであったのか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

令和6年度6月の試験の専門職の申込者でございますが、土木技師が4名、保健師が6名、そして社会福祉士が5名、主任介護支

援専門員が1名でございました。

人材確保の取組でございますが、今年度は工業系の高校、それと農業系の大学、社会福祉士資格が取得できる4年生の大学を訪問いたしまして、直接、学生と面談を行っております。その際、市の採用試験の説明を行っているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほど学生の面談等をされたということなんですけれども、学生さんからの反応等はどうであったのか、分かる範囲内でお答え願いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それぞれ専門の方ということで、民間と公務員との違いというのもございますけれども、日置市の魅力について説明を行っているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

この質問につきましては、私も毎年1回ぐらい質問しておりますけれども。昨年も、若手の職員と一緒に新規採用等に向けたリクルート活動に取り組むと昨年の議会の中では述べられておりますけれども、具体的に市長と若手職員の取組事例はどのようなものがあったのか。また、日置市で働きたい、日置市や市民に貢献したい、そんな思いを持つ若い世代から、実務経験を有した専門性の高い30代、40代の中途の人材確保に向け、今後新たな取組等があればお答え願いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

昨年度、土木系の高校の公務員ガイダンスでございますが、公務員志望の学生に向けて、同じ高校の出身の若手職員に出演をいただきまして、現在の仕事の内容とか仕事のやりがい、そういったものについて一緒に働いていきたいと思いますというPR動画を作成しました。動画の上映後は、市の魅力、あるいは公務員の魅力をお伝えいたしまして、生徒のほ

うからも様々な質問に答えていております。市長のほうは、今年度、公務の都合上、直接訪問はできませんでしたが、PR動画で担当職員が学校を訪問しているというような状況でございます。

人材確保につきましては、まずは採用試験が重要であるというふうに考えております。民間企業と採用日程を近づけること、あるいはまた、並行して採用試験を受けてもらって人材確保を早期に獲得する、1回目の試験の実施時期、これについて若干前倒しも検討していきたいと考えているところです。

○17番（坂口洋之君）

ちなみに、この9月議会で、いちき串木野市議会でも同様な質問がございました。いちき串木野市におきましては、来年度の新規採用につきまして、どのくらい受験者があったかといいますと53人というご答弁でございました。日置市は150人ということで、同じ自治体でも多くの方が受けていただいているということについては、やっぱり市としての取り組んだ成果が上がったのではないかと考えております。

当然ながら、まちづくりの施策をつくるのが自治体職員の果たす役割だと思います。若い職員が多く、現在、日置市においては入庁されております。市民の役に立ちたい、地域のために頑張りたい、市長も職員もお互い意見を出し合いながら、やる気を引き出してほしいと思います。そのことが市民のためになる施策に反映されます。そのことについて市長の見解を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

働きやすい職場でございますが、職員がやりがいを持って成長を続ける、そして仕事の成果を上げるということがやっぱり大切であるというふうに考えております。そのためには職員とのコミュニケーション、これは非常に重要であるというふうに考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

次に、土木技師、農業技師、保健師等の専門職の人員確保について質問いたします。これまでも土木技師の人材確保につきましては継続的に質問しております。前のときは年齢構成が割と 40 代以上が多くて、若い世代が少ないという、そういった時期もありましたけれども、現在の土木技師の職員の年齢構成はどうか。実務が求められる中で、技術継承が自治体においては課題とも指摘されておりますけれども、バランスがある年代構成になっているのか、本市の状況を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

土木技師の職員数でございますが、33 名でございます。年齢構成については 20 代が 15%、30 代、40 代が 30%、そして 50 代が 24% ということで、30 代と 40 代の中堅職員が多く占めているというようところでございます。

今後、定年引上げの影響もありますが、60 代以降の割合が増えてくことも想定をされますので、引き続き職員採用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

次に、メンタルヘルスについて、再度伺いたいと思っております。

先ほどのご答弁の中で、職員のメンタル等による休職者の状況につきましては、令和 5 年度で 5 名、令和 4 年度で 5 名、令和 3 年度で 7 名という状況になっております。

本市におきましては、令和 2 年度から健康福祉専門員が配置されております。令和 5 年度の健康支援福祉専門員への相談状況の延べの相談件数はどうか。また、実人数は何名の職員から相談があったのか。主な相談内容はどうか、差し支えない範囲で伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

令和 5 年度の健康福祉支援専門員の活動の報告をいただいております。その中では、延べ件数は 118 件、実人員が 54 名というような状況です。内容についてはメンタルであったり人間関係、そういったものに関する相談が多い状況となっております。

○ 17 番（坂口洋之君）

市長にお伺いいたします。

先ほどのご答弁の中で、54 名の方から健康支援福祉専門員に相談が寄せられております。主に人間関係とかメンタル等だと思いますけれども、この数字についてどのような見解を持っていच्छいますか、市長に伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

人数に対して、多い、少ないという評価を申し上げることは難しいと感じますけれども、相談できる窓口があつて、実際にそこを職員が使っている状況、これは大切なことだと思っておりますので、今後も心身に不調のある職員がしっかり相談ができる体制を引き続きつくってまいりたいと考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

54 名の方から相談があつたということにつきましては、健康支援福祉専門員の配置に効果があつたということで、そのことについても評価したいと思っております。

そして次に、自治体においては、特に 20 代、30 代の若い職員がメンタルで体調を壊す事例が増えていると指摘をされております。新規採用職員から 20 代、30 代の職員の相談、メンタル等の支援体制の充実を引き続き図るべきであると考えておりますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

健康福祉支援専門員が職員のメンタル、人間関係、あるいは職場環境、体調管理等の相談に毎年 100 件程度対応しているような状況でございます。特に職場環境に慣れていな

い新規の採用職員、こういった方々には専門員のほうから年に2回の面談を行っております。現状とか不安等を引き出しまして、必要な対応を行っているところでございます。

令和5年度からは、先輩職員が後輩の新人職員と双方向で対話を通して課題の解決、あるいは悩みの解消を支援していくメンター制度という制度を導入しております。これまで、健康福祉専門員だけでなく、メンター——これは職場の先輩が後輩にということでございますけれども、そういった相談できるという点では、相談体制が充実されているというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

次に、カスタマーハラスメントについて、再度伺いたいと思います。

この9月議会でも、全国の自治体でカスタマーハラスメントの質問が多数寄せられています。この問題が社会的に指摘されている中、カスタマーハラスメント対策は急務と考えますが、市長の見解、考えを伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

クレーム対応によりまして窓口の電話等々、長時間で独占されたりすること、これについては事務に著しい支障をもたらしております。対応する職員が精神的に疲弊していくということは問題であるというふうに考えていますので、行政組織で、公平に全ての住民のために市役所というのは利用されなければならないというふうに考えておりますので、毅然とした対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのカスハラの方で、カスハラについての相談は少ないものとするというご答弁をいただきましたけれども、滋賀県彦根市では、総務課が令和4年度に、全職員にカスハラに関するアンケートを取りました。52%の正規・会計年度職員から回答があり、過去

5年間に54%の職員がカスタマーハラスメントを受けたという回答がありました。主な内容は、大声で圧力をかける、長時間にわたり対応を求める、執拗な謝罪の要求等の実態がありました。これは相手方探しではなく、実態をまずは把握し、対策に向けて何が必要であるのかという調査のようです。

せっかく、日置市はマニュアル作成をした以上、より実効性を高める上でも、職員からの情報提供等、全職員に対して実態の把握をすることが必要ではないのか、本市の考えを再度伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

対応が極めて厳しい難しい事案については、精神的な疲労を感じるというふうに考えております。これら直接の原因といたしまして職員の心身が不調にならないように、また、実態に即した対応をするために、今回マニュアルのほうを整備したところでございますので、日置市不当要求等対応マニュアル、これに基づきまして周囲のフォロー、あるいは組織的に対処するよう取り組んでまいります。

○17番（坂口洋之君）

次の学校給食センターの暑さ対策に質問いたします。

教育委員会として、まず、教育委員の方々は、給食センターの夏の暑さ対策の状況について把握されていたのか伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東 正和君）

お答えします。

教育委員には、これまでも学校ですとか学校給食センター、体育施設に従事する職員の労働条件につきまして、教育委員会の定例会ですとか学校訪問、それから各種行事の際に状況を確認をいただいております。

令和6年度の当初予算案の説明の際にも、伊集院学校給食センターの換気設備改修工事を実施する旨の説明を行っているところで

○ 17 番（坂口洋之君）

日置市内は3つの給食センターがありますが、適正な気温、湿度を計測されているのか、一番暑い時期の気温、湿度の状況はどうであったのか、再度伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

給食センターの中に洗浄室というところがございます。高温で洗浄するところがございます。その洗浄の際の室温ですが、38℃、湿度が90%でございました。

○ 17 番（坂口洋之君）

どうしても老朽化が進みます。伊集院、東市来は、将来的な建て替えの問題もあるかもしれません。多額の費用をかけてエアコン設置に至らなかったのかもしれない。今、学校給食センターの建て替えが進む曾於市でも新設され、鹿児島市の石谷町でも新たな学校給食センターの建設が計画をされております。

近年の温暖化が異常であり、最高が、先ほどの答弁では38℃というふうにご答弁いただきましたけれども、職員の労働安全上でも必要であると考えております。

東市来、伊集院の2つのセンターの今後を考えた上での設置に向けての検討はできないのか。最後に設置を検討した場合、既存の施設で設置を検討するのか、また新たな給食センターの中で新設、エアコンの設置を検討するのか、現時点での考えをお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

伊集院学校給食センターの換気設備の改修を行ったところではございますが、議員ご指摘のとおり、老朽化をしている東市来、伊集院の学校給食センターにつきましては、新たな給食センターの建設につきまして検討する時期に来ていると考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

体調を崩す職員の方もいらっしゃると思いますが、具体的に何名の方が暑さで体調を崩されて帰られたようなケースがあったのか、数字がもし分かれば、お答え願いたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

令和6年度1学期の状況でございます。6人が体調を業務中、崩されましたが、2人につきましては、しばらくの休憩の後、また業務に復帰されて、4人の方が早退されたということでございます。

○ 17 番（坂口洋之君）

午前中は10時40分までに調理を終わらなければなりませんので、午前中、体調を崩した、そういらっしゃると思います。午後の食器の洗浄のときに高温の蒸気が出て、非常に体調を壊す事例が多いですので、今後も、そういった6人の方が体調を壊されるという事例もありますので、早急な何らかの対応を取っていただきたいと思います。

最後に、日置市の平和行政の充実について、再度伺いたいと思います。

日置市として非核平和都市宣言の宣言文は、ホームページに現在掲載されておられません。ぜひ掲載してほしいです。また、来年度に向けた非核平和都市宣言、日置市の宣言文を広報誌に、平和に関する特集と共に掲載できないのか、本市の考えを伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

来年は戦後80年の節目ということで、国や県でも、それぞれ取組がなされることと思います。

本市では、まず、非核平和都市宣言文をホームページに掲載することと、あと広報誌で平和の大切さを次世代に伝えられるように引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 17 番（坂口洋之君）

最後の質問になります。

戦争を経験された方が高齢化しており、当事者から話を聞くことが難しい状況になっております。戦争時の写真や空襲の絵を基に体験を話されている取組が必要です。戦争を体験されない方へ、語り部の継承の取組ができないのか、市長にお考えを伺います。

○市長（永山由高君）

まずは、日置市、本市にお住まいの戦争体験者の方へご相談をして、現在、日置市が行っている平和読み聞かせシアター事業の中で、語り部として、戦争を後世に伝えられるような取組ができないかを検討してまいります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時20分とします。

午後2時08分休憩

午後2時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、下園和己議員の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。令和6年の日本は能登半島地震という悲惨な大災害で幕開けしまして、今年はどうなることかと非常に心配されましたが、梅雨時期は大きな被害もなく、その後は比較的穏やかな日本でした。

しかし、この夏は全国で異常な猛暑日が続き、いまだ異例の高温な残暑が続いている状況です。そのような中、パリで7月26日から9月9日まで行われたオリンピックとパラリンピックでは、日本国民は選手たちから数多くの感動や覇気を与えてもらいました。

さて、今年も残すところ4か月足らずとなつてまいりましたが、8月末には台風10号により、日置市では、道路、用排水路、農作

物や設備等に被害が多数発生し、また、数日にも及ぶ長い停電もありました。この台風災害からの一日も早い復旧・復興を衷心から願いつつ、日置市の9月議会一般質問のトリを務める5番議員の下園和己でございます。

さて、1項目めは、日置市の道路、市道の延長距離と維持・補修についてです。

その1、市道の路線数と延長距離を各地域ごとに示せ。

その2、日置市単独事業である一般道路整備事業（維持・補修）に関して、現段階での要望件数と、その概算事業費を各地域ごとに示せ。

2項目めは、日置市森林簿に登録された森林状況と、その伐採状況等についてです。

その1、現在、森林簿に登録されている筆数と面積を各地域ごとに示せ。

その2、森林伐採届が出された件数と面積について、各地域ごとに令和元年度から5年度まで示せ。併せて、そのうち植林が確認されている筆数と面積は幾らか。

3項目めは、学校現場の暑さ対策についてであります。

その1、日置市立の学校における特別教室は種類ごとに何室あり、そのうちエアコンの設置数は何室か。

その2、近隣の薩摩川内市、鹿児島市、いちき串木野市、南さつま市の公立小中学校の特別教室教室数、併せてエアコンの設置数は何室か、質問します。

その3、屋外勤務を伴う学校主事に空調服とバッテリーの貸与は考えられないかであります。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、市道の延長距離と維持・補修についてのその1、市道の路線数と

延長距離について回答します。

市道の路線数と延長距離につきましては、伊集院地域 570 路線 219.5 km、東市来地域 278 路線 219.4 km、日吉地域 144 路線 111.3 km、吹上地域 325 路線 224.4 km で、市全体では 1,317 路線 774.6 km となります。

その 2、日置市単独事業である一般道路整備事業に関して、要望件数と概算事業費を回答します。

令和 6 年 8 月末現在の一般道路整備事業により対応予定としている要望については、伊集院地域が 17 件、概算事業費 9,570 万円、東市来地域が 5 件、概算事業費 4,280 万円、日吉地域が 13 件、概算事業費 3,900 万円、吹上地域が 12 件、概算事業費 7,750 万円、計 47 件、概算事業費、計 2 億 5,500 万円となっています。

質問事項の 2 つ目、日置市森林簿に登録された森林状況とその伐採状況についてのその 1、森林簿に登録されている筆数と面積について回答します。

森林簿では、市全体で 8 万 3,858 筆 1 万 3,038.9 ha であり、東市来地域 2 万 5,408 筆 3,607.8 ha、伊集院地域 1 万 8,481 筆 2,693.1 ha、日吉地域 9,072 筆 1,319.8 ha、吹上地域 3 万 897 筆 5,418.2 ha が登録されています。

その 2、森林伐採届が提出された件数と面積について、各地域ごとに回答いたします。

伐採届の件数と面積は、東市来地域、令和元年度 7 件 4.6 ha、令和 2 年度 30 件 24.0 ha、令和 3 年度 40 件 31.3 ha、令和 4 年度 19 件 21.8 ha、令和 5 年度 15 件 33.3 ha、計 111 件 115.0 ha、伊集院地域、令和元年度 13 件 8.7 ha、令和 2 年度 20 件 10.6 ha、令和 3 年度 40 件 26.7 ha、令和 4 年度 21 件 18.1 ha、令和 5 年度 33 件 33.3 ha、計

127 件 97.4 ha、日吉地域、令和元年度 4 件 0.8 ha、令和 2 年度 5 件 1.6 ha、令和 3 年度 12 件 7.0 ha、令和 4 年度 18 件 25.7 ha、令和 5 年度 24 件 20.1 ha、計 63 件 55.2 ha、吹上地域、令和元年度 12 件 15.1 ha、令和 2 年度 18 件 22.4 ha、令和 3 年度 20 件 20.0 ha、令和 4 年度 30 件 94.2 ha、令和 5 年度 26 件 56.2 ha、計 106 件 207.9 ha、そのうち、植林が実施されているのは、令和元年度 1 件 0.02 ha、令和 2 年度 0 件、令和 3 年度 8 件 7.8 ha、令和 4 年度 3 件 0.8 ha、令和 5 年度 8 件 9.9 ha です。

質問事項 3、学校現場の暑さ対策につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長 奥 善一君 登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項 3 の学校現場の暑さ対策についてお答えをいたします。

まず、その 1、各学校の特別教室ごとのエアコンの設置数というところでございます。

各学校の特別教室は、理科教室 27 教室、生活教室 7 教室、音楽教室が 23 教室、図画工作室 15 教室、家庭教室 25 教室、外国語教室 3 教室、コンピューター教室 13 教室——以下は教室を省きます——図書室 21、特別活動室 48、教育相談室 15、美術教室 7、技術教室 7、進路資料・指導室 3 が設置されています。

このうち、音楽教室 23 教室、コンピューター教室 13、図書室 21、その他 6 教室に空調設備を設置しています。

質問事項 2、近隣の市の状況でございます。

薩摩川内市は 344 教室に対して 121 教室、鹿児島市は 1,457 教室に対して 1,003 教室、いちき串木野市は 140 教室に対して 38 教室、南さつま市は 172 教室に対して 107 教室となっております。

続きまして、その3、学校主事に空調服とバッテリーの貸与をということについてでございます。

学校主事の業務については草払いや花の管理など、屋外での作業も多く、夏場においては負担の大きい業務であり、熱中症対策が必須であると考えております。空調服の活用につきましては学校主事等の意見も踏まえ、導入について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（下園和己君）

それでは、これから1回目の質問について内容を深めてまいります。

1項目め、市道の延長距離と維持・補修についてであります。

市道が市全体で1,317路線、総延長774.6kmということで市道の路線数も多く、総延長距離も非常に長く、かねての維持・補修が大変であろうと考えます。ご苦労さまでございます。

その中で、現在、自治会長等から要望が出されている場所の維持・補修はどのくらい待てば執行されるものなのかを伺いたいと思います。要望について、現在のところ分かっている範囲で、件数と概算事業費につきまして地域ごとをお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

現在までに出版されている要望件数につきましては、先ほど市長が答えたとおりでございます。

どれぐらい待てばということでございますが、比較的簡易な維持・補修内容のものについては、損傷が軽微なうちに補修することでライフサイクルコストを抑えていくよう努めております。

要望されている路線の性質や交通量、緊急性を考慮し着手しておりますが、ある程度まとまった予算が必要な要望内容につきまして

は、1年から2年の間には着手したいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

ただいま課長より、事業費によりますけれども、おおむね1年から2年くらいで執行できるものと思われるというような話でございましたけれども、執行部の皆様も十分ご承知のことと存じますが、道路は市民にとって大切なものでございます。維持・補修をしないと命に関わることでありますので、今後も速やかな執行ができますよう、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、森林簿についてのことでございます。

現在、森林簿に登録されている面積は1万3,039haで、そのうち直近の5年間で475.5haの伐採届が出されているようであります。肝腎なことは、その伐採届が出された475.5haのうち、植林が実施されているのは18.52ha、僅か3.89%しかない点です。

近年、市内各地で広範囲に及ぶ森林伐採が見受けられます。伐採業者に伐採木の保管指導と植林の指導を十分に行わないと、昨年、吹上地域の上与倉の市道で起きたような災害が発生してしまいます。

その災害というのは、多数の伐採木が流出して市道沿いの立木をなぎ倒し、その倒木が電柱を倒し、電線を傷め停電が発生し、地域住民の生活に甚大な支障が生じた事態でした。このように、流出した土砂や立木が市道を塞ぎ、通行できないような状態が発生し、地域住民に不便な生活を与えたわけですが、この業者にはどのような指導をしていたのか、あるいはしていなかったのかを伺います。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田郷君）

お答えいたします。

伐採に関しましては伐採届が提出されてお
りまして、その中で遵守事項にて、伐採権限
者、伐採委託者共に土砂の流出等各種災害を
誘発することがないように、十分考慮して伐採
することを確認しております。

また、伐採届を受領後、適合通知書の中に
土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しない
よう十分留意して行ってくださいと文書にて
指導をしております。

以上です。

○5番（下園和己君）

分かりました。

また、今年は吹上地域の瀬谷自治会におき
まして、伐採業者が市道の舗装を傷め凸凹が
多数発生しましたが、吹上支所の産業建設課
が業者を指導し、砂利散布や舗装工事を業者
負担で施工してもらいました。昨年の上与倉
の市道への立木除去費用も、伐採業者に一部
負担させるべきだったと考えますが、どうで
しょうか。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

回答いたします。

瀬谷自治会の道路損傷復旧に当たっては、
道路法に基づき、道路を損傷させた原因者に
施工させたものでございます。

上与倉自治会の件は、災害対象となる基準
雨量を上回る豪雨、自然災害により市道へ土
砂などの流出があったもので、道路法に「道
路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよ
うに維持し、修繕し、もって一般交通に支障
を及ぼさないように努めなければならない」
と規定されていることから、市民生活に支障
を及ぼさないよう道路管理者で行ったもので
ございます。

○5番（下園和己君）

先ほど、農林水産課長は道路使用届を、遵
守事項に書いてあるので、それを出すように
指導しているというふうなお話でございまし
たけれども、これまで、この道路使用届とい

うのは出されているものかどうか、分かって
おりましたら教えてください。

○農林水産課長・農業委員会事務局長（成田 郷君）

お答えいたします。

届出の中に、遵守事項としまして、その中
に道路の使用届を出すということになってお
りますが、この道路使用届というのは警察の
ほうに出すものでありますので、こちらのほ
うの手続をしているものだと思っていとこ
ろでございます。

以上です。

○5番（下園和己君）

日置市の財政負担軽減のために、伐採業者
の、その伐採等が原因であれば、その負担で
復旧してもらうような仕組み、そういったの
が必要ではないかと感じる次第でございます。

伐採計画書の遵守事項の3番に、伐採に当
たっては林地の保全、落石の防止、土砂の流
出、風水害等各種災害を誘発することのない
よう十分考慮して行います。また、5番には、
伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中
及び伐採後においても、届出者、伐採事業者
がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の
早期回復を行いますというようなことが書か
れております。このことをきちんと業者が守
っていれば問題ないわけですが、守られ
れば災害は発生しないわけですが、去年の
ような上与倉の事案もございました。

今後、この遵守事項につきまして、どのよ
うな対策を取るつもりかを伺います。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

回答いたします。

道路損傷の原因者が明らかな場合は、市道
につきましては道路法に基づき、また、農道
等、道路法の適用を受けない道路については、
日置市法定外公共物管理条例及び日置市林道
管理規則に基づき、同様に原因者に対応を求
めていきます。

○5 番（下園和己君）

ただいま部長より答弁がありましたので、今後、伐採業者等に対して指導等をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、学校現場の暑さ対策についてでございます。

日置市内の特別教室には、理科教室 27 教室、以下たくさん特別教室の種類もございまして、部屋数も多かったわけでございます。トータルで特別教室が 214 教室ということで、その数の多さにも驚いているところでございます。

このうち、エアコンが設置されているのは、音楽教室 23 教室、コンピューター教室 13 教室、図書室 21 教室、その他 6 教室ということでございました。特別教室 214 教室のうち、設置されているのは 63 教室ということで 29%、約 3 割が整備されているということでございます。

薩摩川内市は 344 教室に対して 121 教室、35.17%であります。鹿児島市は——パーセントだけ申し上げます 68.8%、いちき串木野市は 27.1%、南さつま市は 62.2%ということで、鹿児島市と南さつま市が普及している状況でございます。日置市の特別教室にもエアコンが 3 割程度は設置され、少し安心したところあります。

政府も少子化問題解決のため、子育て支援を唱えている中、近年の暑さは異常であります。それが通常になっているのが現状でございます。

昔の話で大変恐縮に存じますが、私が吹上町役場に入庁した昭和 57 年から数年間は、公用車のエアコンといえば町長車にしかない時代でしたが、現在は全ての公用車についていると思います。家庭でも、昔は一部屋にエアコンがあればよいほうでしたが、最近は複数の部屋にあるのが普通になっています。

以上のように、暑さ対策の状況は変化して

います。児童生徒を異常な暑さから守るためには、ぜひとも全ての特別教室にもエアコンを順次設置すべきと思いますが、どうでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

特別教室への空調の設置につきましては、学校の要望を踏まえて設置教室というのを定めてまいります。その後、順次整備する方針としておりますが、現在のところ、令和 8 年度からおおむね 3 年程度で、理科室を中心とした設置を進めていきたいと考えているところでございます。

○5 番（下園和己君）

計画的に整備が予定されておりますので安心したところでございます。

ところで、今年の夏、学校現場の暑さ対策のため、教育委員会が学校を訪問してその現況を調べたり、職員から要望を聞いたことがあったものでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校現場の暑さ対策の現状調査等につきましてお答えいたします。

計画されている学校訪問には施設参観も行っております。また、職員の市総括委員会も年間行っております。その中で、空調設備の設置に関する要望もございました。

さらに、気温が高い 6 月、7 月を中心に、学校の暑さ対策の現状把握のための訪問も、別に行っております。課題や工夫改善の取組について意見交換をして、今後に生かしているところでございます。

○5 番（下園和己君）

今年の夏、市内の特別教室での気温状況を教育委員会は把握していましたか。また、把握していましたら、最高気温は何度でしたかをお尋ねします。

それと、熱中症指数、または暑さ指数というものが公表されております。31℃以上が

危険、28℃から31℃未満が嚴重警戒の基準と定められており、28℃以上あると全ての生活活動で熱中症が起こる危険性があるとされています。熱中症を防ぐために、熱中症指数を測るための指数計というものがあるんですけれども、そのような指数計を各学校に必要と考えますが、装備しているものでしょうか、その2点をお聞きます。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

まず、最高気温についてでございます。日常的に計測をしてはおりませんが、9月の4日お昼2時の頃、特別教室につきまして窓を開けた状態で計測をしたところ、35℃という状況がございました。

それから、熱中症指数計の設置の状況でございますが、熱中症指数計につきましては全校に設置をしております。その指数によりまして屋外での活動を制限するなど、熱中症対策には取り組んでいるところでございます。

○5番（下園和己君）

ただいま、特別教室での最高気温は、35℃というのを把握しているということでございました。また、熱中症指数計は全ての学校に備えてあるということで、これも安心したところでございます。その熱中症に十分配慮していると思われますので、今後も引き続き熱中症にならないよう、皆さんで注意していただきたいと思います。

学校現場の暑さ対策のその3であります。私は、今年の7月中旬の昼過ぎに伊作小学校に行ってみました。すると、非常に暑い中、麦わら帽子をかぶっただけで、学校主事が汗だくになりながら、1人で入念に校庭の草むしりをしていました。このように空調服なしの状態で作業をしては、今後、学校主事が体調を崩すおそれがあると思います、県内の空調服貸与について調べてみましたところ、さつま町が学校主事に空調服を貸与していると

のことでした。日置市も、先ほど検討してみるとのことでしたが、改めまして貸与すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

近隣市の状況を踏まえまして、導入につきましては検討してまいります。

○5番（下園和己君）

今のところ、近隣市の状況も把握しながら検討するということでした。これから先、学校現場に置いてある熱中症指数計を有効活用しまして、児童生徒はもちろん、学校主事や教職員等が熱中症にならないよう十分注意していただきたいと思います。

最後に、教育長にお尋ねします。特に学校主事は、屋外での作業が大変であります。その作業を楽にするためには空調服が早めに欲しいところでございます。以前は、稲わらで作って背中にかぶる日みの——みのですね——日みのというのが、安価なものが販売されておりましたけれども、現在は販売しているお店が近隣には見当たらない状態であります。

そこで、学校主事に対しまして空調服とバッテリーの貸与を前向きに、早めに検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（奥善一君）

空調服の貸与につきましては先ほども答弁をいたしました。まずは学校主事の皆様方の意見、それから近隣の市等の状況等も踏まえまして、導入については検討していきたいと思います。

また、熱中症対策については、それぞれ各学校でも工夫をしておりますので、学校主事の方にとっても、その時間帯による作業の状況を工夫するなど、十分に注意を喚起していきたいというふうに思っています。

以上です。

○5 番（下園和己君）

それでは、前向きなご意見をいただきましたので、今後とも、そのようによろしく頼むところでございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

10月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時00分散会

第 4 号 (1 0 月 9 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 53 号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2	議案第 56 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 3	議案第 57 号 令和 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 4	議案第 58 号 令和 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 5	議案第 59 号 令和 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 6	議案第 60 号 令和 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 61 号 令和 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8	議案第 62 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 63 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	認定第 1 号 令和 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 11	認定第 2 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 12	認定第 3 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 13	認定第 4 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14	認定第 5 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15	認定第 6 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16	認定第 7 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17	認定第 8 号 令和 5 年度日置市水道事業会計決算認定について
日程第 18	認定第 9 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計決算認定について
日程第 19	請願第 2 号 中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書
日程第 20	陳情第 8 号 健康保険証の存続を求める陳情について
日程第 21	議案第 64 号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
日程第 22	議案第 65 号 令和 6 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 23	議案第 66 号 令和 6 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 24	議案第 67 号 令和 6 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 25	意見書案第 1 号 中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書
日程第 26	閉会中の継続調査の申し出について
日程第 27	所管事務調査結果報告について
日程第 28	行政視察結果報告について
日程第 29	議員派遣の件について

本会議（１０月９日）（水曜）

出席議員 １８名

１番 中村清栄君
３番 福田晋拓君
５番 下園和己君
８番 富迫克彦君
１０番 福元悟君
１２番 中村尉司君
１４番 黒田澄子さん
１６番 山口初美さん
１８番 漆島政人君
２０番 並松安文君

２番 欠員
４番 長倉浩二君
６番 佐多申至君
９番 重留健朗君
１１番 山口政夫君
１３番 留盛浩一郎君
１５番 下御領昭博君
１７番 坂口洋之君
１９番 池満渉君

欠席議員 １名

７番 是枝みゆきさん

事務局職員出席者

事務局 長 山下和彦君
議事調査係 上田橋裕生君

次長兼議事調査係長 諸正一久君

地方自治法第１２１条による出席者

市長 永山由高君
教育長 奥善一君
市民福祉部長兼市民生活課長 瀬戸口亮君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 東正和君
東市来支所長 横枕広幸君
吹上支所長 内山良弘君
財政管財課長 小園秀作君
地域づくり課長 濱崎慎一郎君
商工観光課長 上村裕文君
健康保険課長 宇都敏君
介護保険課長 入佐好彦君
農地整備課長 上勇人君

副市長 井多原章一君
総務企画部長兼総務課長 上秀人君
産業建設部長兼建設課長 田口悦次君
消防本部消防長 福田幸記君
日吉支所長 坂上誠君
総括監兼選挙管理委員会事務局長 東純一君
企画課長 園田賢一君
税務課長 有島春己君
福祉課長 宮前美紀さん
こども未来課長 馬場口美宗香さん
農林水産課長兼農業委員会事務局長 成田郷君
上下水道課長 神余徹君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 奥 田 美 穂さん
総括監（観光施設担当） 松 岡 政 仁 君

社会教育課長 田 代 誠 治 君
監査委員事務局長 山 下 和 彦 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

皆様に報告申し上げます。是枝みゆき議員から、病気療養のため本会議を欠席する旨が連絡ありましたので、ご報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第53号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第53号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長重留健朗君登壇〕

○総務企画常任委員長（重留健朗君）

ただいま議題となっております議案第53号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月17日、18日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

国民健康保険税の税率及び税額を見直すため所要の改正を行うもので、国民健康保険の健全な財政運営を図るものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、滞納の状況は。また、資格証明書、短期被保険者証の発行状況はとの問いに、滞納者は令和4年度493人、令和5年度442人、資格証明書の発行は令和4年度が5人、令和5年度が4人、短期被保険者証は令和4年度が339人、令和5年度が355人であったとの答弁。

また、人口比でいくと鹿児島市が圧倒的な

ので、日置市は医療費が押し上げられると判断していいのかとの問いに、令和6年度の医療費指数では、鹿児島市が1.24、日置市が1.223、いちき串木野市が1.418、三島村が0.847、十島村が1.207で、令和9年度で統一したときに1.247になる予定なので、日置市は押し上がることになるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第53号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第53号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美議員の反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第53号日置市国民健康保険税条例の改正案について、反対討論を行います。

これまで7年間据え置かれてきた国民健康保険税を一気に値上げすることになるこの条例改正を、私は認めることはできません。今、物価高騰と不況で、市民の暮らしはますます苦しくなっています。このようなときに国保税を上げるべきではありません。7割、5割、2割と3段階に軽減しようとも、もともと高過ぎて払えない国保税をこれ以上値上げすることなど認めることはできません。国が市町村国保への財政支援を削り続けたきたせいで、

国保財政は立ち行かなくなっています。また、県が国保の運営主体となり、法定外の一般会計からの繰入がなくなりましたが、日置市が独自に行っていた財政支援、これもなくされてしまいました。これも大きな原因と考えます。一般会計からの1億円の法定外の繰入も、元に戻すことも必要です。鹿児島市では法定外の繰入を今も続けています。これ以上、住民に負担させることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、長倉浩二議員の賛成討論の発言を許可します。

○4番（長倉浩二君）

ただいま議題となっています議案第53号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

国民健康保険制度は、被用者保険、後期高齢者医療制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした国民皆保険制度の根幹をなす大切な制度であります。国民健康保険は、加入者がその収入に応じて納めていただく保険税と、法律に基づく国・県の交付金等で加入者の医療費を賄う相互扶助の制度であります。しかしながら、その加入者の中でいわゆる団塊の世代と言われる方々が後期高齢者医療に移行されるなど、加入者の減少で今後の税収の減少による厳しい財政運営が見込まれています。確かに法定外繰入、国へのさらなる財政支援も、この厳しい財政運営を打開する方法の一つかもしれませんが、他の健康保険との公平性を欠くことになり、国保会計自身の中で見込まれる赤字を解消すべきであります。

改正案は、今ある基金を最大限活用し、加入者の急激な負担とならないよう細心の配慮がなされています。よって、加入者の負担増にはなりますが、これまで7年間保険税の増税をせずに財政運営を行ってきたことは評価

し、これからも持続可能な制度を保持し、健全な財政運営を目指すためには改正はやむを得ないと判断し、賛成討論とします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第53号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第56号令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第3 議案第57号令和6年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第4 議案第58号令和6年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第5 議案第59号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第60号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第61号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第62号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

△日程第9 議案第63号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第56号令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）から日程第9、議案第63号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題とします。

8件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長中村尉司君登壇〕

○予算審査特別委員長（中村尉司君）

皆さん、おはようございます。ただいま議題となっております議案第56号令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）から議案第63号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る9月4日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、9月17日、18日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、10月1日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第56号令和6年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,556万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億5,475万8,000円とするもの

であります。今回の補正予算の概要は、地方特例交付金及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、障害福祉サービスや一般廃棄物収集運搬業務に係る経費、公園の維持補修費、災害復旧などの予算措置のほか、次期一般廃棄物最終処分場整備に係る基本構想策定及び候補地選定業務などについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成しております。

3分科会における質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管分では、市政施行20周年の懸垂幕とPR看板についてはいつぐらいに設置するのかとの問いに、5月に合併しているので、新年度にはすぐにでも掲示できるようにしたいとの答弁。

商工観光課所管分では、工場等立地促進補助金で増設の予算が計上されているが、具体的にどれぐらいの規模かとの問いに、事業規模自体は3億円を超える投資額になる。現在12名を新たに雇用する予定であるとの答弁。

消防本部所管分では、非常備消防でテント20張とあったが、どのような使い方をするのかとの問いに、各分団に配備し、災害があったときに避難所に設置して、消防団が待機したり、物品などを置いたりと考えているとの答弁。

市民生活課所管分では、最終処分場浸出水処理水運搬を直営で行うことによる減額となっているが、車両の運転は誰が行い、どこからどこまで運搬するのかとの問いに、クリーン・リサイクルセンターの職員が交代で運転する。区間は、リサイクルセンターの浸出水処理施設から伊集院地域の下水道処理場までであるとの答弁。

福祉課所管分では、重層的支援体制整備事業移行準備事業費の計上について、本年度と来年度の2年間は準備期間との説明であったが、具体的にこの期間でどのようなことを行うのかとの問いに、地域住民が抱える課題が

複雑化・複合化する中、多くの問題を抱える世帯について民生委員の皆さんの協力を得ながら実態把握を行い、民間を含む各相談機関と連携して、処遇困難ケースの共有や課題の洗い出しなどヒアリングを行うとの答弁。

こども未来課所管分では、こども家庭センター設置により、どのような点が変わったのかとの問いに、学校教育課・健康保険課・福祉課・こども未来課の4課連携による横のつながりが強化され、情報収集や今後の方針を検討するケース会議などが迅速に行える体制につながっているとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管分では、小・中学校情報機器活用支援体制整備費補助事業によるその他委託料の計上について、その内容を伺うとの問いに、GIGAスクール推進では、学校の通信環境の改善が課題となっており、多くの児童生徒が同時に学習端末を使用する場合に支障が生じないように通信環境の整備が求められている。本市においても十分な通信速度が保たれていない学校がある中で、この事業を活用し、その原因を特定するためのものであるとの答弁。

社会教育課所管分では、市来鶴丸城の航空レーザー測量データ解析業務の計上について、市来鶴丸城の周囲はこれまで大雨や台風で崩落が進んでいるとの説明であったが、今後どのような保存を考えているのか。また、データ解析業務とはどのようなものかとの問いに、令和6年度に簡易的な調査は行っており、今後、残りの治山工事を行う前に本調査を行い記録保存していく。また、データ解析業務は、既に県がレーザー測量を行ったデータをもとに3D図面を作成するものであるとの答弁。

農業委員会事務局所管分では、農業委員会費の謝金について、農地利用最適化推進委員を加えた新規加入推進活動実施に伴う補正とあるが、農地利用最適化推進委員の人数と役割はとの問いに、農地利用最適化推進委員は

現在15名である。主に農地の幹旋や農地の貸し借りを希望する方々のところに赴き、農業委員をサポートしたり、貸し借りの仲介をしていただいたりしている。また、月に1回の農業委員会の総会にも出席いただいているとの答弁。

農林水産課所管分では、不動産売払い収入の立木売払い収入について、分収造林地の林産物売払いに伴う補正とあるが、場所や経緯など、詳細を教えてほしいとの問いに、場所は東市来の養母の国有林である。昭和48年度に国が2割、市が8割の分収率で契約を結んだ分収林があるが、今回、森林管理署が募集をかけ、始良地区の素材生産事業協同組合と鹿児島県森林組合連合会が購入したため、歳入として計上した。なお、面積としては始良地区の素材生産事業協同組合が2.51ha分を、鹿児島県森林組合連合会が3.56ha分を購入したとの答弁。

農地整備課所管分では、農地農業用施設災害復旧費の工事請負費について、令和6年6月大雨災害に伴う補正とあるが、工期としてはどのような見込みかとの問いに、令和6年6月大雨災害については、10月上旬に国の災害査定が予定されており、その査定決定をもとに入札、執行という流れになるので、早くても11月上旬からの入札執行になる見込みである。なお、来年度の営農に支障のないように、災害復旧工事を計画的に進めていきたいとの答弁。

建設課所管分では、住宅管理費の補償金について、移転希望見込に伴う補正3件とあるが、3件の内訳はとの問いに、東市来地域の美山植木山住宅1件分と、伊集院地域の朝日ヶ丘住宅2件分を計上しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第

５６号令和６年度日置市一般会計補正予算（第４号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５７号令和６年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ９，０９９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６０億３，６９２万３，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、基金積立金や県支出金精算返納金の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

令和９年度２次医療圏での制度統一を見据えた税率改定、被保険者数の減少など、これから、国保財政がますます厳しい状況にある中、国・県の動向を踏まえ、本市の考えを伺うとの問いに、前回の税率改定から１人当たりの医療費が１５万円程度上がっている。被保険者も減少していく中、負担増を強いられる状況ではあるが、医療費の適正化、健全化を図りながら、拡充できる財源や軽減につながるような施策に取り組んでいきたいとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第５７号令和６年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５８号令和６年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第２号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ１７万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ９，５８７万８，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が増額で、歳出の主なものは、管理事業費で、消耗品の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

一般会計に頼るのではなく、特別会計内で処理できなかったのかとの問いに、最小の経費で最大の効果を上げる考えのもと、当初予算も予算計上しやりくりした上で、必要最低限の補正予算を提出させていただいた。委員に指摘されたことも十分留意していきたいとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第５８号令和６年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第２号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５９号令和６年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第１号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ１２９万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１６万３，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、施設維持修繕料や基金積立金の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

温泉業者の休業により使用料が減額になったとの説明であったが、休業の理由は何かとの問いに、営業を継続していくことが難しい状況になったことにより休業となったとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第59号令和6年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ2億6,413万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,715万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額で、歳出の主なものは、前年度精算に伴う国・県支出金精算返納金や基金積立金の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

来年度は団塊の世代が後期高齢者医療へ移行してくるが、介護保険申請は増加していくのかとの問いに、2025年問題ということで、被保険者が増加することは認識しているが、新規の申請者の平均年齢は83歳くらいであるため、急激に増加することはないと考えているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第60号令和6年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,477万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、滞納繰越額確定に伴う後期高齢者医療保険料の減額や一般会計繰入金が増額で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額や郵便料金改定に伴う一般管理費の増額であります。

質疑の主なものを申し上げます。

滞納繰越額の傾向と滞納者の現状を伺うとの問いに、滞納繰越額は若干増加傾向であり、滞納者の現状としては2か年度分くらいの滞納額を支払っているケースが多く、コロナ禍で営業収入が減った自営業の方も多い状況であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第61号令和6年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は総額から38万8,000円を追加し、総額を10億6,161万7,000円に、支出は総額に16万7,000円を追加し、総額を10億1,339万5,000円にするもので、人事異動などによる人件費の増額。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億335万円に、支出は総額から424万3,000円を追加し、総額を6億1,053万8,000円とするもので、人事異動などによる人件費の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

環境衛生費の補助金及び交付金について、人事異動などに伴う補正とあるが、9月補正予算で計上する理由はとの問いに、水道事業

会計と下水道事業会計については、公営企業会計であるため4月に決算がある。そのため人事異動に伴う補正については例年9月に計上しているとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第62号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第63号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億2,728万円に、支出は総額に264万4,000円を追加し、総額を6億1,006万8,000円とするもので、人事異動などによる人件費や施設維持修繕料の増額。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億3,050万円に、支出は総額に37万9,000円を追加し、総額を3億5,050万6,000円とするもので、人事異動などによる人件費の増額になります。

質疑の主なものを申し上げます。

農業集落排水の収益的支出の修繕費について、永吉処理場緊急修繕に伴う補正とあるが、具体的な内容はとの問いに、処理場には回分槽という、汚泥が下に沈み、きれいになった水が上にたまる槽がある。きれいになった水を上澄み槽というが、その上澄み槽を川へ流すための機械を制御するためのインバーターが故障しているので、今回、インバーターの取替えを計画しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行った後、討論に付

しましたが討論はなく、採決の結果、議案第63号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、8件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第56号から議案第63号までの8件について、一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号から議案第63号までの8件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それでは、採決順位第1の議案第56号から議案第63号までの8件を採決いたします。

お諮りします。8件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第56号から議案第63号までの8件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第10 認定第1号令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第2号令和5年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

- いて
- △日程第 1 2 認定第 3 号令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 3 認定第 4 号令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 4 認定第 5 号令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 5 認定第 6 号令和 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 6 認定第 7 号令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第 1 7 認定第 8 号令和 5 年度日置市水道事業会計決算認定について
- △日程第 1 8 認定第 9 号令和 5 年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第 1 0、認定第 1 号令和 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 1 8、認定第 9 号令和 5 年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

9 件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長漆島政人君登壇〕

○決算審査特別委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています認定第 1 号令和 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 9 号令和 5 年度日置市下

水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本件は、去る 9 月 4 日の本会議におきまして決算審査特別委員会に付託され、9 月 1 9 日、2 0 日、2 4 日に、それぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行い、その後、1 0 月 1 日の決算審査特別委員会において分科会の報告を求め、審議いたしました。

初めに、認定第 1 号令和 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてご報告を申し上げます。

令和 5 年度における国の方針は、経済再生の実現に向け、成長分野への大胆な投資及び重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなどして、一段高い成長路線に乗せていくことを目指す方針となっていました。

一方、本市におきましては、引き続き財政規律の維持を念頭に、地方創生への取組である日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に、本市の将来像である「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまち ひおき」の実現に向けた予算編成となっていました。

決算審査特別委員会では、これらのことも参考に、また各分科会から報告された内容をもとに議決した予算は、当初の趣旨と目的に沿って適正に、かつ効率的に執行されたのか、また財政運営にどのような創意工夫がなされたのか、そうしたことに着目して審査を行いました。

まず初めに、歳入総額におきましては対前年度比 1 9 億 5 1 9 万 8, 0 0 0 円増の 3 2 6 億 9, 8 8 4 万 5, 0 0 0 円で、歳出総額においては対前年度比 1 9 億 5, 6 9 9 万 4, 0 0 0 円増の 3 1 4 億 8, 4 6 2 万 7, 0 0 0 円となっております。

自主財源と依存財源の比率においては、地

方税や分担金・負担金などの自主財源が全体の29.2%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が70.8%となっており、依然として自主財源比率の低い財政構造となっています。

財政調整基金残高につきましては、令和6年3月31日現在で43億2,041万9,000円であり、市債残高は対前年度比5億5,643万5,000円増の313億1,785万1,000円であります。

次に、分科会での質疑において主なものをご報告申し上げます。

総務企画分科会の総務課所管では、自主防災の組織率が上がるのはよいことだが実際は内容だと思う。具体的に自主防災組織の活動状況というのは、去年はどうだったのかとの問いに、主に避難訓練や消防署職員が出向き消火訓練を実施している。そのほか、出前講座では実際の災害時に役立つ訓練としてDIGやHUGなど図上訓練を実施しているところであるとの答弁。

財政管財課所管では、伊集院駅西側駐車場が、結構空きスペースがあるので、何か使えないかと思うが、現在の利用状況はどうなのかとの問いに、月極が184台、時間貸しが30台で214台の利用があるが、契約台数があっても平日全部埋まるわけではないので、現在は時間貸し分を120台ぐらいまで増やして回転が上がるように、枠を広げながら運用している。その運用についてはJRが分析をしながら、広げたり狭めたりしているとの答弁。

企画課所管では、市民のための相談室で相談件数が94件とあるが、具体的にはどういった相談があったのか。また解決に向けてこういった形で対応されているのかの問いに、内容として最も多かったのが家族間の相談で、配偶者やパートナーからのDV関係が2番目に多い。相談を受けた場合には、内容にもよ

るが基本的には福祉課、こども未来課、民生委員などにつなぎ、共同しながら解決に向けて取り組んでいる。解決が、福祉課のほうで完了する場合もあるし、男女共同参画専門員を頼って相談されている方もいるので、伴走しながら解決する場合もあるとの答弁。

地域づくり課所管では、過疎地域移住定住促進事業で、5年以上居住することだが条件だったが、これまで5年以内にどれくらいの方が市外に転出した方がいるのかとの問いに、毎年調査をかけているが、今まで3世帯ある。1件は自らの申出で補助金を返還してもらっている。もう1件はこちらから声かけをして返還をしてもらった。あと1件は今でも分割で返納をいただいているとの答弁。

商工観光課所管では、サントリーホールディングの方に980万円支出しているが、この方の功績、この人でないとできなかったであろうというようなものは何であったのかの問いに、特産品コンクールの創設もだが、例えば外資系ホテルのシェラトン鹿児島において、日置市の食材を使った料理を提供する日置市フェアの開催が決定した。マーケティングに長けた方だったので、日置市を売り込む営業力についても外部からも信頼され、職員では成し得なかった功績があったと思っている。日置市の食材の魅力を高めるほかとのつながりをつくってくださったということで、日置市のために活躍していただいたところであるとの答弁。

税務課所管では、納税相談の昨年度の状況は。また、滞納されている方は若い世代が多いのか、高齢者が多いのかとの問いに、納税問題は例年どおり推移して200件ほどである。できるだけ早く完納するような納税指導を行いながら、滞納者を減らしている。高齢者から若年層まで偏って滞納があるということではないとの答弁。

消防本部所管では、全国的にも緊急搬送が

非常に増えていると思うが、職員の休憩時間とか十分確保できているのかの問いに、連続する救急があり、昼食が3時、4時になることが年間には数件ある。連続するときは隊員を入れ替えて休憩を取らせるとかの対応をとっているとの答弁。

次に、文教厚生分科会の市民生活課所管では、令和5年度の事業成果・効果等を踏まえ、今後の課題や懸案事項は何かの問いに、令和5年度に戸籍の振り仮名記載が必須となった法改正に伴うシステム改修が国の動向により実施できず、明許繰越となっていることや、リサイクルプラザ、焼却炉の解体業務、また新たな最終処分場の建設に向けた検討などがあるとの答弁。

福祉課所管では、令和5年度からのゆすいんの指定管理者が株式会社グッドフェローズダイニングが運営しているが、経営状況はどうだったかとの問いに、施設利用者数、入浴者数、レストラン利用者数、いずれも前年度を下回っているが、年間の指定管理料は400万円程度抑えられており、指定管理者の効率的な運営と経営努力により860万円程度の営業利益となっているとの答弁。

こども未来課所管では、地域子育て支援センター事業について、相談内容の分析等を行っているのかの問いに、統計はあるが分析は行っていない。相談内容については、圧倒的に保育園入所に関する相談が多いことから、今年度から入園相談会を始めているとの答弁。

健康保険課所管では、子どもの自殺対策への取組状況を伺うとの問いに、小中学生向けのSOSの出し方教室、教職員・保護者向けのSOSの受け止め方教室などを実施し、ストレスをコントロールし、子どもたちの自己肯定感を高めていけるような施策に取り組んでいるとの答弁。

介護保険課所管では、地域介護・福祉空間整備事業による非常用地下発電設備への補助

金について、今後要望される事業所はどれくらいあるのかの問いに、現時点では把握していないが、先日の台風による停電等を踏まえ、来年度以降、県からの通知が届き次第、速やかに事業所への周知を図っていくとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管では、不登校生に対してどのような取組を行ったのかの問いに、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを行い、状況把握やアドバイスをいただいたり、東市来支所でふれあい教室を実施し、これまで全く登校できなかった例が、数回ではあったが登校できるようになった生徒もいる。感情の起伏があるので、今後も粘り強く寄り添って指導していきたいとの答弁。

社会教育課所管では、子ども会活動について、現状と今後の考え方を伺うとの問いに、コロナ禍以前の加入率は概ね90%であったが、令和5年度は70%まで落ち込んでいる。要因として、共働きによる役員回避や市外からの転入により、子ども会加入への意識の低下などが考えられる。子ども会活動とは、子どもたちが自発的に活動し、保護者、地域の自治会はその活動を支援・後押ししていただくことが本来の姿であることから、地域の方々にも協力をしていただきながら、子どもの学びや体験活動が今後も引き継がれていかなければならないと考えているとの答弁。

次に、産業建設分科会の農業委員会所管では、委員より、補足説明資料の6ページの決算不用額調書について、補助金申請なしのため未執行として30万円が記載されているが、遊休農地解消のための補助金が申請に至らなかった理由はとの問いに、要綱で日置市内に居住している方が条件になっていることに加え、補助金が1万円未満の場合は対象とされないため、申請に至らないケースがあったとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、決算の概

要及び主要施策の成果説明書の65ページの日置市エコファンドクレジット基金事業について、間伐により得られたCO₂吸収量のクレジット認証を受けたと記載されているが、間伐した本数に応じて認証を受けているという意味かとの問いに、間伐を実施することで残った樹木が成長し、その分CO₂をよく吸収するということから、間伐した本数ではなく、間伐を実施した面積に応じてクレジットが算出されるとの答弁。

また、関連して委員より、具体的にどのような業者が購入しているのかの問いに、主に県内の建設業者に購入をしていただいているとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、補足説明資料の8ページの多面的機能支払交付金事業（長寿命化）について、国の内示率が低い傾向にあるが、地域活動組織からの要望に対して先送りするなどの影響が出ているのかの問いに、内示率が低いため、先送りや計画を変更することもあるが、昨年度は市の単独予算で対応するなど、農家等へのことを考えて、必要な支援を実施しているところであるとの答弁。

建設課所管では、委員より、補足説明資料の2ページの一般道路整備事業について、地域からの改善要望に関する記述があるが、バリアフリーの観点から段差をなくしてほしいなどの要望はなかったのかとの問いに、伊集院のグラードとソレイユタウンの間にある横断歩道のところの段差について要望があったため、対応を検討しているとの答弁。

また、関連して委員より、公園関係はどうであったのかの問いに、伊集院の城山公園と妙円寺中央公園の2か所について、車椅子やベビーカーが通れるようなバリアードに変更したとの答弁。

以上のこと等が、各分科会より決算審査特別委員会に報告がなされたところ、委員より、

自衛隊募集事務と、日置市の正職員と非正規職員について質疑はなかったのかの問いに、どちらの質疑も行っていないとの答弁。

ほかに質疑はなく、討論に付しましたところ、委員より、自衛隊募集事務の件、市職員の雇用の在り方の件、マイナンバー関連の事業の件、人権啓発事業費の研修のための補助金の件、就学援助制度の件について納得できないので、認定すべきではないとの反対討論がありました。

また、ほかの委員より、マイナンバーカードはセキュリティ対策が取られ、利便性は住民サービスの向上につながっていると考えている。一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指すための人権啓発の事業補助金も問題はないと考えるとの賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決を行った結果、認定第1号令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を続けます。

○決算審査特別委員長（漆島政人君）

先ほどに引き続きご報告を申し上げます。

次に、認定第2号令和5年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

歳入総額62億8,302万4,000円に対して、歳出総額は61億9,202万8,000円でありました。

なお、基金積立金では、国保給付等準備積立金として組替え運用金4億円を払い受けし、

令和 6 年 5 月末現在の基金残高は 4 億 4,916 円であります。

なお、国民健康保険税の収納率は、現年度分 95.69%、滞納繰越分 26.63%で、前年度比率に対し現年分 0.69 ポイント増、滞納繰越分 1.84 ポイント増となっています。

質疑の主なものをご報告申し上げます。

国保税の軽減世帯数とその割合について伺うとの問いに、令和 5 年度の実績として、2 割軽減が 827 世帯、5 割軽減が 1,218 世帯、7 割軽減が 2,592 世帯となっている。割合では 2 割軽減が 12.6%、5 割軽減が 18.5%、7 割軽減が 39.4%であり、全体の約 70%が軽減世帯となっているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付したところ、委員より、医療を受ける権利が保障されていないような高すぎる国保税は、国が財政支援をすべきで、住民に負担を押しつけるのは認められないとの反対討論がありました。

ほかにも討論はなく、採決を行った結果、認定第 2 号令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 3 号令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告をいたします。

歳入総額は 1 億 6,905 万 3,000 円で、うち事業収入が 1 億 3,066 万円、繰入金 が 3,839 万 2,000 円、一方、歳出総額は 1 億 6,905 万 2,000 円でありました。

利用客数は前年度に比べて 333 人の増となり、内訳は宿泊者が 1 万 281 人、休憩利用者が 1 万 6,552 人でありました。宿泊利用者では、特に大会、合宿関係の利用者が

増え 6,987 人の利用があり、3,717 人の増で、また新規の団体も多く、韓国の高校、大学が延べ 1,254 泊したとの説明がありました。

企画利用者では、新米宿泊プランが 403 人、ビアガーデンが 200 人、おせち料理が 89 個の実績があったとの説明もあり、国体や大会、合宿での利用者などで、最終的な経営収入は前年度対比 2,604 万 4,000 円の増収となっています。

質疑の主なものを報告いたします。

昨年度から砂丘荘は閉館ということで、いろんな形で議論されてきたが、学校や企業から、ゆーぶるに移ってまで合宿を求めるニーズがあるのかとの問いに、特に陸上関係の団体、企業、あと学生などは合宿環境、体育施設を気に入っている。宿泊がどこかあればまた合宿に来たいという団体もあるので、そういうところは大事にしていきたいと思っているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第 3 号令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 4 号令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告をいたします。

歳入総額は 8,404 万円で、うち事業収入が 3,810 万円、繰入金が 4,594 万円、一方、歳出総額は 8,404 万円であります。

利用者数は、入浴 2 万 3,691 人、プール利用延べ 1 万 1,679 人、飲食利用 2,349 人、宿泊 495 人などで、前年度より 1 万 3,719 人減となっている。入浴についてはサウナを再開し、利用権を使用した南さつま市からの利用者が多かったことに

より、前年度より5,358人の増となっています。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、軽食について利用者数、売上げともにオープン時の1.5倍となったとあるが、施設利用者が軽食に影響しているのか。吹上地域、周辺地域も含めて、施設利用がなくても昼食で来ているのかを掴んでいるのかの問いに、細かな分析はできていないが、例えば吹上浜に遊びに来たご家族の方々が帰りに寄られるとか、公園に遊びに来た親子連れが食事に寄られるとか、一概に温泉利用者とか施設利用者ではないとの答弁でありました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第4号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額は578万7,000円に対して、歳出総額は431万1,000円であります。

なお、令和6年5月末現在の基金残高は343万2,681円となっております。

令和5年度末で市は9か所に配湯しており、その給湯量は有償分が毎分127.2リットル、無償分が97.3リットルの合計224.5リットルであり、有償分の使用料金として277万7,000円を徴収しています。

質疑の主なものをご報告申し上げます。

令和6年度末で事業廃止となる吹上砂丘荘への配湯は、今後、どのようになるのかの問いに、現在、商工観光課のほうでサウディング市場調査を行っており、その提案内容を精査した上で正式に公募することになると思

うが、事業者の意向も踏まえ、今後の在り方を検討していくことになるとの答弁。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号令和5年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額は58億3,182万8,000円に対して、歳出総額は55億4,516万3,000円であります。

なお、基金積立金では1億5,157万2,700円を積み立てて、当年度末、出納整理期間においての基金積立金の残高は6億6,749万9,960円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

介護予防事業の「筋ちゃん広場」の新規立ち上げ支援を4会場で実施しているが、今後広がっていく傾向にあるのかの問いに、令和6年度現在3団体が新たに立ち上げ、コロナ禍で停滞気味であった活動が今後活発になっていくことを期待しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付したところ、委員より介護報酬の引き下げにより、事業所は経営が大変になっている。また3年ごとに制度が見直され、介護保険制度が発足した当初に比べて保険料が倍以上になっている。安心できる介護保険制度になっていないため反対との反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決を行った結果、認定第6号令和5年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

ご報告いたします。

歳入総額は8億5,584万5,000円に対して、歳出総額は8億5,348万3,000円でありました。

質疑の主なものをご報告いたします。

令和5年度の短期保険者証の交付状況と更新期間を伺うとの問いに、短期保険者証は6名に交付し、更新期間は1か月、もしくは2か月での更新であり、ほとんどの方が期間内に更新されているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付したところ、委員より75歳という年齢に区切って別枠の保険制度に移行することにより、同じ世帯でも別々の保険制度となることと、高齢者へ短期者証を交付することは認めることはできないとの反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決を行った結果、認定第7号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号令和5年度日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の部では、収入において、水道事業収益で10億2,339万7,000円の予算額に対して、一般会計繰入金5,805万3,645円を含む10億4,428万9,794円の決算額となっています。

一方、支出におきましては、水道事業費用に係る予算額9億8,442万6,000円に対して8億1,040万6,448円の決算額となっております。

令和5年度末の給水人口は4万4,531人で、前年度と比較して217人減となっておりますが、普及率においては96.4%で、前年度と比較して0.3ポイントの増となっております。

また有収率も前年度比0.8ポイントの増となっております。

次に、資本的収入及び支出の部では、収入において予算額3億9,859万2,000円に対しして、一般会計繰入金1億2,008万3,000円を含む決算額2億9,430万2,471円となっております。

支出においては、資本的支出に係る予算額13億6,735万4,000円に対して、決算額8億2,613万3,638円、翌年度繰越額4億2,172万円となっております。

収入に対する支出決算額の不足額は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填されております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、補足説明資料の18ページの決算不用額調書の委託料について、6,713万円の予算額に対して3,383万円の不用額となっているがこの理由はの問いに、当初予算では施設の耐震化関係の委託を計上していたが、令和6年度に実施する官民連携基本検討調査を計画していたため、一度、施設の整理をしてから耐震化関係の委託をしたほうがよいと判断し、耐震化関係の委託を執行しなかったためであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑は終了。

特別委員会にて報告を行い、討論に付したところ討論もなく、採決の結果、認定第8号令和5年度日置市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第9号令和5年度日置市下水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の部では、収入において、下水道事業収益で8億1,125万7,000円の予算額に対して、一般会計繰

入金 3 億 4 2 9 万 8, 0 0 0 円を含む 8 億 1, 4 8 2 万 4, 2 6 7 円の決算額となっております。

一方、支出におきましては、下水道事業費用に係る予算額 5 億 8, 5 4 2 万 6, 0 0 0 円に対して 5 億 4, 8 9 4 万 4 9 5 円の決算額となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入において、予算額 2 億 9 7 3 万 4, 0 0 0 円に對しまして 3, 2 0 5 万 7, 6 1 0 円の決算額となっております。

支出においては、下水道事業資本的支出に係る予算額 4 億 2, 3 7 7 万円に對しまして、決算額 2 億 4, 3 1 7 万 7, 1 5 0 円、翌年度繰越額 1 億 7, 4 0 0 万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び引継ぎ金で補填された決算となっております。

質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、決算書の 7 ページの経営指標の推移について、管渠老朽化率が令和 2 年度からゼロ%になっているが、管渠の法定耐用年数はとの問いに、管渠の法定耐用年数は 4 0 年である。なお、公共下水道事業は昭和 6 2 年、農業集落廃水事業は平成 1 2 年の供用開始であるためどちらも 4 0 年の経過には達していないが、公共下水道事業については 3 7 年が経過しているため、今後、法定耐用年数を超えた管渠が出てくると思われるとの答弁。

特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、認定第 9 号令和 5 年度日置市下水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会での報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、9 件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 件について一括して討論を行います。

発言通告がありますので、認定第 1 号、認定第 2 号、認定第 6 号及び認定第 7 号に対する山口初美議員の反対討論の発言を許可します。

○16 番（山口初美さん）

私は認定第 1 号令和 5 年度日置市一般会計決算認定について、反対討論を行います。

異常な物価高と円安が暮らしを直撃しています。生活が苦しいという世帯は 6 0 %、子どものいる世帯では 6 5 %と、4 0 年前に調査が始まって以来、最も高くなっています。

この間、公共サービスの民営化や非正規雇用化が進み、男女の賃金格差も拡大しています。国の軍事費は過去最大となる中、この 1 0 年ほどで社会保障の削減は 5 兆円にもなっています。所得に対する税と社会保険料の国民負担率は 4 6 . 8 %にも上っています。一方で、大企業や富裕層には税を優遇し、大企業の内部留保は 5 2 8 兆円にも膨れ上がっています。

このような国の悪政から市民の命と暮らしを守る防波堤の役割が、この日置市の決算には求められています。憲法 2 5 条には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると明記されています。社会保障の増進に努める義務が国にあることが定められているんです。命と暮らし、ケアが大事にされるジェンダー平等の社会実現のための努力は十分だったか、平和なこの町で安心して暮らしたいという市民の願いに応える決算だったか、見てみますと、私には認めることが

できない点が幾つかありましたので、その何点か申し上げて反対討論とさせていただきます。

まず、市職員の雇用の在り方です。正職員よりも非正規の会計年度任用職員のほうが多いのは問題です。非正規の多くは女性で、ジェンダー平等の働き方への転換すべきです。正職員が当たり前の市役所にするべきだと考えます。

個人番号カード事業は、保険証との一体化が進められていますが、現行の保険証で何ら問題なく、この医療現場の混乱や実質的な強制化など、情報漏えいのリスクと併せて問題があると考えます。国の言いなりにこの事業を行うことを、私は認めることができません。

次に、自衛官募集事務において、若者の個人情報、氏名、住所、生年月日、性別、この4情報を本人や保護者の同意なく自衛隊に提供していることは問題です。個人情報を守るのが自治体の仕事です。情報提供してほしくない人は除外申請をすることができるようになりましたが、除外申請の周知も不十分です。情報提供をしていない自治体もあり、やめた自治体もあります。また自治体を相手に裁判で訴えた奈良市の高校生などの例もございます、運動が広がっています。

次に、就学援助制度です。義務教育を無償とする憲法26条の精神に基づけば、申請者全員に対して援助を行うべきです。それぞれが申請した理由があるはずで、基準の見直しも必要だと考えます。申請者が小学校339人、中学校211人に対し、認定された方が小学校244人、中学校が158人でありました。援助を受けられない人がいるのは問題です。

次に、人権啓発補助金、昨年と同額の35万2,000円計上されて使われました。特定の団体、部落解放同盟への補助金であり、税金の使い道としてふさわしくないと私は考

えます。逆差別と言えるもので、国においても同和対策事業はとっくの昔に終了しています。私はこのことを認めることはできません。

最後になりますが、本市の36あるスポーツ施設が全て民間の指定管理となりました。市民共有の貴重な財産であり、市が責任を持って管理し、運営すべきと考えます。この民間任せのやり方では、本当にこの日置市内に不安定な非正規の雇用が広がるばかりだと考えます。この町に住んでいてよかったと誰もが言えるような決算とは程遠いと申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

次に、認定第2号令和5年度日置市国民健康保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

所得の1割から2割超える、それぐらいの高過ぎる国保税は引き下げが必要です。国保世帯の中で7割、5割、2割軽減の世帯が全体の70%を占めています。すなわち所得の低い世帯が多く加入しているのが国保です。削られ続けてきた国からの市町村国保への財政支援を元に戻すべきです。国が財政支援をしつかり行わなければ、国保財政は成り立ちません。払いたくても払えない、滞納がある世帯が令和5年度で442世帯ありました。その方たちの中で短期保険証が290世帯、資格証明書の発行が30世帯でした。当たり前の保険証を発行し、医療を受ける権利をまず第一に保障すべきです。この条例改正で国保税のさらなる値上げが示されていますが、私は断固として認めることはできません。一般会計からの法定外の1億円の繰入も復活させるべきと申し上げて、反対討論とさせていただきます。

次に、認定第6号令和5年度日置市介護保険特別会計決算認定について、反対討論を行います。

まず、令和5年度も取り組まれました本市の介護予防の取組は効果も上がっており、高

く評価をしておきたいと思います。介護保険料と利用料の負担が重すぎます。年金から保険料が天引きされていますが、僅かな年金から天引きすべきではありません。3年ごとの制度の見直しのたびに負担は重く、サービスは利用しにくくなっています。制度が始まった当初は保険料3,000円程度でしたが6,000円を超えています、倍以上になっています。また介護報酬の引き下げで施設や事業所の経営はますます厳しくなっており、人手不足も深刻です。施設への入所を希望してもすぐに入れず待っている方、待機者が多くいるのは問題です。介護職員が不足しており、処遇の改善や休業保障へ労災の認定などを働く人を守る制度が必要です。令和5年度の利用率は94.6%でしたが、安心して介護を受けられていない人が、そういう人がいたという点で、介護保険の特別会計決算は認めることができないと申し上げておきます。

最後に、認定第7号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を家族からも切り離し別枠の医療制度をつくったことそのものが差別です、問題です。こんな冷たい国はほかにありません。年金暮らしの高齢者は物価高騰でやりくりはとても大変です。物価は上がって年金は目減りしています。後期高齢者医療の保険料の負担もですが、医療費の窓口負担も重くされています。3割負担、2割負担も導入されています。払いたくても払えない滞納者にも6人に短期保険証が令和5年度発行されました。医療を受ける権利を全員に保障すべきです。特に高齢者には短期保険証は厳しすぎます。年を取って働けなくなったとき、お金があってもなくても安心して医療や介護が受けられる。長生きしてよかったと思える、そういう日置市にしたいと心からそう願ひ、

反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、認定第1号に対する福田晋拓議員の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

私は認定第1号令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

日置市で会計年度任用職員の皆さんが様々な部署で活躍されている点と、市内36の体育施設を指定管理者制度で運用している点は、人件費の大幅削減や体育施設の一括した管理がされ、スムーズな予約ができるなどのメリットにつながっていると考えます。

また日置市は人権同和問題の意識の高揚と啓発を図るため、関係団体に補助金を交付する日置市人権啓発研修事業補助金交付要綱を定めており、その要綱に沿って一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指すための人権啓発研修事業を行った者へ補助金を交付しているものであり、何ら問題ありません。

子育てに関する経済支援を充実させる小中学校就学援助の審査の在り方、事業の執行についても何ら問題ないと申し上げます。

また日本の平和と安全を守る自衛官募集事務についても、自衛隊法や自衛隊法施行令と日置市個人情報保護条例に基づく適正な情報提供であり、日置市では除外申請をすることで情報されないなどの考慮もあり、何ら問題ないと認識いたします。

ちなみに、広報ひおきの自衛隊募集の案内に出ていた自衛官は、災害派遣現場での自衛隊の頑張りに感動し、募集案内で今年入隊した私の息子であります。

マイナンバーカードについては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が定められています。これは一般的にマイナンバー法と呼ばれている法律であり、この中で規定された高度なセキュ

リティ施策が施されています。日置市でのマイナンバーカードの普及率も8割を超え、コンビニ交付事業では窓口よりも安い金額で土日でも住民票や印鑑証明などの取得ができるなど、住民サービスの向上につながり、またそのことで窓口業務の軽減化にもなっています。今後はマイナ保険証やマイナ免許証など、さらなる行政運営の効率化と市民が利便性の向上を得られると考えます。

このように、予算執行による事業の実績や成果は適正かつ効率的で評価できるものであり、認定第1号令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定は認定すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、認定第2号に対する池満渉議員の賛成討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

認定第2号令和5年度日置市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の討論をいたします。

先ほどありました決算委員長の報告と若干重なる内容もございますけれども、ご容赦を願いたいと思います。

ご承知のように、本会計の被保険者数は毎年減り続け、その運営は厳しいものがあります。令和5年度の被保険者数は9,358人、世帯数は6,381世帯、滞納繰越分を除いた収入済の保険税総額、これは約7億6,300万円です。これを単純に世帯数、被保険者数で割ると、平均の税額は1世帯当たり年間約11万9,500円、1人当たり年間約8万1,500円となります。全6,381世帯のうち保険税の7割軽減が39%、5割軽減が18%、2割軽減が12%で、報告がありましたようにおよそ70%、7割が軽減世帯であります。全体の構図としては7億6,300万のいわゆる保険税総額の70%、7割を軽減なしの世帯の

約3割が負担をしている構図になります。この3割の軽減なし世帯の平均税額は年間で約26万6,000円です。

令和4年度まで保険者である日置市は、一般会計から1億円の法定外の繰入を行ってきましたけれども、不公平感を指摘する声や国や県からの平準化に向けた指導などもあり、取りやめたところであります。

ご承知のように、国保会計では一般の社会保険の制度のように事業者等の負担分がなく、重税感是否めませんが、その分、70%、7割を占める軽減世帯の軽減相当額の約3億8,500万円が国から繰り入れられる、そんな構図であります。結果、減り続ける被保険者数と増え続ける医療費のはざまでも、令和5年度決算では実質収支が約9,000万円の繰越し、黒字となりました。執行部は厳しい運営の中で特定健診の勧奨やヘルスアップ事業など、医療費の削減に必死に取り組んでいます。前年度、いわゆる令和3年度からの繰越金を差し引いた単年度の収支は7,700万円の赤字という結果であります。4年続けての赤字でその存続さえ危ぶまれる中で、国保運営審議会では、保険料率の改定は今後も避けて通れないのではないかなという議論もあるようであります。

全国の自治体の動き、国の動向も見極めながら、これからの運営を模索をしている執行部の苦悩と、一方、よい医療を受けたいという市民の願い、この2つに答えなければならないという、そんな使命感も感じた決算であり、認定できるものと判断をして賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、認定第6号に対する下御領昭博議員の賛成討論の発言を許可します。

○15番（下御領昭博君）

ただいま議題となっております、認定第6号令和5年度日置市介護保険特別会計歳入

歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和５年度の介護保険事業は３年ごとに算定されず、第８期計画の最終年度でコロナ禍の影響が考慮される中での事業運営となりましたが、大きな問題もなく、当初の計画どおり予算執行がなされていました。このことにつきましては、介護保険課と介護サービスを提供している事業所など、関係機関の間で使われている緻密な連携や信頼関係の成果だと認識しています。

また１号被保険者数が増えている中で、要介護認定者数は減少しています。このことにつきましても、健康保険課が取り組んでいる市民の健康づくりに関する事業と、介護保険課が取り組んでいる介護予防事業等がうまく連携し合っている効果の表れではないかと認識しています。

そのほか、介護保険料の基準額も県や県内１９市の平均値より安く設定されている中で、令和５年度末の介護保険給付費準備金残高は令和４年度末と比較して１億５,１６４万円増えており、健全な財政運営がなされていると評価できます。

なお、先ほど反対討論の中で、介護保険料の基準額が高くなっているとのことでありましたが、鹿児島県平均は基準つき額６,２８６円で、日置市の基準つき額は６,１００円です。これは、平成３０年度から変わらず県内の中でも安いほうに設定されています。介護保険料は所得に応じて９段階に設定されており、介護状態に応じて介護サービスを受けられます。

今後も引き続き努力されることを要望いたしまして、令和５年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、認定第７号に対する福田晋拓議員の

賛成討論の発言を許可します。

○３番（福田晋拓君）

改めまして、私は認定第７号令和５年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の全ての人、または一定の障がい者が認定された６５歳以上の人の医療費の負担を軽減し、必要な医療サービスを安心して受けられるようにした医療保障制度です。この制度の財政運営は都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合が行うこととされており、鹿児島県では鹿児島県後期高齢者医療広域連合が財政運営を行い、市町村の役割といたしましては保険料の徴収、申請の受付などの窓口業務があります。医療費は一部負担金の割合が１割、２割、または３割に判定されますが、これは前年の所得等によるものであり、残りの給付を行うための財源は国や県、市町村からの公費から約５割、現役世代の保険料である後期高齢者支援金から約４割、後期高齢者医療保険料から約１割となっています。

また少子高齢化による人口構成の変化により、現役世代の負担がより重くなっているため、今年度から後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率が同じとなるように制度改正が行われました。

そのような中、日置市では保険料の徴収申請の受付などの窓口業務をはじめ被保険者の方が健康を維持していけるように健康診断や介護予防に関する取組などを行い、医療費削減に向けて適正に業務を行っており、後期高齢者医療制度の持続に努めていると認識しています。高齢者の健康と命を守るための保険料徴収や予算執行による事業の実績や成果は十分評価できるものであり、認定第７号令和５年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は承認すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第9号までの9件を採決します。この採決は議案等採決区分表の採決順位により行います。

まず、採決順位第2の認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第8号及び認定第9号までの5件を採決します。

お諮りします。5件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第2の認定第3号から認定第9号までの5件は委員長の報告のとおり認定されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、採決順位第3の認定第1号、認定第2号、認定第6号及び認定第7号までの4件を採決します。

まず初めに、認定第1号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第1号令和5年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第2号令和5年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第6号令和5年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方

は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第7号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

△日程第19 請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書

△日程第20 陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情について

○議長（並松安文君）

日程第19、請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書及び日程第20、陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情についての2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長富迫克彦君登壇〕

○文教厚生常任委員長（富迫克彦君）

ただいま一括議題となりました請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書及び陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず請願第2号でございますが、本請願は日置市伊集院町妙円寺に所在する前原総合医療病院耳鼻咽喉科医師の黒野祐一氏を代表とする4名の連名により提出され、紹介議員は

黒田澄子議員であります。

7月1日の本会議において、閉会中の継続審査として本委員会に付託され、8月21日に委員全員出席の下、委員会を開催し、紹介議員と所管の市民福祉部介護保険課に出席を求め、趣旨の説明、本市の現状や見解について説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

請願の趣旨といたしましては、加齢性難聴は、近年の超高齢化社会において年々増加しており、慢性中耳炎や感音性難聴を併発している場合、さらに聴覚の低下を招く恐れがある。

また、難聴が進むことで日常生活におけるコミュニケーションに支障を来すだけではなく、鬱や認知症の要因にもなっている。

現在、有効な薬物療法や手術療法はなく、補聴器着用が唯一の改善策とされており、鬱や認知症の予防にもつながっている。

補聴器の価格については、数万円から数十万円と幅広く、70デシベル以上の難聴者は公費助成が受けられるが、69デシベル以下の難聴者には助成制度はない。

この中等度難聴者に対しても助成制度があれば積極的に補聴器を購入し、日常生活に支障を来さず、鬱や認知症の発症リスクの軽減につながり、介護保険制度の費用抑制にもつながることが期待される。

以上のような趣旨により、中等度難聴高齢者の補聴器購入に係る助成制度の創設を求めるとするもので、請願事項としましては、高齢難聴者の日常生活の質を高め、鬱や認知症の発症を予防するため、日置市独自で中等度難聴、あるいは補聴器の装用が必要と思われる高齢者への補聴器購入費助成制度を創設することとのであります。

次に、所管課の介護保険課から、本市の現状と請願内容に対する見解について説明を求め、その内容について質疑を行いましたので、

主なものをご報告いたします。

委員より、本市において、加齢性難聴者の調査を行っているのかとの問いに、現在まで調査を行っていないので把握していないとの答弁。

また、県内でも既に助成制度を実施しているところがあると思うが、本市の考えを伺うとの問いに、全国的に助成制度を実施している自治体は143自治体で約8%である。県内の状況については、曾於市が片方の耳に対する補聴器の補助として対象経費の2分の1で2万円を上限に補助している。本市としては、難聴を悪化させる生活習慣の改善や加齢性難聴の早期発見、医療機関への早期受診を促すとともに、市民への周知啓発が必要であり、ほかの障がい者サービスとのバランス、補聴器購入費助成に伴う財源確保も課題であると考えている。今後も国や他自治体の動向を注視していきたい。

併せて、厚生労働省によると、難聴がフレイルや認知症のリスクとして認識されていても、難聴の症状がある方が補聴器を用いた場合、有効な効果をもたらすかどうかのエビデンスは限定的であり、補聴器を装着することにより認知症の進行を抑制するのかなど、その効果の検証が重ねられている。

補聴器を購入する際、医師に相談の上、認定補聴器技能者による調整やフォローアップが必要であるが、実際、医師等への相談せずに補聴器を購入し、実際には使用しなかったり紛失される方もいるので、正しい補聴器の購入についての啓発も必要と考えるとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付したところ、今回の請願は医療機関の現場で現状をよく理解された方々からの請願であり、内容についても重く受け止めるが、実際、加齢性難聴でお困りの高齢者の方々からの請願ではないこと、最近、

メガネ屋さん等の広告でも見られるように、耳鼻科を受診しなくても補聴器を購入できる環境があるなど、医療機関を受診しない傾向も背景にあるのではということも感じており、市民の皆さんがどの程度お困りなのかは推察できない。

また、執行部から説明があった障がい者を取り巻く各種助成制度とのバランスを考えたとき、厳しい財政状況と限られた財源の有効活用を踏まえ、国の動向をもう少し見据えたほうがよいと考えることから、この請願に反対するとの反対討論がありました。

また、加齢性難聴により社会参加しづらい方も多い。

また、少ない収入で補聴器を購入できない方もいる。

今回、市内の耳鼻咽喉科医4名が加齢性難聴者の現状と補聴器の必要性について請願されたことに対し、本市でも助成制度を創設し、加齢性難聴者に対する先進地となつてほしいとのことから、この請願には賛成するとの賛成討論がありました。

その後、採決の結果、請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

また、その後の9月18日に開催しました文教厚生常任委員会において、当委員会の黒田澄子委員より、同請願に対する、国に対する助成制度の創設を求める意見書の提出がありましたので、提出委員に提案理由の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

採決の結果、全会一致での賛成は得られなかったことから、当委員会としてこの意見書を発議として提出するには至りませんでした。

次に、陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情につきましてご報告いたします。

本陳情は、日置市伊集院町下谷口在住で、鹿児島県退職女性教職員連絡協議会日置支部

会長の西ツキエ氏より提出されたものであります。

7月1日の本会議において、閉会中の継続審査として本委員会に付託され、7月22日に委員全員出席の下、委員会を開催し、所管課である市民福祉部健康保険課に出席を求め、制度の説明や見解を伺い、質疑、討論、採決を行いました。

陳情の趣旨としましては、マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されることが決定したが、高齢者、障がい者には申請が困難であったり、窓口で無効と判断され10割の医療費を請求されたり、他人の情報が紐づけられていた事例があったり、問題が続出している。

被保険者や医療現場からも不安と懸念の声が上がっており、国民の不安と不信が払拭されない中、マイナ保険証の利用率も向上していない。

このまま現行の健康保険証が廃止されることになれば、国民皆保険制度の根底を揺るがしかねない。

何ら不都合なく使えるこれまでの健康保険証を存続させるために、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出を求めるものである。

陳情項目としまして、1、マイナンバーカードと一本化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。

2、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行の健康保険証を存続させるとの2つであります。

次に、所管課の健康保険課から、制度の概要や本市の現状等について説明を求め、その内容について質疑を行いましたので、主なものをご報告いたします。

委員より、今回の制度改正に伴う問合せ等はないのかとの問いに、先日、マイナンバー

カードにより医療機関を受診する際の利用方法やメリット、注意事項等が記載されたパンフレットを被保険者に送付したが、特に問合せ等は来ていないとの答弁。

また、最近テレビCM等で今回の改正について周知している中、国はマイナ保険証と紐づけされていない被保険者に対し、申請がなくても資格確認書を交付し、医療を受けられないことがないように柔軟に対応することになっているが、今後においても同様の取扱いが続くのかとの問いに、現時点では、期限等の情報は入っていないが、今後も切れ目のない医療を受けられる体制になると思われるとの答弁。

また、マイナ保険証では、医療費の自己負担割合をどのようにして確認するのかとの問いに、マイナポータルサイトからそれぞれ確認できる。

また、ご自分で確認できない場合、市役所にマイナンバーカードをご持参いただければ確認することができるとの答弁。

また、陳情書には、マイナ保険証の利用においてトラブル事例が記載されているが、本市の状況はどうかとの問いに、顔認証での確認がうまくできない事例は数件あったようだが、暗証番号での確認方法で対応できている。その他のトラブルについては特にないとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付したところ、これまでマイナ保険証を利用する際にトラブルがあり、市民から不安の声を聞く。

今回の法改正は、被保険者が医療を受けられない状態にならないよう柔軟な制度になっているようだが、市民の不安を払拭するためにも現行の健康保険証を残していただきたいことから、この陳情の趣旨に賛成するとの賛成討論がありました。

また、マイナンバーカードに健康保険証の機能があることは、複数のカードを所持することなく、便利で実用的である。

これまでの健康保険証は更新があり、保険者において毎年更新作業を行ってきたが、法施行後は保険証に期限がないため更新作業もなくなり、保険者の費用負担も軽減される。

資格確認書の申請手続は不要であり、マイナ保険証と紐づけられていない方も安心して医療を受けられる環境にあるとのことから、この陳情の趣旨には賛同できないとの反対討論がありました。

その後、採決を行い、採決の結果、陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情については、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

なお、令和6年12月2日の法施行に伴い、マイナンバーカードと健康保険証が原則一本化されるが、被保険者がこれまでどおり安心して医療を受けられる体制を今後も維持し、不利益が生じないよう取り組んでいただきたいとの附帯意見を付しておきます。

以上で、文教厚生分科会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、請願第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、池満渉議員の反対討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

請願第2号の採択に反対の討論を行います。

今、富迫委員長から大変詳しく委員会の報告がございました。討論の骨子については、いくらか繰り返しになる部分もあるかもしれ

ません、重複するかもしれませんがご了承くださいと思います。

加齢による中程度の難聴対策は高齢者の社会参加に寄与し、認知症予防にも効果が期待できると4名の耳鼻咽喉科の先生方が請願趣旨で述べられております。まずは日置市議会でも当事者である市内の高齢者の方々に補聴器の購入の際にどのようなことに困っているのか、あるいは補聴器の使用についてどうなのか、その実態などをしっかりと調査研究する必要もあると思います。

私は請願趣旨には大いに賛同するものであります。ただ、これから申し上げる3つのことを論点として、現段階での、今の段階での請願事項の採択には反対であります。

まず1つ目は、県内で唯一、この制度を設けている曾於市の実態からであります。委員長の報告にもありました、令和4年度から開始した制度の利用者は年間で平均40名ほどになり、1人2万円を上限に耳鼻咽喉科の先生方の意見書が必要となっております。ご存じのとおり補聴器の値段は様々であります。曾於市の職員の方のお話を聞くと、購入の際になってから補助制度を知った、あるいは補助がなくても私は購入するというような声もありますということでありました。このことから、制度創設が切実な市民の願いに応えたものであったのか、そして、それは補聴器購入の動機につながったのか、そのことを疑問にも感じるところであります。それでも曾於市のほうとしては制度が始まって3年目に入り、いろいろな効果はまだ分からないけれども介護予防、認知症予防の1つとして継続していく予定であるという感想を聞かせてくださいました。なぜ県内で曾於市だけが取り組んでいるのか。またそれ以外の自治体の動きなども含めて本市が参考とするには、もう少し時間が必要な気がいたします。

2つ目に、加齢による体のほかの部位の衰

えとのバランスについてであります。大方の人が高齢になると、老眼、あるいは目の衰えがあります。老眼鏡などの眼鏡など、その購入にも補助制度が必要となってくるのでしょうか。本や新聞を気軽に読めなくなると情報不足から認知症のリスクは高まり、車の運転も危うくなり、日常生活に不便を来します。また、多くの高齢者が加齢による変形性膝関節症などで悩んでいることも私は知っております。その歩行には杖も必要になります。杖の購入にも補助制度が必要になってくるのでしょうか。

先月の南日本新聞に、補聴器の使用、その実態についてという記事がありました。お読みになった議員も多いと思いますけれども、概略は次のとおりであります。海外での補聴器使用割合は40から50%なのに、日本では15%台で低いと。そして、それに満足している割合も50%台と低い。つまり日本では100人のうち15人が補聴器を使用して、その半分が満足していないというようなことになります。補聴器は医師の処方不要で、メガネ店やネット通販でも購入できます。委員長の報告にもあったとおりであります。そうした中で、補聴器を買ったけれども合わないタイプの機種だったり、その人の聴力に応じた調整がなされていない、そんなこともあって使っていない人が多いのも実態のようでもあります。これらを解消するために、宇都宮市の耳鼻咽喉科では、言語聴覚士と一緒に患者一人一人の生活環境に応じ、補聴器から入る音をおよそ3か月かけて調整をしました。その結果、これまでに治療した、その関係者の方々が治療した約2,200人が、その96%が自分に合った補聴器を購入ができた。そのうちの81%がそれに満足しているというような内容の記事でありました。

ご承知のように、この宇都宮市は人口規模、日置市のおよそ10倍ぐらいでしょうかね、

50万人ぐらいいるんだろと思いますが、また曾於市とも違った形で補聴器の補助制度というのを作っているところでもあります。

また私たちの身近に、割と安価で言語聴覚士がサポートして、使っていない、今持っている補聴器の調整や相談をやってくれる法人などが今もこの身近にあるようであります。新聞などにも広告も出ております。

この事例が示すように、補聴器については一人一人の聴力に合わせた適切な調整が必須で、補聴器の有用性、補聴器を使いましょうというようなことを広く市民の方々に知ってもらうよう、そんな取組が購入の補助に先駆けてまずやらなければならないことじゃないかと思います。専門の医療機関と補聴器販売の団体と併せて、行政がそういったことにどこまで関与できるのかは分かりませんが、一緒になってバックアップができていけばいいというふうに思います。

今、我が国は医療保険制度が整い、介護保険制度や障害者医療制度など、完璧とは言えないまでも多くの制度が作られています。例えば、基準はありますけれども、難聴で障がい認定されれば補助制度があります。また、白内障の手術も公的医療保険制度の対象となりました。人生100年と言われる中で、人は必ず年をとりますし、加齢による体の不調、不具合は当然のことであり、同時にこれから先少子高齢化、人口減少がさらに進めば、最大の危機は財政状況の悪化であります。

私たち議員は市民の声を代弁し、形にすることも仕事の一つですが、一方で議会と執行部は車の両輪だとも言われ、真に必要なことは何か、今どうなのかという、その熟慮が必要であります。永続性が見込まれる制度の導入には、特に対象となる事案の実態や真に必要な人にちゃんと手当ができるのか、その基準の設定など、十分な検証は不可欠であります。

さきにコロナの給付金から物価上昇に伴う給付金事業など、住民税非課税世帯などを中心に給付をされたところであります。これは、国の事業とはいえ、真に必要な世帯、真に厳しい市民に届いたのでしょうか。これから地域住民への重層的な支援体制の構築が始まります。補聴器などの議論の前に、難聴の人には私たち自身が近づいたり、ゆっくり話したり、そんな私たちみんなの弱者を気遣う行動が一番の基本ではないでしょうか。

以上、現段階での請願の採択、これに反対する理由を申し述べ、私たち自身も加齢による体の衰えに備えていくことを改めて自覚をして討論を終わりたいと思います。

○議長（並松安文君）

次に、黒田澄子議員の賛成討論の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器助成制度の創設を求める請願につきまして、賛成の立場で討論いたします。

この請願は日置市内で高齢者の中等度難聴、いわゆる加齢性難聴の相談に当たる耳鼻科の医師4人から出されたもので、この方々は日々高齢市民の検査をしたり、相談を受けていらっしゃる現場の方々のご声でございます。そもそも聴覚障がいがある子どもや病気や事故での難聴の方は障害手帳をお持ちで、安価に補聴器も購入できますし、町の耳鼻科医ではなく大きな大学病院等に通院されているので、この日置市内の町の耳鼻科では高齢になって聞こえに不安がある高齢者の患者が多いと言われています。その方々の声を代弁しての請願であると、まずは申し上げておきます。

また、国は、既に同様の聞こえに問題があるが障がい児認定されていない、手帳を持たない子どもにも、軽度中等度難聴児補聴器購入助成制度を作っています。この子どもたち

への制度は、学校教育下での授業を受けることや学校生活でのスムーズな対応ができるための制度でございます。また平成28年に障害者差別解消法も制定しました。ここで言う障がい者は、手帳の有無に関わらず、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人、全てが対象となっており、自治体は合理的配慮を求められたら負担が重すぎない範囲で対応していくことと明記されています。

人は年を取り、様々な症状が出てくるわけですが、加齢性難聴もその一つで、特別な理由ではなく誰でも加齢によって耳の聞こえが悪くなると言われています。

また、難聴は認知症や鬱を発症する原因の一つとも言われていますし、こういった理由を鑑み、全国でも既に237自治体が補聴器助成を行っています。人生100年時代を迎え、来年2025年は団塊の世代が75歳になり、後期高齢者に突入する年を迎えます。市民が心健やかに社会生活に長く参画できる高齢期をかなえるためにも、音や周りの方々との会話ができるといった聞こえるという機能はとても大事な機能であると考えます。

本市事業のいきいきサロンや筋ちゃん体操など、会話がうまくできないと参加の足が遠のいていらっしゃる、そういう高齢者もいらっしゃる、それがさらに孤立されていくことへもつながっていくのではないかと不安を覚えるところでございます。

台風10号の折にも防災無線が小さくて聞こえなかったと苦情が出た地域もあったようですが、これも放送の音量だけではなく、聞く側の市民の聴力低下にもよるものがあつたと推察されます。災害時、情報が聞き取れないことは命に及ぶ場合があります。まして停電があるとテレビが見えませんので、さらに情報が取れにくい市民が増えると考えます。高価な補聴器が必要となるのは年金暮らしに入った頃で、現役世代に比べると低所得に入

る方が多い頃です。安心して高齢期を過ごすための中等度難聴の方へ補聴器助成制度は大切な制度であると申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（並松安文君）

次に、福田晋拓議員の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

ただいま議題となっております請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器助成制度の創設を求める請願につきまして、私も賛成の立場で討論いたします。

加齢により耳が遠くなり日常生活に不便を感じているお年寄り、また本人は感じていなくても、こちらからの声が伝わりにくい、会話が一方的に近く、コミュニケーションを取りづらいお年寄りという方々は日置市内にも多数いらっしゃる感じております。

また、私は先日の台風10号が通過後、停電で困っているお年寄りをたくさん見かけました。エアコンも扇風機も家の中で使えず、家から出て日陰で涼しんでいる人たち、中には携帯の充電が切れて家族と連絡が取れなくて困っているお年寄りの方々もいらっしゃいました。

市は、涼み所や充電スポットなどを開設して対応されていましたが、その情報がこの方たちに届いていませんでした。防災無線や屋外のスピーカーからの呼びかけが聞き取れなかったとの苦情も直接いただいております。回覧板やホームページなどの目で見える情報も大切だと思いますが、災害時など緊急の場合はやはり耳から聞く情報が非常に大事だと考えます。日置市のたくさんのお年寄りが安心して普段の生活を過ごすだけでなく、災害時の命を守るためにも中等度難聴高齢者の補聴器の購入に要する費用の一部を助成することは大切な制度であると考え、賛成討論いたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は採択です。本件について委員長の委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、請願第2号中等度難聴高齢者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美議員の賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情について、賛成の立場で討論を行います。

現行の保険証で何ら問題はなく、このまま残すべきであると考えるために賛成です。健康保険証の廃止はマイナンバーカードの強制にもつながると考えます。このまま残すべきと考えるため、賛成いたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、福田晋拓議員の反対討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

ただいま議題となっております陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情につきまして、

私は反対の立場で討論いたします。

大正11年、日本では健康保険法が制定され、昭和2年に施行され、健康保険が始まりました。その後、昭和33年に新たな国民健康保険法が制定され、全ての市町村において国民健康保険事業の実施が義務化され、昭和36年に全ての国民が公的な医療保険に加入している状態、すなわち国民皆保険が達成され、公的医療保険の加入者が保険料を出し合い、万一の場合に安心して医療を受けれるようになりました。

そして、この国民健康保険事業の制度を維持するために、これまで複合的な対策が何度も行われてきました。現在、日本では現行の健康保険証では正確な本人確認が困難であるため、誤りや不正使用、それに転職や退職時に保険証の返却義務を怠ったり、忘れたり、失効した古い記載内容の保険証を使うなどの問題が多数発生しており、その処理には莫大な損害が出ている状況です。

そこで、日本の公的医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、令和3年からマイナンバーカードを健康保険証として利用する、いわゆるマイナ保険証の導入が始まりました。マイナ保険証ではデータに基づく、よりよい医療が受けられる、手続なしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除される、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる、医療現場で働く人の負担を軽減できるなどのメリットがあります。

私はこう見えて血圧が高くて、以前は上が240、下が180ほどでした。そのため血圧の薬を今飲んでいますが、その飲んでいる薬の名前を忘れてしまう上に、お薬手帳もすぐ忘れてしまうなど、初めて行った病院などではこの病院のほうに迷惑をたくさんかけてしまっています。このように、今まで過去のお薬や治療等の情報を診察や薬局で口頭で正しく伝えることは大変でしたが、マイナ

保険証を用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初めて受診する医療機関、薬局でもデータでお伝えすることができるようになったため、よりよい医療を受けることができるようになりました。

さらに過去の情報や資格情報などを共有できることで、医療現場でも業務効率化や負担軽減につながっていると思います。

またマイナンバーカードを取得されていない場合でも、本人の被保険者資格の情報などを記載した資格証明書を無償交付される予定で、現行の健康保険証を存続させなくても大丈夫だと考えます。

我が国は日本国民全員が公的医療保険で保障され、世界最高レベルの平均寿命と保険医療水準を実現してきました。この世界に誇れる日本の国民皆保険を守っていくためにはマイナ保険証への移行だけでなく、今後もいろいろな対策が必要になってくると思います。

よって、陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情につきましては、反対とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。この採決は電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第8号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第8号健康保険証の存続を求める陳情については、不採択することに決定しました。

△日程第21 議案第64号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第21、議案第64号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第64号は、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてであります。

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（瀬戸口亮君）

議案第64号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。別紙を御覧ください。

第3条第3項第1号並びに第2号及び第3号中の引用条文の改正は、所得限度額の引上げと第3子以降の加算額の引上げに伴うものであります。

なお、直近の日置市の対象世帯は440世帯、今回の改正により影響を受ける世帯は

10世帯程度と見込んでおります。

附則としまして、この条例は令和6年11月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第65号令和6年度日置市一般会計補正予算（第5号）

△日程第23 議案第66号令和6年度日置市水道事業会計補正

予算（第2号）

△日程第24 議案第67号令和6年度
日置市下水道事業会計補
正予算（第2号）

○議長（並松安文君）

日程第22、議案第65号令和6年度日置市一般会計補正予算（第5号）から、日程第24、議案第67号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第65号は、令和6年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億7,775万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を329億3,251万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は、台風第10号による消防費や災害復旧費などについて、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、分担金及び負担金につきまして、農地災害復旧費分担金の増額により497万円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金及び現年補助林道災害復旧事業費国庫補助金の増額により1億1,532万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額により1億885万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により3億1,571万4,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債や現年補助公共土木施設災

害復旧事業債などの増額により1億3,290万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費につきまして、自治活動推進事業費で、自治会公民館敷地等災害復旧事業費補助金の増額により31万7,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして、水道事業会計事業費で、水道事業の災害復旧に伴う補助金の増額、環境衛生費で、共同墓地等災害復旧補助金の増額により1,082万5,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして、消防本部費で、北分遣所非常用発電機設置に伴う工事費の増額、非常備消防総務管理費で、全国消防操法大会出場に伴う経費の増額、災害対策費で避難所設置に伴う職員手当等の増額などにより2,492万2,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、農道、水路、林道などに係る農林水産施設災害復旧費の増額、道路、河川、公園などに係る公共土木施設災害復旧費の増額、学校や社会教育施設などに係る文教施設災害復旧費の増額により6億4,169万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第66号は、令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は総額に一般会計からの災害復旧に伴う補助金1,055万円を追加し、総額を10億7,216万7,000円と、支出は、総額に1,973万2,000円を追加し、総額を10億3,312万7,000円とするもので、配水管破損等修繕の増額などを計上いたしました。

次に、議案第67号は、令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億2,728万円と、支出は総額に100万円を追加し、総額を6億1,106万8,000円とするもので、倒木や土砂埋没などによる修繕費の増額を計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号から議案第67号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号から議案第67号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号令和6年度日置市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号令和6年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号令和6年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第25 意見書案第1号中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書

○議長（並松安文君）

日程第25、意見書案第1号中等度難聴高

齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔１４番黒田澄子さん登壇〕

○１４番（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております意見書案第１号中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

中等度難聴、いわゆる加齢性難聴は、特別な場合に起こるのではなく、高齢になったことによって起こる難聴の症状です。結果、誰でもなり得る症状のために超高齢化社会の日本において問題点でもあります。我が国の難聴者は人口の１０％、７５歳以上では３４．４％となり、３人に１人がコミュニケーションに支障を来している難聴社会であるとも言われています。世界で見ると補聴器の使用率はデンマーク４７．８％で、ほぼ半分の人が使用していますが、日本では１３．５％と１割ちょっとの使用率です。既に助成制度のある東京都豊島区へ調査に行きましたが、補聴器装用が必要なレベルだが数年放っておいて、その後にやはり問題があって装用した方のほとんどが、もっと早く補聴器をつけておけばよかった、よく聞こえて生活が楽しいと感想を言っておられました。

ここに着目した全国の市町村では、現在２３７の自治体が補聴器助成を行っており、県内では曾於市が助成を行っています。曾於市は上限２万円の助成で、昨年度は４０人がこの制度を利用され、８０万円の支出があったようです。世界的に類を見ない超高齢化社会、人生１００年時代に入った我が国における助成制度の創設は急務と考え、地方自治法第９９条の規定により関係省庁に意見書を提出するものであります。内容につきましてはお手元に配付してありますとおりで、朗読は

省略いたします。送付先は厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣共生社会担当、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣であります。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○１１番（山口政夫君）

ただいまの意見書に質疑を１点だけです。

中等度難聴の高齢者への助成制度創設を求める意見書ですが、高齢者ということは６５歳以上なのかなと考えます。そこで、なぜ６５歳以上だけを補助を求めるのか。６５歳以下を対象としない理由は何でしょうか。

と申しますのも、鹿児島県も１８歳以下の軽度・中等度の難聴者への助成制度を鹿児島県が行っております。本市でも数名が申し込みをして活用しているということも確認しておれば、やはり若年層、若い人でもこういう事例があるのかなということを考えまして、６５歳以下を対象としないという理由の説明をお願いいたします。

○１４番（黒田澄子さん）

今、山口議員から質疑がございました。確かに１８歳を超えた子どもたちが障害者手帳を持っていない軽度・中等度の難聴児に対して助成制度があります。私たち公明党はこれを一生懸命進めてきた側でもございます。その後の大学生だったり、社会に出ていくときの人たちの部分は今のところございません。今回はそこを特別外したというわけではございませんけれども、やはり所得が相当低くなっていく、６５歳というのは一応高齢者という括りで書いておりますけれども、実際には一番多く出てくるのがやはり７５歳以上とか、８０代とかになってくると男女ともに７割から８割の方が何らかの聴覚への不具合を感じておられて、補聴器を買いいたいという人たちが

が結構病院にもお見えになるという現状がありましたので、今回はこの65歳以上の高齢者という思いで意見書を出させていただいておりますが、総体的にはそういう、拾われていない18歳以上の若者世代でも実際困っていらっしゃる方がいて、確かに障がい者の差別解消法もできてきておりますので、その点はしっかりとまたやっていかないといけない分野だというのは十分理解をしております。

私は以前、APDのお話をしたときに、学生さんも大学において聞こえが悪いという場合、そういうものを準備してほしいというのは合理的配慮の中で大学に対して言ってもらえる。そのことによってほぼ国立大学ではそういう装用の器具を置いているとか、特に福岡県などでも全ての小中学校には幾つかそういう子どもたちがいることを鑑みて、置いておられるところも出てきております。ここは障害者差別解消法ともうまくミックスできる部分なのかなということも考えております。

今回は65歳以上ということでご理解いただければと思います。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、池満渉議員の反

対討論の発言を許可します。

○19番（池満 渉君）

意見書案第1号について。その提出について不採択と言いますかね、立場での、反対の討論を行います。

今、地震に続く大雨被害など、能登半島地域では復興ができるのか、もしかしたら石川県全体が急激に衰退するのではと、私も心配をしております。また異常気象による大規模な災害は、毎年のように発生をして、これからどこでも起こり得ることです。激甚災害の指定など、その多くが国の力を必要としますし、当然、国・県の力を借りなければ成り立たない、そのための手段の一つに意見書の提出があります。

意見書提出の権限は自治体の公益、つまり社会公共の利益に関する事件について、議会の意思を決定して国・県に表明することであり、その事件の内容、性質から見て公益に当たるのかどうかの判断は、その議会での厳密な検討、協議、実態の調査が最も大事であります。

請願第2号との関連もあり、その反対討論とも一部重なりますが、私たちはこれから先、少子高齢化、人口減少、それに伴う財政状況の悪化など、予想できる社会情勢のその先の予測できない事態に対応しなければなりません。これから高齢者が増える中で障がいや疾病でなく加齢による理由は、真に社会公共の利益と言えるのか、吟味熟慮が必要で、提出者側の判断は慎重にならざるを得ないのではと思います。請願第2号と連動した意見書案でもありますので、意見書案の提出に反対をし、討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、佐多申至議員の賛成討論の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制

度の創設を求める意見書案について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから今後の超高齢社会及び人口減少、少子化、いろいろ話題となっております。財政状況を考えればそういう考えにもなるわけですが、高齢者が1人でも多く社会参加することは、私は重要であると考えています。

先ほど質疑にもありましたが、今回は65歳を対象にした年金受給をする高齢者になって、高額な補聴器の購入に躊躇し、日常生活や社会参加への戸惑いなど支障を来すことを鑑みると、皆が安心して総活躍できる社会を作ろうではありませんか。社会参加への一助として助成制度の創設を求めることは大事だと思います。

以上で、賛成といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。
この採決は電子表決により行います。

意見書案第1号を採決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（並松安文君）

ボタンの押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

押し忘れなしと認めます。

賛成少数です。したがって、意見書案第1号中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書は、否決されました。

△日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（並松安文君）

日程第26、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいと申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第27 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第27、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員会から、所管事務調査結果報告がありました。委員会からの報告書は市長へ送付いたします。

△日程第28 行政視察結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第28、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会及び広報編集委員会から、議長へ行政視察結果報告がありました。総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会からの報告書は市長へ、広報編集委員会からの報告書は議員へ送付いたします。

△日程第29 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第２９、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第１６７条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉　　会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、９月４日の招集から本日の最終本会議まで３６日間にわたり、令和６年度一般会計補正予算をはじめ、特別会計補正予算、人権擁護委員の同意、財産の減額譲渡、日置市国民健康保険税条例の一部改正、被保険者証の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、令和５年度日置市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、市政の運営に一層

のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりますのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、令和６年第３回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

午後２時２６分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日 置 市 議 会 議 長 並 松 安 文

日 置 市 議 会 議 員 山 口 政 夫

日 置 市 議 会 議 員 中 村 尉 司